

畏くも幼き御時より、極めて御健康の上に、御養生極めて嚴重に在すが爲、御心身の御強いことは殆ど絶倫であらせ給ふた。又御性格の御英明なことは、御祖父たる明治大帝に酷似あらせられ、特に最も大帝の長所美點を傳へ給ふたのである。陛下には、我國で古來より前例のない、海外御巡遊を仰せ出され、御補導役として閑院宮載仁親王殿下に隨伴仰付けられ、軍艦香取に召され鹿島を供奉艦として、大正十年三月三日御出發五月七日英國御到着、更に佛、白、蘭、伊の諸國に御巡幸、悉く人望を收めさせられ九月三日横濱に御歸著あらせられた。航程實に二萬三千三百四十七哩、我國天孫として、遠く萬里の異域に臨ませ給ふたことは、實に開關以來未曾有の盛事であつた。世界の社交場裡に立たせられて、極めて打ちとけた御社交振を發揮せられ、國際感情の上に非常な好印象を残されたことは、誠に慶賀に堪へぬ次第である。

先帝陛下には、御不幸にして御少時から御健康勝れさせ給はず特に數々の御大患にさへかゝらせられ、御即位後間もなく世界大戰となり、御精勵殊に度を過ごさせられて御不例と相成られたので、攝政を置かせらるゝの餘儀なきに至つた。即ち御年二十一、大正十年十一月二十五日攝政に御就任遊ばされた。

大正十一年九月、御納采の御儀を目出度くすませられ、大正十二年秋季を以て御成婚の御儀を擧げさせらるゝことに御定めになつたが、突如關東地方を襲ふた大震災のため、深き思召から御延期の旨仰出された。

かくて大正十三年一月二十六日午前十時十五分、宮中の賢所大前に於て、久邇宮良子女王殿下と御結婚の大儀を擧げさせられたのである。

大正十五年十二月、先帝陛下御重態に陥らせ給ひ、遂に二十五日御崩御遊ばすや、即日人皇第二百二十四代の天皇として御踐祚遊ばされた。

天皇陛下には、皇祖皇宗の尊嚴なる傳統を承けさせられて、畏くも孝道、祖先宗敬の大御心から、常に神を祭らせられ、神の御心、神の御遺訓を國家統治の上に實現し給ふことを以て、神の御恩に報いまゐらす所以の道であり、且つ之を以て天職となし給ひ、御聖德彌高くましますことは、我等臣民の眞に恐懼感激に堪へない所である。

今この御聖德のほんの一端を謹話することにする。

御歴代の天皇が、身を正しうし、道を行ひ、民を愛し、教を垂れ、以て模範を萬世におのこしになり、臣民も亦心を合せて道徳を重んじ、忠孝に勵んだことは、屢々話をした所である。

明治天皇は教育勅語に於て、

朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

と仰せられた如く、我國は實に君臣一體となつて、道徳を尊重する國柄である。

昭和三年十一月、天皇陛下御即位の禮を擧げさせられ、次いで大禮觀兵式、大禮特別觀艦式を行はせられたが、十二月十五日には宮城二重橋前廣場に於て、東京府並びに其近縣の在郷軍人會員、大學、専門學校、中等學校、青年訓練所の學生及び生徒青年團等約八萬の青年を御親閲になつた。

天皇陛下は御即位の御儀式のため、殆ど一箇月の間は日夜に互つて少しの御暇もあらせられなかつたが、青年御親閲の願を特にお許しになり、其の上此の十五日には恒例の賢所御神樂の御儀があつて、夕刻から深夜にかけて極めて重要な御祭事をとり行はせられ、陛下の御寢になるのは夜半を過ぎさせられるとの御事であるにもかゝらず、なるべく多くの青年の参加の希望をかなへさせられる思召から、青年に都合のよい此の日に行はせられることになつたのである。

當日となると、幾萬の青年が快晴を祈つたかひもなく、空暗く細雨しとくと降りそゞいだ。しかし晴雨にかゝらず御實

施になるといふことであつたから、青年は雨をもものともせず、未明から二重橋前廣場を指して集つて来た。玉座は高さ約四尺の臺上に設けられ、最初は其上を金色の菊花御紋章の入つた天幕で蔽ひ、前面を除く三方は青白の幔幕を以て圍はれてあつた。しかるに陛下は朝からの雨に打たれる多數の青年の身を思ひやらせられて畏くも、

朕のみ一人天幕の下にあるべきでない。

との思召から臨御に先だち三方の幔幕をはづし、天幕さへも取去らしめられ、玉座は雨に濡れるにまかせられた。午後二時喇叭たる君が代の奏樂中に、陛下は濡れたまゝの玉座に進ませられ、初は侍従の奉つた外套を召されたが、間もなく御親ら外套を脱いで侍従にお渡になつた。折から雨は小止みとなつたが、雲の往き來はなほ繁しく、北西の風さへ加つていよく寒さを増して来た。陛下は神々しく玉座に立たせられ、分列各集團に對し一々擧手の御答禮を賜はり、女子の奉唱する奉祝歌をきこしめさせられて、殆ど一時間半の間寒風の吹きすさぶ中で、御身動きもあそばされず、いとも御熱心に御親閲あそばされたのである。

此の光榮に浴した八萬の青年が、感激に満ちて三唱した萬歳の聲は、大内山にこだまして莊嚴なひびきを天地に傳へた。若き人々は當時の感想を記して次のやうに述べてゐる。

號令も歩調も軍樂も聞えない。陪觀の人達も隣にゐる友達も何も見えない。天皇陛下と私だけの外、何ものも意識されなかつた。さうして御姿は、しつかりと拜めたが、涙がぼろ／＼と出て御顔の程はしかと拜し得なかつた。

と言ひ、又

青年と共に雨に濡れよう。との思召の程を先生から傳へられた時は、目に熱い涙がにじみ出るのをとめる事が出来なかつた。さうして分列の一步々々にありがたいと思ふ感激のひびきをこめて歩んだ。我等はよき御代に生まれ合はせた。

と言ひ、又

寒風の吹きすさぶ中で、天幕も除かせられ、外套も召されず、一時間半も直立不動、一々御答禮を賜はつた大御心の程、たゞありがたさに涙がこぼれた、——我等は日本を背負つて起たなければならぬと云ふ覺悟を今更ながら強くした。

と言つた。

これ等の青年の感想は、八萬の青年の感想を代表するものである。

「青年と共に雨に濡れよう。」

との思召こそ、民と苦樂を共にしようとの大御心である。君民一體となつて、其の徳を一にしようとお望みになつた明治天皇の廣大深遠な聖旨は、其のまゝ今上天皇陛下の我等臣民にお望みになる大御心である。

我等は日夕皇祖皇宗の御遺訓を服膺して斯の道を實踐し、忠孝の大義を以て一貫し、共々に心を一にして天壤無窮の皇運を扶翼し、益々國家の興隆を圖ることに努めねばならぬ。

十二、靖國神社

靖國神社は、嘉永以來國難に殉じた人々を祀つてある所で、忠魂を慰める爲に、神社を建て、永く祭祀せむとの叔慮に依つて起つたものである。

始め嘉永以來の殉難者を、京都東山に合祀あらせられたが、明治二年六月、東京九段坂上の地を卜し、新に宮居を建て招魂社と稱へられた。次で明治十二年六月四日、別格官幣社に列せられると共に、靖國神社と改稱せられたのである。靖國の字は、祭神の偉勳により、國家を平和に治めるといふ意義である。

靖國神社祭神の生前の官職身分等に就いて云へば、陸軍の所屬あり、海軍の所屬あり、維新前後の殉難死節の士あり、地方官警察官あり、従つて公卿、藩主、士、卒、神職、僧侶、婦人、農工商等苟も帝國臣民にして、國家の爲に忠節を擲で、護國の神となりませる人々は、皆祭神として網羅せられてある。

明治維新の大業を始として、過去數回の大小戰役、事變に於ける祭神生前の行動は、最もよく皇祖の精神を發揚せられたものである。

即ち大權が皇室に歸して、萬民の憧憬してをつた王政復古の大御代になつたのも、又世界の強國として文明の恵みに浴するこゝとが出来たやうになつたのも、克く聖旨を奉體し、聖徳に副ひ奉れる我が祭神の功績が與つて大なりと云はなければならぬ。今や祭神の總數は、十二萬六千三百六十三柱(昭和八年合祀まで)の多きに上り、永く護國の神として鎮りますのである。靖國神社の祭典は、之を例大祭、恒例諸祭、合祀祭、臨時諸祭の四種に大別することが出来る。例大祭は年二回、即ち四月三十日(明治三十九年陸軍凱旋大觀兵式の日)と、十月二十三日(明治三十八年海軍凱旋大觀艦式の日)とに行はれる大祭である。合祀祭といふのは、聖旨に基き靖國神社に祀らんとする人々の靈を、新に同神社に合せ祀る祭典である。皇室に於かせられては、靖國神社を尊崇あらせられること大方ならず、君國の爲に殉じたる士も、誠に死して餘榮ありと云ふべきである。

明治天皇は、明治七年一月二十七日特に御親祭あらせられ、赤地青地の大和錦を備へさせ、同時に畏れ多くも左の御製を賜ひ御宸筆の額一面を納め給ふた。

我國の爲につくせる人々の

名もむさし野にとむる玉がき

明治十年十一月四日行幸の時は、御幣物として大いなる御鏡を捧げられ、其後も屢、親しく御參拜あらせられ、其の都度この御鏡の前まで進ませられて御拜あらせられた。

明治三十九年の御製に

靖國の社に齊く鏡こそ

大和心の光なりけれ

と仰せられた。

爾後毎年の大祭及臨時大祭には、勅使を立てさせらるゝは勿論天皇皇后兩陛下親しく御參拜あらせ給ふことも屢、で、幣帛並に祭養料の御下賜は既に數十回に上つてをる。又皇族の御參拜並に御奉納は、數百を以て算ふるに及んでをるのである。以て皇室の御殊遇を、拜祭することが出来るのである。

明治天皇御製

世と共にかたり傳へよ國のため

命をすてし人のいさをを

外國にかばねさらししますらをの

魂も都にけふ歸るらむ

國の爲命を捨てしますらをの

魂祭るべき時近づきぬ

昭憲皇太后御參拜の節の御歌

皇室に關する事項及祝祭日紀念日

神垣に涙たむけて拜むらし

歸へるを待ちし親も妻子も

君國の爲に身命を捧げるのは、もとより軍人の本分であつて、又實にその本懐である。然るに死して護國の神と祭られ、匹夫にして百代の祀を受け畏くも、至尊の御拜を受けるといふことは、誠に恐懼感激に堪へない所である。今日大祭に當り、謹んで皇恩の有難きを謝し奉ると共に、忠烈なる先輩諸賢の神靈の庇護に依り益々、軍人精神を磨き、其の神徳に肖ることを期せねばならぬ。

十三、海軍記念日と日本海々戦

本日は世界の史上に特筆すべき日本海々戦の記念の日である。

我が聯合艦隊は、日本海及黄海の制海權を得る爲に、明治三十七年二月九日以来、屢々旅順港である敵の「ウラチオ」艦隊を撃破し、これを港内に逐ひつめて、爾後敵艦の脱出を監視したのである。

敵は絶えず脱出を企て、これと若干の戦闘はあつたが、大した海戦はなかつたのである。所が明治三十七年八月十日、敵は大舉脱出を企て、茲に黄海の大海戦が起つたが、敵は多大の損害を受けて再び港内に遁走した。

明治三十七年十二月五日、我が第三軍の第三回總攻撃に依り、兩靈山の陥落するや、敵は全く港内の死命を制せられて、朝に一隻を沈め夕に一艦を失ひ、ウラチオ艦隊は事實上全滅の状態となつたので、聯合艦隊は、一先づ十二月三十日吳に集結することになつた。

所が敵のバルチック艦隊が、露本國を出發して東航中であるといふ情報に接し、茲に再び出動し、て鎮海灣を根據地とし、

朝鮮海峡を扼して、日夜猛烈なる訓練を續けることになつたのである。

これより先我が艦隊では、敵は五月下旬を以て朝鮮海峡に到達するであらうと、推測して居つたので、水も漏らさぬ嚴重な配備をなし、五月二十七日には第三、第四、第五、第六戰隊は、或は對島に據り、或は五島方面を遊弋し、第六戰隊の一部及假裝巡洋艦數隻は、海峡の西口に排列して哨戒に従事し、又艦隊の主力たる第一、第二戰隊は、韓國東南海なる加徳水道に泊し獨り旗艦三笠のみは、大本營との通信連絡上鎮海灣に位置して居つたのである。

同日午前五時五分哨艦より「敵艦見ゆ」との電報に接した。

この報告を受けた東郷司令長官は、直ちに三笠艦長に出港を傳へると共に諸方面にある全艦隊に總繼點火を命じたのである。

敵艦見ゆとの警報に接し、聯合艦隊は直ちに出勤、之を撃滅せんとす。本日天氣晴朗なれども波高し。

これぞ鎮海灣出發に際し、東郷司令長官が、大本營に打電せられた日本海々戦第一の報告であつて、必勝の信念を述べた稀代の名文である。

午前六時五分、三笠は加徳水道を出發し、第一、第二戰隊の先頭に立ち、四驅逐隊、三水雷艇隊合して四十餘隻の艦艇を率ゐ威風堂々として先づ沖の島の北方指して進行したのである。沖の島北方に達した我が主力艦隊は、午後一時三十九分南西に方つて、敵の大艦隊を發見した。彼は鼻嵐を吹き立てる老猪の如く、其の周圍に接觸を保つて居る我が第三、第五、第六戰隊には目も呉れず、一意北東を望んで急航して居る。

幾何もなく敵は、三笠を去る七哩程に近づいた。最先に主力艦よりなる二隊を二列におき、更に他の一隊を後方に配し、二、三等巡洋艦、特務艦等これに續き、連綿數裡に互つて、三十八隻の大艦隊は、祖國の悲運をこの一戦に挽回せんとの意氣を示して進んで來た。時正に一時五十五分、三笠の檣上には一連の彩旗が潮風に翻つて、千載不朽の信號が現はれた。

皇國の興廢此の一戦に在り。各員一層奮勵努力せよ。やがて彼我の主力艦隊は、孰れも縦陣を以て、相對する形勢となつた。このまゝ進めば、互に反對に通過し去つて、五分の勝敗に終るのである。

こんな平凡な手段では必勝を期することは出来ない。

即ち三笠は、大速度で大圓を描きつゝ、敵の行手を遮るべく、左方に艦首を振り向けた。

この時敵は我を距る八千米の所にあつたが、我が進路を變へるのを見て、得たりと許り猛烈なる砲火を三笠に加へたので、巨弾は霰の如く同艦をかすめて縦横に飛んだ。其の内に一艦又一艦針路を變じ終つて、丁字戦法は漸次に敷かれ、戦機正に熟するや「打方始め」の命が下つて、忽ちにして我が全線の砲火は敵の先頭艦に集中せられた。時正に二時十分、開戦後僅か三十分にして、既に敵は敗色を著はし、漸次左方に回轉して我が鋭鋒を避けんとした。されど戦機を見ること神の如き東郷長官が何で之を見逃さう。

丁字戦法



敵艦隊の進路を遮断し彼我の位置の關係を丁字の如くして敵を掩撃するのである

乙字戦法



我隊を二分し敵の中に置いて兩側面より掩撃すること乙字の如くするのである

第一、第二の兩戦隊は、さつと左右に別れて、これまた得意の乙字戦法に變じて、呼吸をもつかず攻めかけた。我が鋭鋒を避けんとして、左右に回轉した敵の主力は、惡戦苦闘を續けつゝも、或は右に或は左して、北方へ逃路を求めた

がいつも我が主力艦隊に前路を遮られて、猛撃を受けたので、各艦殆ど大損害を被り、のみならず、火災に罹らぬものもなかつた。

日本海々戦は、二日と一夜に亘つて居るが、勝敗の大局は既に二十七日で定まつたのである。この日の戦闘は、午後二時十分より同七時二十八分に及び、合しては離れ、離れては合し、前後三回の激戦を交へ、縦横に敵をかけ惱まして、日没からの戦闘は驅逐隊、水雷艇隊にゆづつた。この夜敵は我が驅逐隊、水雷艇隊の襲撃を受けて、全く四分五裂の状態に陥り、其の大部分は大損害を被り、殆ど戦闘力も航海力も失つて互に分離し、僅にネボガトフ司令官の率ゐて居つたニコラス一世以下の五艦のみが、一團となつて鬱陵島の方へ遁走したのである。

二十八日朝我が主力は、鬱陵島附近に達して敵を待ち受けて居た所へ、ニコラス一世以下五隻が進航して來たので、直ちに砲火を開いた。すると一隻のみは、全速度で東方に逃走したが、他の四隻は白旗を掲げて降参したのである。

かくの如くにして、三十八隻の敵艦中十九隻は撃沈せられ、五隻は捕獲せられ、病院船二隻は抑留せられ、其の他は或は中立港に遁入して武装をとかれ、或は逃走の途中で破壊又は沈没し鬼も角も浦鹽に通れ得たのは、巡洋艦一、驅逐艦二、のみであつた。又俘虜となつたものは、ロジエストウインスキー長官以下六千六百六名、戦死者は一萬數千人であつたが、我が方は僅かに三隻の水雷艇を失つたのみで死傷も七百名に過ぎなかつた。

かくの如き未曾有の大勝利を得た日本海々戦は、奉天會戦と共に、日露兩國に徹底的勝敗の審判を與へたものであつて、海軍記念日として、永久に紀念とする所である。

十四、神嘗祭

今日は神嘗祭である。

神嘗祭は皇大神宮に新穀を供へ奉る御祭典である。

既に述べたる如く、天照大神は、葦原瑞穂國においてになる豊受大神から、五穀の種を得させられて、早速御耕作あらせられた所、非常によく實つたので、大變喜ばれて、

この物は、國民の生活の糧として、食して行くべきものであると仰せられたのである。

天照大神は、これ等の品物のお蔭で、國民の生活が、保たれて行くといふことを尊ばせられて、高天原に豊受大神を祭らせられ、又新嘗と云つて新稻を聞食するに當つては、新宮をお造りになり、先づ之を豊受大神に奉られ、次で聞食されたのである。

新嘗を聞食するに當り、如何に嚴肅敬虔の大御心の下に行はせられたかを、拜察することが出来るのである。

この故事に基き、十月十七日に皇祖の在すが如く、新嘗聞食する御儀式を、皇大神宮に於て、莊嚴に行はせられ、且つ之に先だち、十六日に豊受大神にも新穀を奉られるのである。

宮中に於ては、報本反始の大御心より、幣帛及調絹(御みつぎ)として奉る絹帛を奉られ、外宮は十六日、内宮は十七日に、進献の祭りを行はせらるゝのである。

そして十七日には、御遙拜式と、賢所の御親祭とが行はせられるのである。以上述べた如く、天照大神の五穀に對する御態度は、かやうに嚴肅敬虔にあらせられたのである。これは五穀のみならず天下のあらゆる物は、これ皆神物、天のものであるといふ御考へにあらせられたからである。

我々は神嘗祭に當り、衣食住の道を授けさせられた大本を尊び其の御恩を謝し奉ると共に、すべてのものは皆神物であり、天のものであるといふことを辨へ、何事に對しても、勿體ないといふ觀念を第一に起すやうに心得て行かねばならぬ。

十五、明治節と明治天皇の御聖徳

明治天皇は、古今を通じての不世出の聖帝であらせられた。のみならず世界に於ける君主の中でも、最も優れた御方であらせられた事は、申す迄もない事である。

従つてこの御代に於ける日本は、稀に見る國運の進展を致して遂に世界の一大強國となつたのである。

天皇が四十五年の御治世を限りとして、崩御遊ばされるや、恰も慈父を失つた如く、國を擧げて失望と悲歎とに暮れたことは今尙眼前に見る様に思ひ出されるのである。天皇御在世中には十一月三日は天長節で上下擧つて、年々この日を待ち兼ねて祝意を表することが、國民の腦裡に深く刻みつけられてつたのである。

然るに計らずも、この不幸に遭遇したので、國民の至情として更めてこの日を以て祝日と定められて、天皇の盛徳鴻業を永久に偲び奉る様にと、其の筋に向つて希望を申し述べるものも澤山あつた。かくて貴衆兩院からは政府に向つて建議し、今や全國民一致の熱望となつたのである。

然し一方に七月三十日の御命日が大祭日になつてをる關係でもあらうが、このことの實現を見るに至らなかつたが、昭和二年三月三日に至つて、愈、十一月三日を以て明治節と御制定になつたのである。

その御趣旨は、當時御發布になつた詔書に明で次の通りである。

朕か皇祖考明治天皇盛徳大業夙に曠古の隆盛を啓かせ給へり

茲に十一月三日を明治節と定め臣民と共に永く天皇の遺徳を仰ぎ昭代を追憶する所あらむとす。即ち明治天皇の御遺徳を永く仰ぎ奉ること、前古未曾有の盛世を永久に記念することの二つが、この祝日を御制定になつた御趣旨である。

明治天皇の御聖徳は、誠に廣大無邊であつて、底短到い時間で盡すことは出来ないから、只今よりほんの一端ではあるが、其の二三を謹話して、明治節を御定めになつた御趣旨に副ひ奉り度いと思ふ。

一、天皇は敬神崇祖の御心深くあらせられて、御即位以來うち絶えてをつた式典を御再興遊ばされ、皇祖皇宗の御祭祀には特に大御心を注がせられ、又日々賢所を御参拜あらせられ、たとへ行幸中と雖も必ず遙拜遊ばされたといふことである。尙御歴代及び各皇族の御陵墓の御所在のよく分らないものが數々あつたが、之を御調べになつて、御一代の内に殆ど完備せられたといふことである。

二、天皇は大孝の御心厚くしまして、往年海軍擴張の計畫があつた時、御内帑の内から六箇年間年々數十萬圓宛を下賜あらせられて、製艦費に加へしめられ、これが爲供御を始め奉り、皇后陛下竝に皇太子殿下の御費途に至るまで、定額を減じて節約を旨とせられたが、皇祖皇宗の御祭祀に當てさせられる御費用、及び皇太后陛下の御料のみは、一切減ぜしめ給はなかつたとのことである。

三、天皇が御儉徳に富ませられたといふことは、申すも長いことである。明治六年不慮の災に依り、宮城が炎上した場合、當局の方々は大に恐懼して、速かに御造營あらせられる様申し上げた所、

今や國家の費用の多い時に、朕が爲に人民を苦しめるのは本意でない、宮殿の如きは漸次に造ればよい。

と仰せられて、赤坂離宮を假皇居と定められ、明治二十二年新皇居の御造營終るまで、十七年の間離宮に御不便を忍ばせ

られたのである。この有難い大御心を拜し、國民たるものは感泣の外ないのである。

四、明治二十七八年戦役の時、大本營を廣島に進めさせられて第五師團司令部の一部を行在所に定められた。もとより假の御座所であるから、御旅情を慰め奉るべき裝飾もなく、左右に仕へ奉る侍臣とても、晝夜三、四名の者が交代宿直して、御手許の御用を承はるばかりであつたに拘らず、

天皇は少しも御不便とは思召されず、親しく御辛苦を嘗めさせられ、毎朝早くから寢殿を出で給ひ、沐浴齋戒して殿に正服を著けさせられ、遙に神宮を拜せられて、辱くも國家の安危を聖體に負はせ給ひ、又戦地よりの情報は、晝夜を分たず幾回といふ數を知らぬ程であるのに、毫も倦ませ給ふ御氣色もなく、御寢の後でも奏上あれば直ちに御起床遊ばされて、一々地圖に就て御覽あらせられたのである。

宮内大臣を始め左右に仕へ奉る人々は、この一室を以て御居間にも、御寢室にも、謁見所にも兼用あらせられる御不自由を如何にも畏れ多きことに思ひ、御座所増築の儀を奏請した所、

戦地にある將卒の辛苦を思ひやれば、かばかりの不自由は何でもない、増築の必要はないぞ。

と仰せられ、更に御許しがなかつたといふことである。一天萬乗の尊い御身を以て、かほどまでに將卒を思はせ給ふ大御心の程に、感激の外はないのである。

五、天皇の御仁徳に厚いといふことは、萬民の常に感激し奉つてをる所である。

苟も天災地變がある時は、夜も安かに睡らせ給はぬ程に御心配あらせられて、侍従を召して其の状況を聞召され、風雨其の他不穩の天候には、中央氣象臺に御使を立てさせ給ふ、こと日に幾回なるを知らぬといふ程である。

又一般國民を思はせ給ふこと厚く、貧民、不具者、戦死軍人の遺族、廢兵等に深き同情を垂れさせられ、地方行幸の際に

は、孝子、烈婦、農事産業に盡瘁したものの、老人及忠節の故人等があれば、特に状を具して御耳に達する様御内意がありさうして之等に對して位階及金員を下し賜ふが、例であつたとのことである。

明治四十四年三月、時の總理大臣を御前に召されて、勅語を賜はり、頼りのない困つて居る者に對し、施藥救療の資として金百五十萬圓を賜はるべき旨仰せ出された。かやうなことは未曾有の御仁政であつて、この有難い大御心に感泣せぬものはなかつたのである。

六、明治二十七八年戦役の終つた時、天皇には将卒の忠勇を嘉みさせられて、其の勳功を永久に傳へむとの有難き思召に依り、一箇の御庫を御苑内に建てさせられて、振天府と命名せられ、其の内に幾多の戦利品を處狭きまでに陳列せしめられ又戦死將校の寫眞は、一つの額として別に参考堂に掲げしめられ、其の下方に、戦死軍人の氏名郷貫(本籍のこと)を記したる幾卷かの巻物を置かしめ給ふた。この巻物には、戦死將校は勿論一兵に至るまで、洩らさず記入せしめられてある。又北清事變及明治三十七八年戦役の際、戦死した軍人に對しても、別に御庫を建てさせられて、懷遠府と名づけて前と同じく寫眞及氏名郷貫を保存せられた。

かくの如く軍隊を愛でさせられる大御心を拜し、恐懼感激のほかないのである。

之を要するに、今日四民平等の恩澤に浴し、聖代の下に安んじて生を養ひ業を勵み、世界の強國として文明の恵みを受けることが出来るやうになつたのは、偏に明治天皇の御聖徳の賜物である。特に軍人は御殊遇を忝うし、特別な御信任と御親愛とを蒙つてをる。

我々は、天皇の御訓へあらせられた軍人精神を深く肝に銘し、愈之が修養鍛錬に努めて、天壤無窮の皇運を扶翼し奉らねばならぬ。

明治節制定の詔書に

臣民と共に永く天皇の遺徳を仰ぎ昭代を追憶する所あらむとすと仰せられた大御心も、亦こゝに在るのである。

十六、新嘗祭

本日は新嘗祭である。

新嘗祭は、十一月二十三日宮中神嘉殿に於て、天皇陛下御親ら當年の新穀を、皇祖天照大神を初め奉り、普く天神地祇に饗られ、陛下御親らも之を聞食し、以て洪大なる神恩に應へ給ふと共に、國民生活の安福を祈り給ふ御祭典である。

新嘗祭の御精神は、明治元年十一月十五日の新嘗祭に關する行政官布告に明示されてある。即ち、

來る十八日新嘗祭に相當り、御祭は京都に於て行はせられ候へ共、主上御遙拜在らせられ候。

右祭の儀は、先づ皇國の稻穀は天照大神、顯見蒼生(益、繁榮の運命にある我が國民のこと)を食うて活くべきものなりと詔命あらせられ、天上に於て狹田長田に殖えしめ給ひし稻を、皇孫降臨の時下し給へるものなれば、其の神恩を忘れ給はず且早霖の憂之無様にと、神武天皇以來世々の天皇、十一月中卯の日、當年の新穀を天神地祇に供せらるる重禮にて、三千年近く行はせらる。

來る十一月朔日より散齋(前後三月間)致齋(三ケ日)の御戒在らせられ、萬民撫恤の爲に御親祭在らせられ候事、誠に以下身の有難き儀に候。

とある如く、衣食の道をお授けになつた天照大神の洪大なる御恩にこたへ、又早霖等の憂のない様に、國民生活の安福を祈

らせ給ひ御精神から、神武天皇以來歴代天皇の行はせられて來たものである。かやうに建國以來、歴代天皇は國民の主要なる生産業であり、且つ國民の食うて活くべきものを作り出す農事に對し特に厚き大御心を注がせられたのである。

現に今上陛下はこの御精神を承けさせられて、長くも宮城吹上御苑内に、六十六坪の水田と、二畝の陸稻畑を設けさせられ、親しく稻作に従はせられるといふことである。

かく農を勤め、民を愛するの御精神を以て、一貫せられるのであるから、年の始めに播種に先ち、民に代つて祈年の祭を営ませられ、秋闌けて五穀實る頃、天下の爲に新嘗の祭を親らし給ふのである。

次に祭典の御次第を述べると、先づ十一月十日、神宮及官國幣社に、幣帛(まきぎぬ、みてぐら)を頒たせ給ふ御儀がある。十一月二十二日に至れば、綾綺殿に於て、鎮魂祭を行はせられる。之は聖上始め皇后宮、皇太后宮の御魂を鎮め、寶壽の無窮を祈り奉る御儀式である。

翌二十三日、天皇陛下には神嘉殿に出御あらせられて、親しく御祭典をあげさせられるのである。當日は午後二時御殿の御裝飾をせられた後、五時四十分齊火の御燈を點じ、各所に庭燎を焚かれる。かくて陛下出御あらせられて、隔殿の御座に著御あるや、神饌の行立及び神樂歌が行はれる。次で陛下には、本殿の御座に進御、御手づから神饌を御供進あらせられて、御告文を奏せられる。それから御直會の儀といつて、神に捧げさせられた同じ御饌御酒を、御躬づからも聞食されるのである。

御儀が終れば、神饌を撤させられ、又行立があつて、入御遊ばされるのである。入御の前には、親王、王、王族、公族の御拜禮、次で諸官の拜禮があつて、夕の御次第を終る。

翌二十四日は、午前一時掌典長が神殿を整へた後、陛下出御あらせられ、霜おく秋の夜を、畏れ多くも晩にかけて御親祭遊ばされるのである。この御儀式の次第はすべて夕の御儀と同じである。

又神宮には、勅使をして奉幣せしめられ、賢所、皇靈殿及神殿は、同日中掌典をして、奉仕せしめられるのである。

尙新嘗祭は、一面新穀を天神地祇に奉じて、祈年祭の神恩に報じ給ふものであるから、祈年祭に就て一言をする。この祈年祭も亦神代の昔から新嘗祭と相對して、其の年の二月、風雨の災なく、五穀豐穰國土安穩を祈り給ふ祭祀である。

明治以來は、毎年二月四日、神宮に勅使を遣はして、奉幣の儀が行はれ、十七日之を奉納遊ばされることになつてをる。官國幣社には、四日所管の地方廳毎に幣帛を送り日を選んで奉納せしめられるのである。

宮中では、神宮祈年祭の當日である二月十七日に、賢所、皇靈殿及神殿に於て、祭典を行はせられる。

尙天皇御即位の時には、莊重雄大なる即位の大禮に引續き、大嘗祭を行はせられるのである。大嘗祭といふのは、御即位の始めに於て、新穀を、皇祖天照大神を初め奉り天神地祇に、親しく捧げさせられ、御親らも聞食し、且群臣にも賜はる御一世一度の新嘗祭のことである。

以上述べた如く、衣食の道は、皇祖先づ之を高天原に植ゑしめられ、皇孫降臨に當つて、之を授け給ふたものである。

我が國體が、世界に冠絶してをる譯の一つは、我が建國が、君先づ在らせられて後に民が出来、國が出来たことであるが(君先民後)この國民衣食の道も、亦神意の洪大と、皇室の御仁澤とに依つて、授けさせ給ふたものである。

歴代天皇におかせられては、皇祖の御神意を深く體せられて、毎年祈年及新嘗の兩祭を以て、國民の安福を祈らせられるのみならず、又日夜宸襟を惱まし給ふのである。

國民たるものは、皇恩の無量なることを銘し、愈々天壤無窮の皇運を扶翼し奉つてこれに報ひ奉るの覺悟がなければならぬ。

況んや畏くも陛下の股肱として、御信頼を尊うし、御愛撫を蒙つて居る軍人は、益々軍人精神を鍛錬し、一死を以て君國に報ずるの覺悟を鞏くせねばならぬ。

第五節 聯隊歴史及史實

聯隊歴史及史實は、其の資料として、其の隊若くは衛戍地演習地に、直接關係深きものを尊ぶを最も適當とするも、本節に於ては何れにも通じ得る如く、一般的に記述せり。

一、赤穂義士の誠忠

本日は赤穂義士討入の日である。

三百年といふ長い間續いた徳川時代のうちでも、元祿時代といへば、徳川幕府が一番榮えた時代であつた。幕府にそむく様な大名もなく、外から攻め寄せようとする敵國もなく、全く天下太平で、國は富み榮え、楽しい夢でも見て居る様な時代であつた。この楽しい夢をさますかの様に、人々の心を驚かしたのが赤穂義士の敵討であつた。この快舉から今日まで二百年以上も経つたが、忠臣蔵は知らなくても、泉岳寺の名を聞いたことのない人は無い位人々の心にしみ渡り、長く後の世に至るまで、忠義の handbook として、武士道の鑑として、稱へられて來たのである。

主君淺野内匠頭長矩侯の異變が、赤穂に傳へられるや、大石内藏之助は、その日直ぐに藩中一同に集合を命じた。さうして家中の面々が、赤穂城内で重大な會議を開いてから、もう三日も経つた。けれども相談は中々まとまらない。忠勇無比な四十七士を出した赤穂藩中にも、大野九郎兵衛、伊藤五右衛門などと云ふ命の惜しい武士が居つて、とかく正義に燃ゆる大石

以下忠義一途な人々の議論に反對する。大石内藏之助の心は既にはつきりと定つて居つたが、思慮の深い大石は、先づ籠城を云ひ立て、天下の様子を見ると共に、藩中の忠義な武士を見抜き定めたのであつた。

臆病者は、向ふ見ずの籠城論にふるへ上つて、先づ争つて赤穂から退散した。

残るは皆主君の爲には、命など毛程も重くないと考へてをる忠義一途の武士のみである。

内藏之助は、こゝで始めて自分の心底を打ちあけて、むざ／＼城を枕に討死するよりは、上野介の首をとつて復讐の大義ととげやうではないかと物語つた。

聞いた正義の人々は、手を拍つて、これこそ我等の望む所と、直ちに神文に血判して、どこまでも復讐の一念を貫かうと神に誓つた。

愈、かうと決つたので、赤穂城も幕府の手に明け渡し、一同は諸方に退散し始めた。

中にも大石内藏之助は、吉良の間者の目をかすめる爲、京都山科に贅澤な邸をたて、もう武士を廢業したかの様に、毎日々々呑気に遊び暮してをつたが、それは表面ばかりで、忠義の心鐵石よりも固い大石は片時も亡君の恨を雪ぐことを忘れない。著々復讐の計畫を運んだのであつたが、遂に期は熟し、十五年十二月十四日本望を達し得たのである。

我々は赤穂義士が目出度本懐を遂げたこの記念日に當り、もう一度明治天皇が仰せられた。

世論に惑はず政治に拘らす只、一途に己か本分の忠節を守り、義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ。

といふことをはつきりさせて、赤穂義士を鏡として、一意専心聖旨に副ひ奉るの覺悟を、鞏くせねばならない。

(尋常小學國史第四十一大石良雄參照)

二、源 頼 朝

源頼朝は、鎌倉第一代の將軍で、我が國に武家政治を開いた元祖である。

源義朝の第三子で、平治の亂に捕へられて、伊豆の蛭ヶ小島に流された。時に年十三歳であつた。治承四年に、以仁王の令旨を奉じて兵を擧げ、範頼、義經の二弟を遣つて、木曾義仲及平家を亡ぼし、次で陸奥を略し、遂に征夷大將軍となつて、兵馬の實權を握るに至り、年五十三にして薨じた。本日は其の日である。

一體頼朝は、我が國體に反した武家政治の基を開いたとか、平家を滅するに大功のあつた弟範頼、義經を殺したとかいふ様な點で、あまり評判の良くない方の人である。しかし頼朝が武家政治を行つたといふことは、我が國體から見れば、不自然なことには違ひないが、當時の日本の國情に於ては、已むを得ないことであつた。のみならず、頼朝は天下の政治をお預りしたが常に皇室を尊敬した人で、或る坊様が、頼朝に差出した手紙に頼朝を尊んで君と書いてあるのを見て、頼朝は、君と申せば天皇のことである。如何に自分を尊敬する爲とは云へ、陛下に對して畏れ多い。以後君の字を用ふることは相成らぬ。

と禁じた程であるから、國民の本分を忘れる様な人ではなかつたといふことが出来る。

頼朝は、一代の中に亂れた國内を鎮めて、國民が安心して暮して行ける様にしたばかりでなく、大に武を尙んで、武士道を振ひ起す上に大功績のあつた人である。

頼朝は將軍として天下の政治を行ふまでの出世をしたが、藤原氏や平家が贅澤我が儘の爲に或は衰へ、或は滅びたといふことを考へて、よく武士の守るべき道を失はない様に用心をした。即ち

武士は儉約を守り、武藝を磨き、卑怯未練の行ひを慎み、名譽の爲には命も惜しまない心掛が必要である。

と云つて、終始武士連中を勵ました。

或日頼朝が或寺に參詣した時、家來の一人が、其の土地の者に命じて、御馳走を頼朝に差上げる様にしようとした所が、頼朝が之を聞いて、

頼朝の寺參りの爲に、儉約を破らせてはならない。

と云つて、之を止めさせた。

又頼朝の家來に、藤原俊兼といふものがあつた。學問もあり、才智にも富んでをつた爲に、頼朝に愛せられてをつたが、至つて見榮を飾ることの好きな人であつた。或年の冬、頼朝に召し出された時、俊兼は十餘枚の著物を著飾つて出た。之を見て頼朝は、俊兼の刀を出させ、其の刀を以て俊兼の著物の袂を切つて、

其の方は利口者だが、儉約といふことを知らないのか。其の方よりも領地の少ない武士でもよく儉約を守つて金持になり、多くの家來を召抱へて、忠勤を勵んで居る者が少くない。其の方は金の使ひ方を知らない不届者だ。この後は贅澤なことを止めるがよからう。

と叱りつけた。側に居つた人々も、うつかり贅澤な眞似は出来ないぞと、用心したといふことである。斯様な譯から鎌倉武士は衣食住共に之を質素にして、一心に行を慎み武藝を鍊る様になつた。従つて鎌倉武士は、遊戯までも勇壯なるものを選び、馬に騎りながら的を射るとか、犬を射るとか、或は相撲をとり、或は狩をするを、樂んだものである。頼朝が將軍になつた翌年の如きは、頼朝自から多くの諸將士を率ゐて、下野の那須野に狩に出かけ、又富士の裾野にも行つて大仕掛な狩をした。

音楽や、花見や、舟遊などに遊び暮した藤原氏や平家の人達とは、大變な相異である。武士道といふものゝ精神は、何も頼朝時代になつて始めて出来たものではない。建國の當初から、づつと傳へられたものである。頼朝は、藤原氏や平家の前例を見て、この精神を腐らし、ひいては源氏一族を衰亡に導くものは、文弱贅澤であると考へて、質素儉約を奨め、尙武を勵ました丈である。その結果、武士道に立派な華が咲き出したのである。

明治天皇は、質素を旨とせない爲に起る文弱、輕薄、驕奢、華麗といふものが軍人精神を蝕ふ微菌であつて、遂には軍隊を骨抜き無元氣無氣力のものにしてしまふ誠に恐ろしいものであると思召されて、

凡そ質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華麗の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其の甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其の身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なりと訓へさせ給ふたのである。

我々は頼朝の行ひを顧み、よく勅諭に仰せられたる質素の御訓を守つて、愈ゝ軍人精神を磨いて行くことが必要である。

(尋常小學國史第十九武家政治の起參照)

三、軍旗の尊嚴

軍旗は、天皇親ら授與あらせられる神旗で、宮中正殿に於て、左の勅語と共に親授あらせられたものである。

勅語

歩兵第何聯隊の爲め軍旗一旒を授く汝等協力同心して益々威武を宣揚し我帝國を保護せよ

又初代の聯隊長殿は、これに對し奉つて、

敬て明勅を奉す臣等死力を竭し誓つて國家を保護せんといふ奉答をなされたのである。

この勅語を拜察し、又聯隊長殿の奉答を味はつて見ると、丁度天照大神が、天孫降臨に際し、瓊々杵尊に御鏡を御授けあらせられた時、

この寶鏡を視まさんことまさに吾を視るか如くすへしと仰せられたと同様に、天皇が軍旗を御親授の際には、

この軍旗を視ることまさに朕を視る如くせよ

と仰せられたのと同じ意味の含まれてをるものであるといふことを、拜察し奉ることが出来る。

即ち軍旗の影には、大元帥陛下を仰ぐのであるから、軍旗の下に斃れるといふことは、恰も陛下の御馬前で斃れると同じである。

我々の先輩は、昔大伴家持といふ人が、

山ゆかば草蒸す屍海ゆかば水漬く屍大君の邊にこそ死なめ頼みはせじ

と歌つた如く、軍旗の魔く所は水火も辭せず、生死を頼みず勇往邁進し、上聯隊長より下一兵に至るまで、軍旗の下で斃れることを軍人の本懐とし、無上の光榮として來たのである。

明治三十七年七月十七日、橋頭附近の戦闘に於て、木越旅團長の下には、僅か歩兵第二十四聯隊(長原田大佐)の第九、第十一中隊が、豫備として残つてをるだけで、其の他は皆第一線に於て、近く敵陣地に肉迫して、激戦中であつた。この時

歩騎兵よりなる敵の大兵團が、本溪湖方面より我が右側背に殺到す。

といふ情報があつた。そこで旅團長は、原田大佐を呼んで、次の如く命令した。

原田大佐は、この旅團豫備二箇中隊を以て、速かに千金嶺の峠を扼守せよ。師團主力當面の戦闘完了迄は、右側背を絶対に安全ならしむる様、全滅を期してやつて呉れ。

原田大佐は、莞爾として微笑んで、そうして確に復唱した。

大佐は、馬上豊に軍旗を押し立てた二中隊を率ゐて前進した。暫くすると旅團長は、副官に、早く原田大佐を追ひかけて、軍旗を一時司令部で預るから、貰つて来いと、命令せられた。

副官は走つた。やがて副官は、悄然として空手で歸つて来た。

閣下、原田大佐は、どうしても軍旗を渡して呉れません。そしてかう申しました。

閣下には是非傳へてくれ。この原田を軍旗の下で死なしてくれよ。原田の部下を、軍旗の下で殺さしてくれよ。聯隊の一將一卒にして、生きてをる間は、決して／＼軍旗は敵手に委しはせぬ。誓つて敵手に渡しませんから、どうか安心して軍旗を奉持して進ましてくれ。幼にして軍人に志し、軍人たり得てからは、唯々聯隊長たらん。軍旗の主たらんと祈り續けて今日あるを得た原田を、いじらしと思つて、是非軍旗の下で死なしてくれと、涙を流して頼みますので、返す言葉もなく歸つて参りました。

木越鬼少將の兩眼から、ポロ／＼と玉の様な涙が流れ落ちた。軍旗に對する我等の信念は凡そかやうなものである。従つて軍旗に對する信仰は、威大なる戦闘力を發揮させるものである。其の一例を述べると次の様である。

沙河會戰の際、梅澤支隊は、平台子より大峯附近の高地線に退き防禦陣地を占領した。十月十二日午前四時頃、敵の歩兵約

二聯隊は、「ウラー」の喊聲すさまじく、同支隊の近衛後備歩兵第四聯隊の右翼第一線福崎大隊の牛山中隊を、配置してある一番高い高地に向ひ、夜襲して來た。將卒はよく奮戦したが衆寡敵せず、陣地の一角が不幸にして破れるや、聯隊長は嚇然として大に怒り、拂曉までに之を恢復せんと、自ら二中隊を指揮して牛山中隊に増援したのである。この戦闘に於て將校以下多數死傷し聯隊長は第三回の突撃に於て重傷し、果ては中隊長外松大尉丈が残つて、戦線を指揮するといふ有様になつた。

外松大尉は、高地の死角に生き残つて居る士卒を集めて、第五回の突撃を決心せんとして、大聲で、

聯隊は弔合戦をなさんとす。少しでも動けるものは、光輝ある軍旗の下に集合。

と命令した。弔合戦の一句に次で、光輝ある軍旗の下にの一句が叫ばれた時、士卒は泣きながら萬歳を唱へたものである。かくて軍旗を捧持せる決死の一團は、正面より高地の敵に迫つた。軍旗の下には中隊長代理寺尾特務曹長戦死し、旗手有賀少尉傷つき、軍旗の下には、實に餘す所僅かに上等兵以下十餘名となつた。竹村上等兵代つて軍旗を奉持し、宇津山上等兵中隊を指揮し、竹村上等兵斃れるや高木一等卒代つて軍旗を奉持した。

一方土屋小隊が、高地の死角に沿ふて敵の側背に突進し、我二門の砲兵も、近くの鞍部から砲撃を開始したので、衆を恃んだ敵も、山上を維持しかね、山脚さして雪崩をうつて潰亂した。名譽の軍旗は高木一等卒により逸早く山上に掲げられたのである。かくして軍旗山の名は、この高地に冠せられたのである。

沙河會戰中、十月十六日の夕、龜家樓子附近に於て、敵が逆襲して來た際、後備歩兵第二十聯隊第四中隊小巻上等兵は、大隊長の命に依つて、右翼萬寶山の中隊と連絡するため、派遣せられた。丁度其の時は彼我苦戰中であつたが、上等兵は沈著勇敢に其の任務を果して歸來し、大聲で叫んで、

大隊長殿、小巻斥候報告、右翼萬寶山には、歩兵第四十一聯隊の軍旗があります。

と報告して、その後は靜に大隊長の傍に来て、低音に

右翼萬寶山の歩兵第四十一聯隊の正面及側背には、優勢なる敵が逆襲し來り、目下頗る苦戦の様に見えます。と囁いた。上等兵のこの報告要領は實に立派である。特に「軍旗あり」の一言は、全隊の志氣をどれ位緊張させたか知れなかつたのである。

軍旗はかやうなものであるから、軍旗は聯隊の生命であり、精神であり、聯隊志氣の中心である。従つて軍旗は、聯隊と生死を俱にすべきものである。一將一兵にして、未だ生きてをる間は、軍旗を敵手に委してはならぬことは勿論である。軍旗の喪失は、聯隊の全滅の時であらねばならぬ。

明治十年二月二十二日、植木に於ける激戦の後、官軍利あらずして、乃木聯隊の旗手は、軍旗を體に巻いて身に負ふたまま、戦死し、其の死體は遂に行衛不明になつたといふ事件があつた。そして大正元年九月十三日の夜、乃木將軍は、自分此度御跡を追ひ奉り自殺候處恐入候、其罪は不輕存候然る處明治十年之役に於て軍旗を失ひ其後死處得度心掛候も其機を得ず……

と遺言條の冒頭に記し、夫人と共に明治天皇に殉死せられたのである。即ち軍旗喪失が將軍決心の一因であつたといふことが分る。

明治三十七年八月二十日、歩兵第三十五聯隊は、盤龍山東堡壘に向つて夜襲したが、幹部の大半を失ひ、秩序混亂、將兵困憊狀況凄慘を極めた。そこで聯隊長は、聯隊の隊伍整頓を命じた所が軍旗の所在が不明である。各大隊は極力之を搜索したが、見付からない。其の内に拂曉に近づき、師團長の名を以て、聯隊は攻撃を中止し、五家房の高地線に退却せよと命令を傳へて來た。聯隊は軍旗を棄て、どうして退却が出来やうか。こゝに於て聯隊の全員は、悲壯なる死を決し、突撃を決行し

て軍旗を搜索することとなり、午前四時一部を以て勇壯なる突撃を決行したが不成功であつた。

午前七時藤井軍曹は、鐵條網の線で、累々たる死屍の下に、旗手が胸部に重傷を負ひ鮮血に染りながら、軍旗をしつかり抱いて倒れてをるのを發見し、之を奉持して歸ると、一同は涙を流して伏し拜んだ。この勢に乗じ、再度聯隊は突撃を復行し、遂に堡壘を占領した。

軍旗の所在不明といふことに刺戟せられて、最も苦境の間に踏み止り、再三再四突撃を繰り返へし、遂に堡壘を奪取したといふことは、涙ぐまじき活動であつて、旅順第一回總攻撃の唯一の成功と云はれてをる。

之を要するに軍旗の尊嚴は、御親授の際の勅語及初代聯隊長の奉答に明であつて、我々は、軍旗の下に死力を竭して忠誠を致すべきことを誓ひ、平戦兩時ともに、軍旗を仰いで軍旗を陛下の御影御聲と觀じ、陛下に對する誓を貫徹せんとしてをるのである。

この誓を立派に貫徹するためには、克く勅諭勅語の御趣旨を肝に銘じ、其の實效を擧げるといふより外ないのである。相共に修養鍛錬に努め、愈益、我軍旗の光を輝かさうではないか。

四、必勝の信念

二十有餘年前の日本の國際的地位、即ち日露戦争前に於ける日本と露國との國威國力の比較は、非常な懸隔があつた。會つてはかのナポレオンの軍隊をも打ち破つた國であり、又世界第一の陸軍國として、クリミア戦争に於ては、イギリス、フランス、トルコを相手とし、後にはイタリー、オーストリアをも敵の中に加へて戦つた程の國であるから、これに對して小さな島國の日本が、戦争を試みると云ふことは、それがたとへ正義の爲めとは云ひながら、頗る冒險のことであり、向ふ

見ずの甚だしいものであると考へられたのである。

であるから、愈々戦争になつて、歐羅巴や亞米利加の市場に戦費を募る、即ち公債を募集することになつた所が、我國の勝利を信ずるものが少ないので、一向に成績がよくない。當時英國とは同盟の間柄であつたが、それでも開戦當初一億圓の公債を募集しやうとした時には、僅かに七八百萬圓の募集が關の山に見えたのであつて、又亞米利加に於ては一億圓の募集を試みたが之は殆ど見込が立たなかつた程である。

かくの如き状態の中に於て、我が明治大帝は、斷乎として征露の宣戦を布告せられたのである。

或者は憐み、或者は嗤つた。其の中に獨り我が戦勝に不動の信念を持つたものは、實に我が帝國の聖天子と、忠良なる臣民と軍隊それ自身であつた。

「御出征お目出度う」といふのが、必勝の信念を藏して征途に上らんとする軍隊を送る爲の、津々浦々の國民が、赤誠を吐露して飾らざる聲であつた。海に陸に常に優勢の敵を引き受け、戦争の経過は豫想以上に、苦戦を呈したに拘らず、この必勝の信念に燃ゆる我軍隊は、勝たされば已まぬ銳氣を以て戦を續けた。

勝利は自ら勝を信ずる者に歸するといふことは、昔からの大小の戦争が、悉くこれを立證してをる。而してこの必勝の信念は自ら深く恃む所があつて、始めて生まれて來るものである。兵數に於ても、其の裝備に於ても、日露戦争當初の我陸軍は、決して露軍に對して、優越を感じて居らなかつた。

遼陽戰に於ては、露軍の二十二萬五千に對し、我軍は十三萬五千を以て戦ひ、又沙河戰に於ては、露軍の二十五萬に對し、我軍は十二萬で對抗し、最後の奉天戰に於ては、實に露軍の三十七萬に對し、我軍は僅かに二十五萬の劣勢を以て戦つたのであつた。かように常に敵の半分又は三分の二の兵力を以て對抗したのであつた、殊に奉天戰の時は、露軍も必死となつて

兵力を輸送した爲、遂に五十四萬といふ大軍を集めたが、之に對して我國は、辛うじて三十萬の兵力を集め得たに過ぎないのみならず、露軍は僅かに其の野戰軍の七分の三を出したばかりであつたが、我國では兵役にある總ての人を戰場に出してしまひ、遂に緊急勅令を以て、既に兵役を終つて居つた人々を召集して、やつと急務に備へると云ふ有様であつた。

又大砲の如きも、露軍の最新式速射砲千二百門に對し、我軍は舊式速射砲を千門しか持たず、而も敵軍の六千五百米の射程に對し、我大砲は僅かに五千米の射程しかないので、我砲彈は空しく敵前に落つるといふ有様であつた。就中彈藥の補充は、段々に困難となつて、鋼で作らるべき砲彈も鉄鐵(即ち鍋や釜を鑄る粗末な鐵)を以て作つたのである。

かやうな状態に於て、而も飽くまで戦勝を信じて疑はなかつた所以は、實に我精神上の力に恃る所があつたからである。

即ち天皇陛下に對し奉る忠節は固よりのこと、國民の一致、將卒の融合、そこに水も洩らさぬ團結があつた。而してこの團結力は、凝つて戦勝の一途に向つて傾注せられ、其の勢の進む所何物をも壓倒せずにはおかないといふ概を示したからである。然らばかくの如き美はしき融合、堅實なる團結の成り立つ其の源は何れにあるかと云へば、これ實に我が上下三千年の國體に培はれた、我建軍の由來と國民精神の發露とに外ならぬのである。

我々は光輝ある我歴史に源を發する必勝の信念を深く、胸に藏して、如何なる困難に遭遇するも、逆境に陥るも、斷乎として戦勝の一途に邁進し、決して先輩の名譽を汚すやうなことがあつてはならない。

五、菅原道真

本日は、菅原道真公の薨ぜられた日である。

只今から公の忠誠に就て、述べたいと思ふ。

第五十九代宇多天皇は、豫てから藤原氏の勢力を抑へやうと思召されたから、藤原基経が薨じて其の子時平が其の後を継ぐことになつたが、天皇は之を攝政にも關白にも太政大臣にもなさないで、參議といふ役を與へられた。さうして道實を、參議の下の藏人頭といふ役にして、政治の御相談相手になさつた。其の後時平が中納言に進むと、道眞は參議になり、時平が大納言になると、道眞は權大納言に進むといふ風で、始終時平よりも一役下であつたが、天皇の御信用は年と共に厚かつた。

宇多天皇は、在位十一年三十一歳で、位を御子第六十代醍醐天皇に譲らせられて、上皇とならせ給ふた。

醍醐天皇は、御年十三歳で御即位あらせられたが、宇多上皇の思召に依つて、攝政を置かれず、時平と道眞とに政治を助けさせられた。天皇の御即位二年後に、時平は左大臣に、道眞は右大臣に任ぜられた。

それが爲に藤原氏の人々でも、時平以外のものは、道眞に及ぶものはなかつたから、藤原氏の人々は、時平を始めとして皆道眞の出世を喜ばなかつた。道眞もそれを察して、

臣は學問を以て世に立つべき家に生れながら、陛下の御引立によつて、身分に過ぎた高い役に任ぜられました。かくては世の人々の嫉みに依つて、首尾よくこの大役を勤めることは出来ませぬ。と申し上げて、三度も辭職を願出でたが、御許しにはならなかつた。

この時道眞は、年既に五十五歳、學問もあり考へも正しく、何事をしても手落がない。それにひきかへて、時平は未だ二十九歳の若者である。道眞程の學問もなければ、考へも良くない。唯良の家柄に生れた御蔭で、道眞よりも上席に居つた。それが爲に、道眞の思ふ通りの善い政治を、することの出来ない場合もあつた。そこで天皇は、宇多法皇と御相談の上、道眞を御召になつた。

今より後、天下の政治は、其の方一人の考へ通りに行ふやうにせよ。

と仰せられた。道眞は固く御辭退申して、御受けはしなかつたが、どうした譯だか、この事が時平等の耳に這入つた。たださへ嫉しく思うてをつた道眞に、かほどの御言葉が下つたと聞いては、其の儘には棄て置き難いといふので、道眞を失敗させる工夫を凝らした。幸ひ天皇の御弟齊世親王の妃が、道眞の女であつたから、其れを種にして、

道眞は、陛下の御引立に満足せず、陛下を廢して齊世親王を御位に即け奉らうといふ野心を持つてをります。と申し上げた。

天皇は、時平の言葉に欺かれて、急に道眞の役を下げて、太宰權帥になさつた。

思ひがけない災難にあつた、道眞は、

流れ行く我は水屑となりぬとも

君柵となりて止めよ

といふ一首の歌を宇多天皇に奉つて御助けを願つた。法皇は道眞を救はうとの思召で乗物にも召さず、天皇の御殿をさして御急ぎになつたが、時平等一味の者が御門を閉ぢて御入れ申さない。

法皇は冬の寒空に日暮まで門外で御待ちになつたが、遂に入ることを得ずして御還りになつた。道眞は庭前の梅花を見て、

東風吹かばにほひおこせよ梅の花

主なしとて春な忘れそ

といふ歌を詠み残して出發し、道中處々で詩や歌を詠みながら九州太宰府に到着した。

大宰府の長官は帥といふものであるが、道眞は帥と同様の資格のみあつて、勤のない權帥であるから、日々役所へ出る必要

はなかつた。それで常に門を閉ちて外出もせず、始終屋内に慎んでゐた。普通の人ならば罪なくして罰せられたことを恨んだであらうが、流石は道眞、少しも君を怨み奉るが如きことはなく前年九月十日清涼殿の御宴の席で、秋思といふ題で作つた詩の賞與として天皇の御與へになつた御衣を、太宰府まで持つて来て、大切に居つた程である。やがて九月十日になると、前年の事を想ひ起して

去年今夜侍清涼

秋思詩篇獨斷腸

恩賜御衣今在此

捧持毎日拜餘香

と云ふ詩を作つた。斯様に詩歌文章を作つて心を慰めながら、五十九歳で延喜三年二月二十五日太宰府に薨じた。嘗つて道鏡の爲に大隅に流された和氣清麻呂は、後再び都に召還されて重く用ひられたが、道眞は罪なくして太宰府に遷され、終に其の地に薨じた。實に惜むべきことである。

醍醐天皇は御成人の後、時平等に欺かれた事を後悔せられて、道眞の官を舊の通り右大臣とし、正二位を贈られたのみならず道眞の處分に關する書類を御燒棄てになつた。其の後第六十二代村上天皇の御代の初めに、世間の人々が社を京都の北野に建て、道眞を祀つて天滿天神といひ、上下共に之を尊敬したが、第六十六代一條天皇は、更に道眞に左大臣正一位を贈り、次いで太政大臣をも御贈りになつた上、北野の祭禮には行幸までなされた。この社が今も京都に在る北野神社で、明治六年特に官幣中社に列せられた。尙ほ今日通用して居る二十圓紙幣に、道眞の肖像と北野神社の拜殿が載せてあるが、之も道眞が日本國民の模範とすべき人物であることを示されたものであらう。

筑前の太宰府でも道眞の墓後間もなく、其の墓所に社を建て、道眞を祀つた。之が今も名高い太宰府神社で、之亦官幣中社である。一體官幣社には大中小の三種あるが、其の祭神は神代の神や、天皇や皇族の方々を祀るのが普通で、臣下の者を祀

る社の内、官幣社同様の取扱ひを受ける神社は、別格官幣社といふのである。然るに道眞は臣下でありながら官幣中社に祀られたのであつて、特別に鄭重な取扱ひを受けて居る譯である。

藤原氏の一門でもない道眞が、あの藤原氏全盛の時代に於て、かように高位高官に上つて、天皇の厚い御信任を受けたといふことは、道眞が至誠の人であつたからである。

平素立派な考を持つて居る人でも、一度逆境に立つと、今までと打つて變つた態度になつて、あの人がと思はれる様なことが多きものであるが、道眞は、時平の讒言によつて、太宰府に流されても、少しも君を怨み奉るやうなことはなく、只管謹慎し君の御情を感謝し奉つたのである。こゝに菅公の尊い所があるのである。至誠は天に通ずると謂はれるが、其の死後舊の官に復せられ、位を賜はり、又天神様として、長く人々の尊敬を受けるやうになつたのである。

明治天皇は、

心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかしと仰せられて、誠心の大切なことを訓へさせられたのである。

我々は、菅公の誠心を偲び、愈、軍人精神を磨いて、聖旨に副ひ奉るの覺悔を固くせねばならない。

(小學國史第十三菅原道眞參照)

六、佐久間艇長

明治四十三年四月十五日の朝、第六潜水艇が山口縣新湊沖に於て潜航演習中、測らずも沈没の厄に遭ひ、艇長海軍大尉佐久間勉以下十四人の乗組員は、皆雄々しくも其の職に殉じたのである。

十七日に至つて、艇が引揚げられ、乗組員の遺骸が収められた所艇長の衣囊から一冊の手帳が出たが、其の中には沈没の原因や艇長のとつた處置等が、詳しく書かれてあつた。

これを一讀すれば、艇長の意氣の壯烈なることは、眞に懦夫をも立たしむるに足るものがあるのを覺えるのである。

此の日午前十時頃、第六潜水艇が潜航を始めた所、少時にして海水を遮断する機械部に故障を生じて、海水が浸入し、艇は傾斜して忽ち沈降した。佐久間艇長は直に部下に令して應急の手段をとらせ、且排水に努めさせたが、艇は遂に浮揚るに至らず剩へ悪瓦斯が発生して、呼吸がだん／＼と困難となつた。この時電燈は消えて用をなさず、僅に海面から水を透して來る微かな光が司令塔の周囲の覗孔に這入るだけである。艇長はこの微かな光によつて、手帳に遺言を認めたのである。

艇長が鉛筆を取つたのは、死の刻々に迫つて來る時であつて、艇長は呼吸益々困難となつて、將に窒息せんとしたが、少しも狼狽せず、文字も確に、文句も明かに、從容として鉛筆を走らせたのである。

先づ自分の不注意に因り、天皇陛下下の艇を沈め、部下を死に致した罪を謝し、部下の將卒が死に至るまで、よく職に盡した次第を述べ、進んでこの異變によつて、潜水艇の發展の妨げられないことを望み、其の將來の研究に資する爲、沈没の原因及沈没後の状況を詳しく説き、又之に就て、自分の感じた所まで附け加へてある。

次に部下の遺族の困ることの無いやうにと惻願し、更に上官、先輩、元師の名を連ねて、告別の意を表はし、最後に「今や瓦斯に酔ひたり」と記し、「時は十二時四十分である」と註して、筆を絶たれたのである。

其の沈勇にして、職責を重んじ、情誼に厚いことには、悲壯を感じないものはないのである。

艇を引揚げられた時、其の内部を検べて見るに、乗組員が何れも最後まで、部署を離れずして職務に盡したる有様は、歴々として現はれ、感涙に咽ばないものはなかつたとのことである。艇長以下の行動は、

軍人たらんものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るべし小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己が武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれ

と仰せられた勅諭の御趣旨によく副ひ奉つたもので、死の直前まで從容として己が武職を盡した壯烈なる行動は、誠に我々の鑑である。我々も、これ等の人々に劣らぬ行動の出來るやうに平素から軍人精神の鍛錬に、一層の力を注がねばならぬ。

七、楠木正成

第九十六代、後醍醐天皇は、武家政治が始まつて以來、幕府の勢が盛んになるにつれて、皇室の勢が衰へるのを殘念に思召され、折もあらば鎌倉幕府を倒して、親ら政治をしようと考えさせられたが、鎌倉では、北條高時が日夜酒宴に耽り、數千匹の犬を集めて其のかみ合ひなどを見るのを樂みにして、少しも政治を顧みず、次第に其の入望を失ふ様になつたので、茲に高時を滅ぼす謀を廻らされたのである。然るに其の事が、早くも鎌倉にもれたから、高時は大いに驚き、二十餘萬の大軍を京都に差し向けた。

天皇は、大塔宮の計略を用ひて「延暦寺に行幸」といひふらし、藤原師賢に天皇同様の裝束を着けさせ、御輿に乗つて延暦寺に向はせ、御自分は三種の神器を奉じ藤原藤房等を御供に連れて笠置山に行幸せられ、山上の寺を行在所として兵を近國に御募りになつた。此の時河内の人楠木正成が笠置に來て、天皇に拜謁し、

謀を廻らせば如何なる大軍も怖れるに及びません。一時の勝負は御氣に懸けられず、正成一人が生きて居る間は、必ず御運が開けるものと御思召し下さいませ。

と申上げて河内に歸つた。

笠置の行在所を辭して河内に歸つた楠木正成は、城を赤坂に築き、萬一笠置陥落の時には天皇を此處に御迎へ申さうと考へて居つた。然るに間も無く笠置は陥ちて、天皇は終に賊軍の爲に六波羅に囚はれの身となられた。そうして遂に隱岐の島にうつさせられ給ふたのである。

正成は赤坂城に據つて、賊軍を一手に引受け謀を以ていろ／＼悩ましたが、間も無くこゝを去つて、金剛山に千早城を築き、これに據つて再び賊軍を悩ましたのである。

この間諸國には、皇子護良親王の命を奉じて勤王の軍を起すものがだん／＼出て來るようになり、天皇も亦隱岐を逃れて伯耆に渡らせられ、遂に高時を滅ぼし、こゝに政權は再び朝廷にかへつたのである。

然るに足利尊氏といふものが、自ら將軍にならうといふ野心を抱いて、謀叛を起したのである。天皇は、諸將に命じて之を討たしめ給ふたが、官軍利あらずして、賊軍は京都に攻め入つた。そこで天皇は之を避けて、一旦比叡山に行幸あらせられた。

然るに間もなく、陸奥にあつた北畠顯家が、義良親王を奉じて來援し、楠木正成、新田義貞等と力を合はせて奮戦し、大いに賊軍を破つて、尊氏、直義を西國に走らせたのである。

西國に逃げた尊氏は、九州に於て勢を取りかへし、再び京都に攻め上る決心をなし、延元元年四月太宰府を出發して、直義に二十萬の兵を授けて陸路を東に進ませ、自分は七千餘艘の舟師を率ゐて兵庫に向つたのである。赤松則村を、播磨の白旗城に圍んでをつた新田義貞は、之を聞いて白旗城の圍を解き、兵庫に退いて急を京都に告げた。天皇は正成を御召出しの上、謀を遊ばされた。

賊は定めし大勢で、疲れた味方の小勢では容易に勝つことは出來ますまい。此の際義貞を御召還へしの上、天皇は一時

比叡山に行幸あそばし、臣は河内に還つて近畿の兵を集め賊軍の入京を待つて敵の糧道を絶ちませう。かくして後は義貞は比叡山より攻め下り、正成は正面より押し攻めますならば、如何なる大軍も容易に滅ぼすことが出來ます。察するに義貞も之を上策と思ひながら、戦はずして退くは卑怯なりとの譏を恐れて居るので御座いませう。

と奏上した。多くの公卿は、

戦争の事は、大將に御委せあそばすより外は御座いますまい。

と申上げたが、藤原清忠といふ人が進み出て、

正成の申すことにも一理はあるが、敵を見ながら戦はずして一年内に二度までも延暦寺に行幸なされては、天皇の威嚴を損ずる嫌ひが御座います。賊軍は大勢とはいへ、味方はいつも小勢で勝を得たので御座います。是れ全く天皇の御徳の然らしむる所で御座いますから、正成は兵庫に御下しなさるが至當と思はれます。

と申上げた。天皇は、其の言葉を御用ひになつた。正成は勅を奉じ、討死の覺悟を定めて京都を出發した。願れば三年前正成は天皇を兵庫に御迎へ申した上、御先導を承つて得意で京都に上つたが、今は失意で兵庫に向ふことになつた。道は同じでありながら、上りと下りの心の中は大きな相違。凡人ならば多少の愚痴をこぼすのが普通であるが、正成には少しも君を怨み奉る心はない。

攝津の櫻井驛まで進むと、後の御用に立てんが爲に、當時十一歳の我子正行に形身として菊水の刀を渡し、

今度の戦は天下分目の大合戦、生きて再び汝が顔を見ることは叶ふまい。正成討死の後には賊軍は天下に蔓つて君を惱まし奉るに相違ない。さりながら汝は父の志を継ぎ、味方は一人となるまでも賊を討ち、夢にも忠義を怠るな。

と言聞かせて河内へ還した。今其の地に記念の碑を建て、此の美談を永く後世に傳へて居る。

正成は七百餘人の兵を率ゐて兵庫に進み、陣を湊川の西に構へて直義の軍に當り、義貞は和田岬を守つて尊氏の水軍を防ぐことにした。やがて幾十萬の敵軍が海陸兩面より押寄せた。正成は元來、大敵を恐れず、小敵を侮らざる名將である。弟正季と共に直義の軍に駆入り、秘術を盡して奮戦し、さしもの大軍をして少しく退却せしめた。

此の上は賊將を討取らんと志す折柄、直義の馬が鎌を踏んで足を傷け、進退の自由を失つた。楠木勢が近寄つて、今にも首を刎ねるかと思ふ間際に、直義は危くも他の馬に乗替へて逃去つた。

和田岬の方面を如何にと見れば、賊の水軍の先鋒が岬を東に通り過ぎた。義貞は其の上陸を拒がうと岸に沿うて東に退いた。其の際に乗じて残りの水軍が一時にとつと和田岬に上陸し、其の一部が正成に向つた。

敵を前後に受けては叶はないとて、正成は己むなく退いたが、此の時は既に六時間も激戦した後で、士卒は残る所僅かに七十二人。自分の身には十一箇所の創を受けて居る。流石の正成も最早詮方なしと諦めて一同と或家に入り、弟正季と、

願はくば七度人間に生まれて國賊を滅ぼさん。

と相誓ひ、刺違へて斃れ、残りの者は皆腹掻切つて自殺した。

時は延元元年五月二十五日で、正成は四十三歳であつた。やがて其の首は賊軍の手に渡つたが、逆賊尊氏も正成の忠義に感ずるあまり、之を河内の正行に送つた。天皇は正成の戦死を悼み正三位左近衛中將を贈らせられた。尙後には明治天皇が正一位を御贈りになつた。今神戸市に在る別格官幣社湊川神社は正成を祀つた社であり、其の境内にある正成の墓には、水戸の徳川光圀が建てた「嗚呼忠臣楠氏之墓」の石碑がある。(大正三年十一月楠木正季に従三位を贈られた)

正成の如きは、實に古今に並びなき忠臣の鑑であつて、我々國民は、皆正成の如き眞心を以て皇國の爲に盡さねばならぬ。特に軍人は勅諭に、

世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

と仰せられたる御趣旨を、深く深く心に刻み、常に身命を賭して一意御奉公申上げねばならない。

(尋常小學國史第二十二 後醍醐天皇 第二十三 楠木正成 参照)

八、元 寇

本日は、我建國以來の國難中の國難であつた元寇を、天祐神助と國民の舉國一致とに依り遂に之を撃ちはらつた日である。只今から、元寇の始末を述べて、大國難の有様を偲びたいと思ふ。

第六十代醍醐天皇の御代に唐が亡びて、一時支那は多くの國々に分れてゐた。第六十二代村上天皇の御代に此等の國々を一纏めにして一國を作つてからは、支那を宋と呼ぶことになつた。此の間にも我國の僧侶や商人は多少往來したが、國と國との交際は無かつたのである。

さて第八十三代土御門天皇の御代に、宋の北部の蒙古に住んでゐた蒙古種族が成吉思汗を長として、四方に攻入り、其の孫忽必烈の時には東は、朝鮮より西は歐羅巴の中央に至るまでを領地とする大國となつた。初は國號を蒙古と云つてゐたが、後に至つて元と改めた。忽必烈は我が日本をも屬國にしようと思つて第九十代龜山天皇の文永五年正月

日本が蒙古の屬國となつて貢物を献上すればよし、さもなければ征伐するぞ。

といふ意味の書面を我が幕府に送つた。幕府は之を朝廷に申上げたが、朝廷は斯る無禮な書面に對して返事は無用として其の儘に棄て置かれた。時宗が十八歳で執權になつたのは實に此の年の三月であつた。翌年(文永六年)又蒙古の使が書面を持

つて来た。今度は朝廷で返事の下書を作つて幕府に御示しになつたが、時宗は蒙古の書面の書振が無禮であるからといふので、返事を出さないことに定め、使者を卻けて九州の武士に戦争の用意を命じた。文永八年になると復蒙古の使が太宰府に來た此の使は仲々頑固で、持來つた書面を直接我が天皇に差出して御返事を戴きたい。若し其れが許されないならば、將軍に渡すと言張つて、太宰府の役人には渡さなかつた。太宰府では無理にも受取らうと談判すると、使者は書面の寫しを渡した。

太宰府は之を鎌倉に傳へ、時宗は朝廷へ奏したが、前の如く返書は與へずに使を追ひ還した。蒙古が國號を元と改めたのは此の頃であつた。

文永十年になると復もや元から使者が來たが、之にも返事を與へずして追拂ひ、何時元の軍が攻寄せても差支の無い様に九州地方の海岸の防禦を嚴重にして待構へてゐた。忽必烈は立腹の餘り、我國に來た使者が、

日本人は勇敢なる上に、日本近海は波が高く航海も危険であるから、兵を向けるのは損である。

と云つたに拘らず、日本に攻寄せる決心をした。之が文永・弘安二度の元寇の緒である。

文永十一年正月龜山天皇は位を御子、第九十一代後宇多天皇に譲られた。時に上皇は御二十六歳、天皇は御八歳であつた。此の年元が送り出した三萬餘の軍勢が九百餘艘の船に乗り、朝鮮を経て十月五日先づ對馬を襲ふた。島主宗助國は八十餘騎を率ゐて海岸に駆けつけ、先づ人を遣つて何故來たかと詰問させたが、賊は何も答へず、戦を始めて上陸した。助國は苦戦して數人の敵を射殺し、其の子も賊將らしき者の一人を射落したが、衆寡敵せずして共に戦死した。賊は散々に島を荒した。後壹岐を侵した。島主平經高は百餘騎を率ゐて奮戦したが、終に城は陥り、經高等は戦死した。此の時賊軍は對馬、壹岐の女を捕へ、其の掌に孔をあけ、荒繩を通して舷に繋ぐといふ様な慘酷極まる事までして、肥前に向ひ、更に、筑前の博多に

迫つて上陸した。時は十月二十日であつた。

是より先、對馬、壹岐からの知らせを聞いた太宰府は、急使を京都の六波羅に出すと同時に、九州の兵士を集めた。其の數は凡そ十萬餘に上つた。何れも勇敢に戦つたが、戦術が違つて居た爲に仲々苦戦であつた。即ち我が戦術は源平時代に行はれた一騎打で、互に先を争うて進み出で、名乗を揚げて攻めかけるのであつたが、元軍は多數の兵で隊を作り、大將の打鳴らす太鼓の合圖に依つて進退し、突進んだ日本兵を取巻いて殺したり生捕りにしたりする。

其の上我が武士は重い甲冑に身を固めて居た爲に、身輕な身拵をして居る蒙古兵程身體は自由でなかつた。尙我が武器は弓矢刀劍の類のみであつたが、彼は鐵砲を持つて居て、彈丸を飛ばして爆裂させた。人も馬も其の音に驚いて魂を消すと云ふ次第で、我が軍は餘程の苦戦であつた。賊は戦争しつゝ、物を盗み、或は人家を焼拂ひ、或は逃げまどう老人、子供、女までも容赦なく斬棄て、廻つた爲に、博多附近は一日の中に、非常な大損害を蒙り、博多近くの宮崎八幡宮も焼かれてしまつた。併し賊も我が大軍と勇敢に恐れを懐き、尙又賊將の一人が重傷を負うたので、一旦船に引返した。所が其の夜暴風雨が起つて多くの船を覆した爲に、沈没を免れた元軍は急いで本國に逃げ還り、翌二十一日我が兵が海岸に出た時には、元の船は影も形もなかつた。此の役に賊軍の還り得なかつたものが一萬三千五百人に及んだといふことであるから、元軍の凡そ半數は戦死或は溺死したのである。

敵軍が逃げ去つた後も、我が國は少しも軍備を弛めず、若しも敵軍が再び攻め來るならば、目に物見せてくれよう。萬一攻寄せないならば、こちらから元に攻入つて敵討をしてやらうといふ意氣込であつた、現に文永の役後間もなく九州に出張を命ぜられた伊豫國の武士河野通有の如きは、出發の際、

今より十年以内に元が攻寄せて來ないならば元に渡つて戦ひませう。

といふ起請文を書いて氏神様に誓ひ、其れを焼いて灰を飲んだのである。其の翌年即ち建治元年の四月復元の使が來た。太宰府は之を鎌倉に送つたが、時宗は之を龍口に斬殺して決心を示した。

此年七月宮崎八幡宮の再建が出来たが、龜山上皇は紺紙に金泥で「敵國降伏」と書かれた紙三十七枚を、其の社に納められた。同じ年の十一月時宗は北條實政を九州に下して、其の防禦を嚴重にさせると同時に、元に攻め入る用意をさせた。實政は

明年三月頃には元に攻入る筈であるから、從軍希望者の姓名、年齢、財産、武器等を届出でよ。

と命令した。其の頃國民の意氣込は非常なものであつたと見えて、如何にも勇壯な届書が今に傳はつて居るのである。其の一二を述べるが、肥後國の井芹西向といふ人の届書を見ると其の中に、

西向は八十五歳で歩くことが出来ない爲に從軍しないが、六十五歳の長男、四十歳の孫などは從軍の上忠勤を勵む。

といふ意味が書いてある。又眞阿といふ尼の届書には

自分の子と娘の婿とを夜を日に繼いで參上せしめる。

と書いてある。一は六十五歳の老人までが從軍しようといふのである。一はかよい女が杖柱と頼む子や婿を從軍させるといふのであるから、此の頃我が國民の意氣込が如何に盛であつたかを察することが出来る。

斯様に幕府では元に攻入る用意をすると同時に、九州の武士に領地の多少に應じて分擔を定め、博多灣の海岸に長さ四里に亘る石の堤防を築かせた。之は元軍が押寄せて來ても容易に上陸させない爲である。此の石壘は建治二年八月に略出來上つたが後に元が攻寄せて來た時に、元軍は之に妨げられて上陸し得なかつた。今此の石壘が凡そ昔の形で残つて居るのは、福岡市西方三里の今津で、其の海岸には長さ凡そ二十五町の石壘を見ることが出来る。

元の忽必烈は猶日本を思ひ切らず、しつこくも出した使が弘安二年の夏到着した。其の時の書面は相變らず無禮の書振で、

來年の四月迄に返事を貰はう。若し元の言葉に従はないならば、兵を進めて伐つぞ。

といふ様なことを書いてゐた。時宗は其の使者を博多で斬らせ程なく關東の武士を九州に遣はし、翌弘安三年には四國の兵をも博多に出して戦争の準備を整へた。此の年は無事であつたが弘安四年になると、元の大軍が再び博多に押寄せた。之を弘安の役といふのである。

忽必烈は十數萬の大軍を東路軍、江南軍の二手に分けて日本に向はせることとした。東路軍は蒙古、支那、朝鮮の混合軍で、其の數は約四萬、朝鮮を経て九州に向ふ手筈であつた。江南軍は支那兵のみより成り、其の數凡そ十萬、揚子江附近から海を渡つて九州に進み、東路軍と壹岐に會する豫定であつた。

弘安四年五月二十一日、東路軍約四萬の兵を載せた、九百艘の船が壹岐を荒した上、筑前に向ひ、六月五日博多灣内に入込んだ。併し今度は石壘がある爲に上陸は出来ない。待構へてゐた我が兵は、夜小舟に乗つて勇ましく敵艦に通り、或は火を放つて焼沈め、或は艦内に躍り入つて敵を斬殺した。彼の起誓文の灰を飲んで伊豫を出發した河野通有の如きも、伯父（通時）と共に船を飛ばして進んだが部下の數人が忽ち討斃され、伯父も負傷し、自分も左の肩に矢傷を受けた。其れにも屈せず敵艦に近寄り、自分の船の櫓を倒して賊船に渡しかけ、之を攀ち上つて船中に躍り入り、見る間に數人を斬殺し、遂に大將らしき者を生捕にして引上げた。元來敵は陸上の戦ひに馴れてゐたが、海戦は得意でなかつたから、大いに我軍に惱まされた。其の上に船中に傳染病が流行した爲に、灣外に退いて江南軍の到着を待つことにした。

さて元軍再來の報知が都に傳はると、龜山上皇は京都の西南約三里に在る石清水八幡宮に御參詣の上、徹夜で戦勝の御祈禱をなさつた。其の上勅使を伊勢の神宮に遣はし、

自分の壽命は縮まつても厭ひませんから、此の國難を助け給へ。

と御祈りになつた。

江南軍十萬の兵は三千五百艘の船に乗つて進み來り、東路軍と共に攻寄せようとしたが、矢張上陸するを得ず、肥前の鷹島近海に集合した。所が七月晦日の夜半から翌日にかけて大暴風雨が起つた。此の時東路軍は鐵の鎖で船を繋ぎ合せてゐた爲に、沈没を免れて逃げ還ることの出來た船も少くなかつたが、江南軍は一向風に對する用意をしてゐなかつた爲に、船は殆ど全部覆へり、敵兵は殆ど残らず溺死した。幸に鷹島に流れ著いた者は我が軍の爲に殺され、生きて逃げ還つた者は江南軍僅かに三人に過ぎなかつたといふことである。

今聞くさへ痛快極まる事である。まして其の當時の皇室、國民の喜びは譬へるに物なき有様であつたであらう。此の翌年龜山上皇が御詠みになつた。

四方の海波おさまりのどかなる

我が日の本に春は來にけり

の御製を見ても、其の御喜びを想像することが出来る。今福岡市の東公園内に龜山上皇の銅像があるが、博多灣を望んで其の當時の有様を物語つていらつしやる様に思はれる。

弘安の役の大勝利は、國民上下一致して外敵に當つた賜であるが、殊に北條時宗が少しも元を恐れず、無禮な使者を卻け、或は殺して幕府の決心を示し、其の上元の征伐を計畫し、或は石壘を築くなど様々の苦心をした功は實に偉大なもので、我が國民が永久に感謝しなければならぬ大人物である。惜い哉時宗は弘安七年に僅か三十四歳で亡くなつた。或は元寇に對する様々の苦心が壽命を縮めたものかも知れない。

時宗が亡くなつた後も、我が國は復何時元が攻寄せられるかも知れないとの心配から、少く見積つても十五年は軍備を弛めなかつた。

つた。最初元の使の來た文永五年から數へると凡そ三十二年間、我が國は武裝を解かなかつたのである。

元では弘安の役の後も、兵を日本に出す考へはあつたが、遂に實行する事が出来なかつた。後に元を滅ぼして明國を起した皇帝太祖は子孫に對して、

永久に日本を伐つべからず。

と遺言を残した。さもあるべきことである。

茲に元寇、弘安の大國難を追懐する時、現在我が國各方面の難關に想到して、我々は須く元寇當年の國民が、協力一致醜虜を掃蕩した意氣と、決斷とを以て、この局面を打開し、輝かしき東亞の新天地を建設することに、全力を注ぐ覺悟を、鞏くせねばならぬ。

(尋常小學國史 第二十一北條時宗参照)

九、乃木將軍

乃木將軍の自殺は、實に深夜の警鐘の如く、青天の霹靂の如く多大深甚なる印象を、天下に與へたのである。

將軍は、何の爲に自殺せられたのであらうか。將軍の自殺の理由は其の遺言書の第一號に於て、よく盡されてをる。

自分此の度御跡を追ひ奉り自殺候處、恐入候。其の罪は不輕存候。然る處明治十年役に於て軍旗を失ひ、其の後死處得度心掛候も、其の機を得ず、皇恩の厚に浴し、今日迄過分の御優遇を蒙り、追々老衰、最早御役に立候時も無餘日候折柄、此の度の御大變、何共恐入候次第、茲に覺悟相定候事に候。

とある如く、將軍は西南の役に於て、小倉第十四聯隊長として高瀬、植木の方面に轉戦せられたが、某日惡戰苦闘の末、部下は殆ど全滅し、聯隊旗手亦敵彈に斃れ、遂に軍旗を敵の爲に奪はれたのである。

この一戦に將軍は重傷を負ひ、久留米病院に入院せられたが、創の未だ癒えざるに、病院を脱出し、奮闘して死處を求められたが、再び重傷を負うて後送せられたのである。爾來將軍は事ある毎に死處を求められたのである。旅團長として、明治二十七八年戦役に出征せられた時も、第三軍司令官として、明治三十七八年戦役に出征せられた時も、常に死處を求められたのであつた。

將軍が日露戦争に出征せられる時、

親子三棺を竝べなければ葬送をしてはならぬ。

と家人に戒められたといふことは、名高い話である。

將軍は、南山の戦に於て、先づ長男勝典中尉を失はれた。

旅順の攻圍軍は、實に未曾有の慘烈な経験を嘗め盡したものであつて、中隊大隊はおろが、殆ど聯隊の全滅までも繰返し、豫期したよりも半年以上も餘計にかゝつて、漸く開城を見るに至つた。さうした將軍は、この戦鬪に又他の一子次男保典少尉をも失はれたのである。かくの如くして、二棺は豫期の如く出來たが、他の一棺はどうであつたか。

死處を求め得られなかつた將軍の心中は、如何であつたであらうか。

二年に近い歳月を、砲煙彈雨の間に送つた將士は、何れも凱旋の日を指折り數へて楽しみにしてをつたが、乃木將軍一人は、氣色勝れず、機會ある毎に、

あゝ私は日本へ歸りたくない。

旅順には何れ守備隊が残されるであらうが、私は其の司令官となつて居りたい。

と申されたことである。しかしそうも行かず、將軍はいよいよ凱旋せられることになつた。内地の人々は、狂喜亂舞し

て偉大なる將軍の爲に、心からの歓迎をした。

他の將軍達は、何れも晴々として光榮ある凱旋を悦ばれたが、

困つた。顔を包みでもせねば私は日本の土を踏めぬ者だ。

と云つて、始終將軍は苦りきつてをられたのである。

「ロシア」兵の彈はちつとも恐いとも思はなかつたが、あの大海のやうな萬歳の聲を耳にすると、私は腸を撈られるやうだ。

とさへ速懷された程であつた。

王師百萬征強虜、攻城野戰屍作山、

愧我何顏看父老、凱歌今日幾人還。

と歌はれた將軍の心中を推し測る時、誰か涙なくして讀み得よう。

三十七年以後の將軍は、殆んど軍服を纏ふた聖僧であつた。將軍が、滔々たる世の風潮に對して、善は之を支持し、惡は之を矯正し、躬を行ふ所を以て之を他に及ぼさうとせられた事は實に多大なものであつた。

三十七年以後の將軍の寂しい家庭、あぢけない生活、自律、自損、利他の行爲、奉公、献身の至誠は、深く明治天皇の御目に止る所となつて、將軍を以て人の師表たるべきものであると厚く御信任あらせられ、

いさほある人を教への親として

おほし立てなむ大和なでしこ

といふ御製を賜はつて、學習院長に任ぜさせられたのである。

かやうに明治天皇の御信任を忝うした將軍は、身も心もすべてをあげて大帝に捧げ、老の將に至らうとするのも忘れられた程であつた。

然るに思ひもよらぬ陛下の御不豫、續いて御重態、遂に崩御。何人も將軍の心中を知ることとは出来ないが、恐らく將軍は身を以て陛下に代らうと、祈願せられたに相違なからう。將軍最後まで御平癒を信ぜられたであらう。併しそれさへ水泡に歸してしまつた。將軍がこゝに於て、一死を以て大帝に殉ぜられたのは、餘人に於てはいさ知らず、將軍に於ては、極めて自然である。將軍は實に死處を求めて、死處を得られたものである。

うつし世を神さりましたし大君の

御跡慕ひて我はゆくなり

かくの如くにして將軍は明治天皇に殉じ、靜子夫人は將軍に殉じ、乃木家一門が、悉く國事王事に斃れ、豫期された三棺は、豫期されなかつた機會に四棺になつたのである。

明治の歴史を一貫した將軍の純忠至誠の生涯は、新に展げられた大正の歴史の第一頁に、其の貴い血潮で、最後の教訓を國民の上に與へられたのである。

今や將軍の英靈は、當時の邸内に乃木神社と祀られて毎日、澤山の人々から參拜されてをるが、將軍が殘された實踐躬行の偉大なる教訓は、我が皇國と共に無窮に亙り、常に活々としていつまでも國民を指導し鞭撻されるであらう。

第六節 思想

一、感謝

自分はいくら考へても感謝することが無い。

と云ふ人が有るかも知れない。併し誠に尋ねて見よう。

今君は饑えて居るか。今君は裸で居るか。

何故今日頂いた食物の爲に、又今着て居る着物の爲に、今住んで居る家の爲に、感謝しないのであらうか。美しい景色、美しい空、清い空氣、清い水、我等は此等の爲に、何程の價を拂つてをるであらうか。

實に我々はこれ等凡ての物を、無代價で供給せられてをる。

實に我々は、朝起きてから夜床に入るまで、感謝すべきことで一杯である。世には食物があつても、食慾のない病人がある。食慾があつても、食物のない貧民がある。然るに我々は食慾が生じて、食物がある。感謝すべきではないか。更に死んで逝きた友人の過去を追想するとき、しみじみ、と自分の生存に對する感謝の念が湧いて來る。

今日もまた箸とる手のうれしさよ

はかなくなりし人にくらべて

我々は床を出づる時、食卓に向ふ時、眠に入らんとする時、常に心からの感謝を捧げねばならぬ。不平悶々感謝を忘れる者は、どこにも不平がある。我々の現在の境遇に感謝がないならば、恐らく生涯を通じて感謝はないであらう。人生がつまらぬと云ふのは、自分がつまらぬことを意味するのである。

境遇の改まらん事を願ふ勿れ。心の改まらん事を祈るべし。

若し我々の心持さへ改めるならば、其の瞬間から我々の生活は一變するのである。感謝の心に満つる時、雨面白く、風面白く、晴天更に面白い。

花の春、泉の夏嬉しく、月の秋、雪の冬亦嬉しい。順境固より感謝すべく、逆境亦更に感謝すべき理由がある。昔の道話に次の様な話がある。

誰が身の上にも、朝から晩まで命を取りに来る敵が、幾等有るやら知れないが、其の恐しい敵の内で先づ一番に恐しい大敵といふのが、飢といふ敵である。

どんな御位の高い御歴々様でも、又卑しい者でも、日には三度四度位宛、この飢といふ大敵が、さあ／＼そなたの命を取るぞ。

と何處からか攻め寄せる。さうすると、どうやら御腹がひよか／＼して、何か食物が欲しくなる。それがもう敵の先手が見えたのである。それから段々時刻が移ると、後には息がせか／＼したり、眼がちらついたりして、俺はもうどうも堪らぬ。

と言ふ様になる。

其の段には、何程親切な親兄弟が側に居つても、又忠義の家來が幾人居つても、とても加勢する事も出来ねば、身代りに立つ事も出来ぬから、何れ命を取られねばならぬ。誠に危い所であるが、そう言ふ難儀な危い所へ、まぢまぢ姿を現し、命を捨て、身代りに立つ者は、何であらう。先づ米だの、麥だの、豆だのといふ五穀の類は言ふに及ばず、其の外の野菜もの、茄子だの、白瓜だの、冬になれば胡蘿蔔だの、牛蒡だの、芋だの、蕪だのと其の時々の物が出て、己れが命を捨て、鼻の下の此の穴へ飛込んで来ればこそ、不思議な命を助けられ、斯うして生きて居るのである。それから又鶏や、鴨やら、雉子やら様々の鳥、さては毎日毎日海河から引揚げられる數萬の魚、之等は誰が爲にあの様に惜しい命を取られるのであらう。皆我々の身代りに立つのである。

扱て又二番に押寄せる敵には、凍へるといふ敵がある。この敵に出會つても、誰でも命は取られねばならぬが、其の時は又綿だの蠶だのといふものが、どつこいやらぬ。

と現れ出で、人の爲に命を捨て、其の大敵を防いで呉れる。二番目の敵といふのは、雨露や、雪霜にこの體を打たれたら、斃れ死でもせねばならぬ所であるが、山に出来た松の木だの、杉の木だの、樺だの、檜だのといふ様々の大木が、人の爲に其の身を切られ、柱となつたり、敷居になつたりして、其の大敵を追ひ拂ひ、雨の降る日も風の夜も樂々に寢起させて呉れる。

かように一切萬物が只で人の爲に命を捨てる。

又どんなお三殿でも、摺鉢に味噌を入れて握り拳で摺つたならば、また／＼間に手は無い様になる。所が摺子木といふ親切者がそこへによつと現れ出で、其の身を削つてお三殿殿の手を助ける。

昔親鸞聖人が、越後の國で御修業の時、或る者がこの摺子木の繪を書いて、

これに有難いおしめしをなされて下さい。

と申した所が、其の時の聖人の歌に、

身を削り人をば救ふ摺子木の

この味知れる人ぞ尊き

と申されたといふ事である。成程摺子木／＼と言へば、何でも無い物の様に思ふが、こんなものでも信を起して見ると廣大な功德がある。

ぐらぐら煮へる茶釜の中へ、手を突込んで汲むとしたら、たちまち手は焼けたゞれて難儀せねばならぬ。所が柄杓といふ物が出て、熱湯の地獄へ落ちてお三殿の身代りをする。寝ようと思へば枕が助け、冬は夜着やら、蒲團やら、炬燵やら、火鉢やら、夏になれば蚊遣やら、蚊帳やら、雨が降れば傘が助け、路が悪ければ足駄が助け、足袋やら、草履やら、扇子やら、手拭やら、鼻紙やら、揚枝やら、到底一々言ひ盡される事ではないが、我々はこの世界にあらゆる物の命を取り盡し、飲盡し、着盡しをして居る。

昔孟子といふ御方が、

飽く迄食ひ、煖かに衣て逸居して、教なければ、禽獸に近し。

と警められてゐる。

誰でも命のある間は、衣食住と云つて身に衣ることと、口に食ふ事と、家に住むことの三つは、一つ缺けても一日も身を保つことのならぬ大切なものである。それを一々擧げて先づ「飽くまで食ひ」と云つて、口には飲み食ひを充分にして、又「暖かに衣る」と云つて、身には暑くない様、寒くない様、其の時々のものを分相應にこしらへて着て、又其の上に雨露にもうたれぬ様に、二疊敷でも三疊敷でも、我が家といふものを造つて、其の中に安穩に寝起しながら、それを有難いとも、勿體ないとも思はず、只うかくして居るのを、逸居すると云はれたのである。

衣食住の三つに、身は十分助けられて居りながら、人の道を學ばねばならぬことも、勤めねばならぬことも忘れて、只のらくらくと暮して居るものは、鳥や獸の様なものだと云ふことである。

人は萬物の靈長と申して、一切萬物の中の親玉、犬や猫とは違ふから、一切のものの命を勝手次第に取り盡し、食ひ盡し、着盡し、まだ其の上に眼には見盡し、耳には聞き盡し、鼻には嗅ぎ盡し、口には言ひ盡しする。實に自由ずくし、結構づ

くしであるから、丁度それだけ身の勤めも、萬物に勝れて神様の御心を受けつき、いつも有難い勿體ないといふ考を以て、君へは忠、親へは孝、夫婦は相和し、兄弟は睦まじくし、他人の交りには信實を以て交るといふ五倫の務は云ふに及ばず、農人は農人の道を務めて世界を助け、職人は職人、商人は商人、醫者は醫者、出家は出家と、銘々それ々の道を務めて、此の世界を相互に助け合はねばならぬものである。

この話は誠に面白い話である。誰もが、かういふ風に物事を考へて、凡ての事に、感謝の念を起す様になつたならば、愉快に幸福な暮を、續けて行くことが出来る。新聞で見る様な不快な出来事は、決して起らないであらう。

二、私 心

我々は、平生額のあることを忘れてをるが、頭痛でもすれば直に額をおさへる。これは病があるからである。齒のあることを平素は忘れて居るが、痛む時には齒のことがかりが氣になる。眼の悪いものは、眼のことが氣になる。忘れて居るのは、病がないからである。それを覚えるのは、痛のついた時である。

忘れたからと云つて、働かぬ譯ではない。却つて忘れた時ほどよく働いて居る。齒のあることを忘れた時が、齒のよく働いて居る時である。眼を忘れ、足を忘れ、手を忘れる時が、皆よく働いて居るとき、自然に叶ひ、法に叶ひ、無理のない仕事をしてをる時である。

さて我々は、自分といふものを忘れて居るかどうかを、一つ考へて見る必要がある。

我々が、おれはこの家の主人だ、おれは女房だ、おれは惣領だ、おれは古參だ、おれがした、おれのお蔭だといふこの「おれ」を覚えてをるのは、額や齒と同じで、「おれ」といふものに、病があるからである。「おれ」を忘れて居る時が、「おれ」と

いふものの、よく働いて居る時、自然に叶ひ、法に叶ひ、無理のない仕事をして居る時である。「おれ」を忘れるといふことは、私心を去ることである。「おれ」がよく働いて、自然に叶ひ、法に叶ひ、無理のない仕事をしてをるといふことは、人間の本心が現はれてをることである。私心を去れば、人間の本心が現はれ、さうして「おれ」を忘れた所に、大安樂といふものがあるのである。

昔の道話に、次の様な話がある。

頭のきり／＼から足の爪先まで、此の體の外圍ひばかりでも、よく氣を付けて見ると實に不思議なものである。先づ着物も着られぬ頭には髪といふものを生じ、一寸物が落ちかかつても、めつたに疵が付かぬ様に頭巾がかぶせてある。又眼は一身の明り取りで大切な所であるから、少し内に引込めて縁には瞼といふものを拵へ、開閉も自由になる様な仕掛けにして、其の上塵埃の入らぬ様に、睫といふ塵拂まで付けてある。又其の上の方には、土藏の底を見る様に眉といふ物をこしらへ、上から流れる汗水を脇へ走らぬ様な仕掛。又開閉ならぬ鼻の穴には、風の吹き込まぬ様に上からちやんと屋根が葺いてあるから、どんな北風に向いても、歩いて内へ雨風の吹き込むといふ事がない。唯上屋根が少しピリ／＼するばかりである。

又口は一身を養ふ食物の入口で、これ又大切な場所であるから、格別念の入つた仕掛がしてある。

先づ唇は、向ふより入り来るものの大小に依り、夫れ相應に御門の開閉。内には齒といふ役人を付けて置いて、胡蘿蔔でも、牛蒡でも、蕪でも、大根でも、何でもこゝで荒ごなしをすると、舌といふ役人が、甘い辛い吟味をして腹の中へ送り込む。さういふ明白な御關所であるから、紛れものの悪者は通さぬ。飯の中に小さな石が交つて居つても、直に選り出す。又耳は五音の取次所であるから、玄關構へも大きく左右に張り出して、丁度酒屋の上戸見た様な受が拵へてある。

夫れから手足や指の節々の伸屈する働きのある所には、丁度それだけ筋でも皮でも引ばらず、少しづつのゆるみも付けてある。又指は五體の端小口で物に觸れる所であるから、めつたに損じの來ぬ様に、爪と云ふ金具までが打つてある。

夫れから内の時計細工、筋骨の仕組から、五臟六腑の仕掛工合、誠に神様の御細工はよく行き届いたものである。其の上目には萬の色彩を見分け、耳には萬の音聲を開き分け、鼻に嗅ぎ、口に味ひ、手に取り、足に歩み、寝たり、起きたり、言つたり、喰うたり、たれたり、自由自在に働くは、誠に奇妙な仕掛で、智慧にも才覚にも、理屈にも、算用にもはづれたものである。所が如何に迷ふたとは云ひ乍ら、俺が體は俺がもので、おれが自由をおれがするとは、よう云はれたことである。

この話の様に、こんな結構な體は、決して自分で作れるものでなければ、自分一人で大きくなつたものでもない。我々の體は、實に神の賜物であり、今日ここまでになつたのは、皆父母のお蔭であるから、我々の體は神のものであり、父のものであり、又母のものであり、同時に子自らのものであらねばならぬ。従つて

自分の體を自分が處理するのは、勝手ぢやないか。

と云つて、自分の勝手氣隨氣まゝをやつても、最後の責任は、決して本人だけに留まらないのである。ここを辨へないと私心を去ることが出来ずして、いろ／＼自分で苦勞を招かねばならない様になるのである。

又次の様な道話もある。

或所に利生あらかな觀音様があつた。其堂へ毎夜々々鼠が多勢連れだつて參詣し、何事かお願をしてをつた。これ聞いた藁が、其理由を問ふた所、鼠の住んでをる家は、亭主が代々猫嫌で、猫を飼つたことのない家であつたが、近頃になつてどういふ譯か猫を飼ひ出した爲、このまゝ打ちすてておけば、一族が全滅する外ないので、ここに鼠一統申合はせて

猫退散を祈つてをるのだ、と答へた。

これを聞いた妻は、大きな口を開いて、があく／＼と笑ひながら、

さても／＼御前方は、愚な事を云はれるものかな。

御前方の身の上では、成程猫も恐しからうが、その恐しい猫よりまだ恐しい悪いものを、御前方は銘々の身に持ち合せて居られるが、それには一寸も氣附かぬか。人間の世界でさへ、利口の者や發明な者は白鼠じやの、鼯鼠じやのと云ひますげなが、それ程賢い御前方が我が身に附いた敵は知らず、猫ばかりを恐れられるのは、さりとは笑止の事で御座る。その恐しい敵と申すのは、何も別の物では御座らぬ。御前方の口の中に二本宛附いてをる錐の様に尖い齒じや。あれが、お前方の身を亡ぼす恐しい敵じや程に、ここに來て觀音様に猫退治を願ふよりは、まあその向齒を抜いて捨てしやつしやれ。

と云つたから、鼠は一統口を揃へて、

それはいよ／＼合點が參らぬ。我々は口の中にあの強い齒があればこそ、戸障子でも喰ひ貫いたり、正月餅の堅いので何の苦も無くしてやる、命も續いてゐると云ふもの、さすればあの強い齒こそ、我等の爲の身の寶劍、それにあの齒を敵とは、そりやどうも合點が行かぬ。

と言つた。妻は咽を動かし乍ら、

いや鼠殿さう言はれるな。昔から猫を飼はれぬ其の家に、遽に猫を飼ひ出したのはどうした譯ぞと、よくその基をおして見やしやれ。その本は御前方の齒節が、餘り達者なから起つたことじや御座らぬか。御前方が、正直に天命の道を守つて、人間に害をなす毒虫を取つて喰ふたり、人の妨げにならぬ様なこぼれものや、捨てた物を拾つて喰つて居られる

ば、其の家になんで嫌な猫を飼ひませう。それにお前方が、齒節の強いのを頼みにして、腹の足りにもならぬに、箆笥長持に穴を開けたり、戸障子を喰ひ抜いたり、飯櫃や重箱をかじつたり、書物や掛物に疵を附けたり、人に對して様々の悪業をせらるる上、少しも憚る氣色も無く、天井を駆廻つて小便したり、きい／＼ちゆう／＼太平樂をせらるる故、今の旦那がこれでは堪まらぬと、嫌ひな猫を連れて來て飼はれる様になつたのじや。

さすれば猫より恐しい身の敵となるものは、御前方の向齒じや程に、あの向齒を抜いて捨て、これからはちとおとなしうさつしやりませ。さうなれば仁者に敵無し、何も恐しい事は御座らぬ。

と申した。鼠は一統尤と感心して、

嗚呼大賢は大愚の如しとやら、御前達をこれ迄は只愚な者とばかり心に侮つて居りましたが、床の下から生れ乍ら、何時の間に學問して左様な道理を悟られたか。

と問ふた所、妻は高ぶる氣色も無く慙懃に手をついて、

いや私はもとより賤しい身分、其の上愚鈍な者なれば、學問することもならぬど、その道理は、私がこの身の事を知つて居ります。

その譯は、我々が身の爲に、仇敵となる様な怖しいものは何にも御座らぬ。何故ならば、私の家筋は、御前方も知らるる通り、先祖からの叮嚀筋故、第一誰方様の前に出ても斯くの通り兩手を突いて、つい一度も腰を伸ばした事も御座らぬ。夏の暑さの頃は、椽の下も苦痛な故、暮頃にもなりますと、納涼かた／＼椽の下をそり／＼這ふて出て、前裁で納涼して居れば、そそつかしいお三殿に頭をぎゆうと踏まれる事も御座る。其の時はまんざら腹を立てぬ事も御座らぬば、え、このお三めおのれも丁度俺の様に背中に見がついてをるか、足下を見て歩けと、云はうかとも思ひますが、い

や／＼そうでない。我が居る様の下に屈んでさへ居たならば、こんな憂目に逢ひもすまいが、ここに出たばかりに頭をちやんとやられたのじや。さすれば罪は五分々々じやと、心で心を警めて、ぐつとも云はずこらへて居ります。又子供衆の慰みに、折々煙草の吸滓を吞まされる事も御座るが、これは又熱うもあり辛うもある故に、ええこの子供めは、何故その様な悪い遊びをと、云はうかとも思ひますが、これもよく／＼考へて見ますれば、矢張りこちらにも不調法、なぜなれば、初めから喰はれる物か、喰はれぬ物か、とつくりと見定めた上、喰ひつけばよかつたに、餘りうろたへて喰ひついたから、こんなつらい目に逢はされたのじや。さう見れば、これも半分は、この方から手傳ふたのじやと了解して、何とも云はず、吸滓を吐き出して、眼ばかり白うしたり、黒うしたりしてこらへて居る。その通り何事にも、身を懲し、己を責めて慎んで居ります故、世界中に怖いものは何も御座らぬ。この目から見ますれば、御前方の利口發明も、餘り譽められた事では御座らぬ。

と言つた。

成程世界中が、この墓の様な心持でをれば、誠に平安であるが、この鼠の様に、私心を去ることが出来ず、俺は利口だ、俺は賢いといふ者が多く、どう参れば、こう参る、かう参れば、どう参る。朝から晩まで、將棋の詰手を考へる様に、手を組んだり、顔をしかめたり、胸の中の一人角力。そして思ふ様にならぬと腹を立てて、因果なことだの、情無いことだのと、天を恨み、人を咎めて、不愉快な不幸な日暮しを、せねばならぬやうになるのである。

われよきに人の悪しきのあるものか

人の悪しきは我が悪しきなり

我といふ心の鬼がつのりなば

何とて福は内に入るべき

の歌を味ふべきである。

三、足るを知る

人の慾といふものは限りの無いもので、一つ叶へば又二つ次から次へと慾を逐ふのが人情の常である。

懐胎を左孕と聞いては誰しも悦び、心に名までつけて待つのが人情であるが、愈々産に臨んで騒ぐ時は、男女の慾はない。

少々は片輪でも達者に産めばよいがと案じ、産が難しいとなれば、

子は流れても大事ない。何卒母を助け給へ。

と神佛にも御苦勞を掛ける。所がまんまと産まれて、親子共別條がないと、つい不足が出て、「また女じや」と舌打ちをする。

酒があれば肴が慾しく、餅を貰へば砂糖が慾しい。これが人情である。

昔支那に博學多才の者があつたが、この者は博識に不心あくまで剛慾な爲に、家を失ひ身を破り、仕方の無い儘に、深山にわけ登り、大石に腰を掛け、我が身一つに困り果てて、如何はせんと手を組んで案じ煩つて居つた。其處へ何處からか、白髪の仙人が忽然と現はれて來たので、其の男は、

自分は今腹が減つて困つて居ります。何卒貴方の通力を以て、少しの米を打ち出してやつて下さい。

と涙を流して頼んだ。仙人は、

かゝる慾心故に苦むのである。然し乍ら汝の願に依つて、通力を以て米を與へてやらう。

と言つて、食指を立てて何か呪文を唱へた所が、忽然として米俵が四―五千俵も現はれ出た。仙人は、

汝にこれ丈の米をやれば、一代の喰分には餘りがある。財足る時は無慾なりと云ふことがあるが、汝もこれで足ることを知り、無慾になるだらう。もうこの上の望はあるまい。

と申した所が、其の男は、

御蔭にて我が分に餘る程の米を頂きましたが、これを取り入れる蔵がなければ、非常の節に困ります。願くは土藏を少し打ち出して下さい。

と願つた。仙人は、

さて、汝は慾強きものかな。この米を少々賣つて土藏を建てたならば、何の雜作もないのに、自分に願ふとは剛慾千萬である。而してとても事に、土藏を興へてやらう。

と又食指を立て、呪文を唱へた所、數多の土藏が忽然として現はれて來た。仙人は、如何に剛慾な汝でも、これで満足であらう。

と申した。男は、

この上もない結構な土藏を頂きましたが、土藏ばかりで肝心の住居する家が無くては、如何かと存じます。今一度お願いします。

と申した。仙人は、

さて、汝の剛慾にはあきれはてた。而し乍ら自分も乗りかゝつた船なれば、とても事に望に任せてやらう。と又食指を立て、呪文を唱ふれば、立派な宮殿が現はれた。男は頓首九拜して、

誠に有難いことで、米は出來、土藏は出來、家は賜はる。もはやこの上に何の望もありませんが、今考へて見ますに、

かゝる結構な家に住み、かゝる澤山の米を持つて、一錢の蓄へが無くては、表つきばかりで内證が素寒貧だと言つて、世の人が笑ひませう。こゝらを篤と御辨へ給ふてこの上の願には、金銀の藏五、六箇所と、衣服類をつめた倉二、三箇所とを御恵み下されたならば、自分は今日より足ることを知つて大無慾となり、この上にはうぶ毛程もお願い申すことはありません。

と申した。仙人は又食指を立て、呪文を唱へた所、金銀衣服の満ちた大倉が四、五箇所も現はれて來た。仙人は、如何に剛慾の汝も、よもこの上の望はあるまい。但し尙この上にも望があるか。

と言へば、其男は、

御言葉に従ひ、少々の願があります。この願は金銀、衣服、家、土藏などの様な仰山なものではありませんから、何卒お聞届け下さい。

と申した。仙人は、

少々ばかりの願とは、いかなる事か。試に申して見よ。と云へば、其の男は大に悦んで、

この上の御恵に、君が食指を切つて私に賜りたいものであります。と言つた。仙人はこれを聞いて、今はたまりかね、即座にこの者を打ち殺した。

この話の様に富めば富むに従つて、富を食つて自分の身を失ひ、貧しければ貧しいのを心配して、不足を起し自分の身を苦しめる。

人の命は限り有るものである。いかに慾を逐ふことが人情の自然とは云ひながら、限ある命で、限り無い望に追ひ廻はされ

たならば、一生涯安樂を得る日は無い譯である。

事足れば足るに任せて事足らず

足らで事足る身こそ安けれ

やぶれたる着物を着ても足ることを

知ればつゞれの錦なりけり

我々はどんな身分にあつても、常に感謝の念を持つて足ることを知り、身分不相應の慾望を逐ふて、不平を起す様なことなく、安樂な暮しをして行くことが肝要ではあるまいか。

四、安分

昔の道話に、次の様な話があつた。

形上の貴賤上下を論じて見ると、佛壇と便所とは、途方もない違い様であるが、一軒の家にあつて用を達し人を助ける所の徳を論ずれば、何も貴賤上下の差別は無い。

何か内輪に志し事どもがあつて、旦那寺の和尚を請待して御經でもあげて貰ふといふ時、位牌を飾つたり、佛像をかけたりまするには、どうしても佛壇でなければならぬ。其の時には雪隠がどの様に奇麗にしてあつても、とても其處へは出會はれる事ではない。

それからその御勤め事もすみ、後で餅やら、御菓子やら、御膳やら様々の御料理を出して、その和尚をもてなす所、御腹の工合もよくて、その御料理をしたたか食べながら何か話をして居る内に、おひくお腹がめぐつて來ると、かの所へ行

きたうなる。次の間へそつと立つて、袈裟を外したり、衣を脱いだりして、あちらこちらを見廻つてをるのを亭主が見つけて、

もしどちらへで御座ります。

といふと、

はいちと用事に参りたう御座る。

そんなら誰ぞ御案内申せ。

と云ふ中、勝手から氣の利かぬ男が出て、

はいあなた様の御用事なら、定めしこちらでござりませう。

と云つて、佛間へでもつれて行きて見たらどうなる。

いや拙僧が参りたい所はこゝではござらぬ。

この様な結構な所が、今何の役に立つものか。どうぞ用場へ御案内下され。

と云はれるに違ひない。

さあその時には、どんな結構な金銀付の佛壇が有つても、唐木造りの數寄屋が有つても、とても間に合はぬから、有難いことも、勿體無いこともない。只尻をすぼめて、うろく迷ふに違ひない。其の内にだんくはづんで來て、もう堪らぬ様になつて、仕様事無しに庭に飛び下り、裏の方を見廻つて下雪隠でも見附けたならば、其の時の喜びはどんなものであらう。

やれく有難や。

と其の内に駆け込むに違ひあるまい。

それから用を達して、今迄の苦痛を逃れて大安樂を得られるのは、つまり雪隠の御蔭である。やはり雪隠にも、苦を抜いて樂を與へる大功德を備へてをるのであるから、其の徳に於ては、何も賤しいの汚いと言ふことはなす。

雪隠も其の雪隠の徳を失はず、入り来る人を毎日助けてさへ居れば、それで尊いのであるが、その雪隠が自分には尊い徳のあることを知らず、折々佛壇の方を見ては羨しがらる。

あゝ佛壇殿は結構なものじゃ。内の座敷は總金張附にして何時でも結構な掛物をかけてある。眞鍮の花活やら、鶴龜のろうそく立やら、御佛器じやと、ついぞこちらの内では見たことのない様な道具を並べ立て、常に香のかほりを嗅いで、何一つ不自由のない様な暮しをして居られる故、皆丁寧な頭をかゝめて行かれるが、それから見れば、こちらのうちは浅ましいものじゃ。同じ仲間のものでありながら、年中人に踏みつけられ、常に不淨を入れられて、不淨所不淨所と人に賤められる。それに又「おかわ」じやの「しゅびん」じやのといふものは、この方の別家のものなれど、それは反つて夜るく上々方の御座敷へも召されるとやらいふ事だが、この方はとても其の様な高上りすることも叶はず、あゝ浅ましい身の上じゃ。どうぞ生涯の思ひ出に、佛壇殿の様な暮しをしたらよからう。

とにわかには雪隠が花を活けたり、香をたいたり、眞鍮の輪燈に鶴龜の蠟燭立、金の御佛器に金欄の打敷と高ぶつて見せた所が、根が雪隠の事であるから、とても其處へ佛像を掛けることもならねば、頭をかゝめて敬ふものもない。さらばと云つて、その様に錦金欄の打敷のならばある所へ、如何にはづんだ時だといつても、用事の達せられるものではない。さうするとそれが、雪隠と佛壇との片輪者で、どちらの徳をも失つた世界の邪魔物となるから、叩きつぶしてしまふより外

はない。

この話にある様に、凡て萬物には、夫々の功德といふもの、使命といふものがある。その證據は、第一我々が生まれたといふことは、我々に使命のある證據である。人が何かの物を作る時、何に用ふるといふ目當無しには、作れるものではない。人が働いてをるのは、金が欲しいからだと言ふものがある。併し試みに大工に向つて、

十圓あげるからその扉を作りなさい。併し不用なものだから、直ぐ焼いてしまふのだ。

と言つて見たらどうであらう。單に十圓を得るだけの理由で、鉋をかけ釘を打ち、完全な扉を作り上げる氣になれるであらうか。如何にも彼等は利を求めよう。併し我が仕事は全く無用と思ふならば、箱一つでも作り得るものではない。扉でも箱でも否、箸一本でも、無用ならば作る氣にはなれぬ。この事を思ふ時、人間といふ靈妙不可思議なるものが、目的無しに現はれたといふことが出来ようか。不具者でも、不孝者でも、大悪人でも、夫々何等かの使命をもつて居るに相違無いのである。第二に、我々が今生きて居るといふことは、我々にまで使命のある證據である。

春になつて暖かくなると、火鉢を仕舞ひこむ。秋になると扇子を片付ける。電燈がつく様になると、「ランプ」を不要にする。全く無用なるものならば、この地上に存在を許さず。火鉢や扇子でさへさうであるならば、人間といふ最高最善のものが、只一人でも用事のないのに生きて居る道理であらうか。

我々は確に生まれた。そうして今確に生きて居る。この故に我々には確に使命がある。

自分と全く同様の顔をして、全く同様の心情をもつた人間は、日本中只一人も無い。日本人に無い位だから全世界に無いのは當然である。恐らく過去幾億年に遡つても、未來永劫に追及しても、全く自分と同様な人間は絶対に無いであらう。天地間過去未來に亘つて、自分といふ人間は、只一人而して只一回しか現はれない。即ち使命は、自分だけに限られた使命であ

るといふことが出来る。

使命は、其の人にとつて一番貴いものである。驛長が上で、運轉手が下と思つてはならぬ。驛長の使命に對しては、驛長が最高の人である。

校長でも、小使でも、奥様でも、女中でも、これが夫々の使命であつて夫々の使命に對しては、各々が其の第一人者である。形に現はれた幸福はある。權門に生まれ、富豪に生れたものと、頼れない貧家に生れたものとは、先天的に幸不幸が決定せられて居る様に思はれる。眞面目に勤め乍ら、次々と思ひも寄らぬ不幸の重なるものもあれば、何をしても都合よく凡てが意の如く進行するものもある。

人は之を運命と呼んで居る。この種の運命が、人間の幸不幸に多大の影響はあるかも知れないが、併し運命のみが、幸不幸を決定するものとは、斷じて考へることが出来ないのである。

それよりも使命を自覺するといふことが、幸不幸を定める根本である。人生は一貫した旅行である。

どこへ行くか、何を見、何を聞き、何をすればよいか分らぬ。只歩む。

こんな淋しい旅があらうか。

一日も早く、少しでも確かに、この問題を考へ、又解決したものが幸福であると云はねばならぬ。

誰でも我が使命と信ずることをして居るならば、己の職業に對する誇りを感じる。職工でも、商人でも、官吏でも、使命を歩むならば、それが何であつても、聖職として誇りを感じるのである。

「カネーギー」の會社に、忠實なる一職工長があつた。翁は一日其の職工長を呼んで、同會社の重役に拔擢することを告げた。

然るに彼は意外にも歎息の聲を洩して、

何といふ悲しい御言葉でございます。私は翁の御厚意を解しない譯ではございませんが、只忠實なる一職工長として、この會社で葬つて頂きたいのでございます。

と申した。翁は涙を流して彼の手を握り、

お、私の大事な職工長よ。それでよい。私が悪かつた。どうぞ立派な職工長として死んで呉れよ。併し俸給は、今日から米國大統領と同額にする。

この葉言は實行せられた。使命を歩む人間は、常に平安である。

小學校の讀本の八の巻に、「胃とからだ」といふ題で、口、耳、目、手、足等が、胃の仕事を羨み、一同が申し合はせて、「ストライキ」を實行し、結局各自が苦しんだといふ話もあつた苦である。

我々は、一日も早く少しでも確に、自己の使命を自覺して、我が持ち前の使命を守り平和な幸福な人生を送ることを心掛けねばならぬ。

我が役は心にいらぬ役なれど

天の役者のさし圖是非なし

五、共存 共榮

昔から人生を旅にたとへる。同じ時代に生まれたものは、同じ出發點から出かけた旅の道連れである。この道連れが、共に呼びつ應へつして、人生の峻しい坂を越えて行く。旅は道連れ世は情ともいふ。一處に出かけた友達を後に残し、足の早い

ものだけが、勝手に進むといふ道理があらうか。同じ旅の道連れならば、一處に辨當も食べよう、同じ樹蔭に休みもしよう、病人が出来たならば、宿に残つて看病もしよう、脚の弱いものは、手を引き肩にすがらせて連れて行かう、これでこそ道連れである。

今ここに二人の道連れがある。一人は辨當を持ち過ぎ、一人は何も持つてをらない。午頃同様に腹が空いた。持たない方は辛抱するだけである。餓えたからとて、一日で死にもせず、又絶食したといふことが、何等の罪惡でもない。併し持ち過ぎた方は、どうするか。申すまでもなく、必ず分與することである。それを自分だけで食べ、甚しきは残りを犬に與へ、更に其の残りを箆に棄てたならば、それは許さるべきことであらうか。勿論國法の上からは、とがめられないであらう。しかし其の事が人間の生き方として、正しいことであらうか。社會は之を見過しにしてよいものだらうか。

そんな無茶なことをするものがあるものか。その様な義理知らずが、人間の顔をして居つて、出来るものか。

如何にもそう考へるのが、當り前である。この様な無茶な亂暴な人間が、ありさうにも思へないのである。而も實際は、この通りの人間が、そこにもこゝにも一ぱいあるのである。寝るに床のないものが澤山あるのに、無用な堂々たる邸宅が、惡魔の巢窟になつてをるではないか。三度の食に窮する幾萬の道連れを見ながら、自分だけ贅澤の限りを盡くし、犬にも猫にも惡魔にも、食べられるだけ食べさせ、更に其の残りを箆に棄て、居る様な人間が、一ぱいあるではないか。敢へて富豪のみとは云はない。我々に少しでも餘裕のある限り、其餘裕に就て考へなければならぬ。方向をかへて、後れたものの態度を考へてみよう。

後れたものを、棄て置くとは怪しからぬ。

といきまくこと、それが果して後れたものの取るべき態度であらうか。

辨當を持たない者が、途中では氣樂に大手を振つて歩きながら、前夜は辨當の分まで酒にかへて置きながら、翌日晝食のときになつて、餘分に握飯をもつた人間に、何を要求する權利であらうか。

餓えたことは事實であらう。分けて貰つたら、やせ我慢をせず、おとなしく頂くのがよいであらう。併し辨當を持たなかつたその不用意に對し、反省する點がなくてはならない筈である。

萬人共に進むべきものなり。

これは先ずるものに對する警告であり、同時に後れるものに對する警告である。萬人共に進むべきものである。後れてはならない。人が勉強すれば、自分も勉強し、人が働けば、自分も働き、凡ての衛生に注意して、後れをとらないことである。病人を顧みることが、社會共同の責務である。併し病氣にかゝらないことも、亦同様に各個人の責務である。

病氣にならないと同様に、無學にもなりたくないものである。

それは同じ道連れに後れることで、早いものの脚を引きとめることである。時代の進歩をにぶらせることである。社會公衆の邪魔になることである。

同じ旅路をたどるなら、いつも先頭にたつて進む。よし先頭にたたないまでも、決して後れはとらぬといふだけの覺悟を持ちたいものである。

昔の道話にも、次の様に云はれてをる。

賣手は買手のお蔭で助かり、買手は賣手のお蔭で助かり、貧乏人は金持のお蔭で助かり、金持は貧乏人のお蔭で助かり、道中の雲助は、毎日駕籠を昇いで足の弱い旅人を助けるから、又足の弱い旅人は、駕籠に乗つて足の達者な雲助を助ける。旅籠屋は御客を助け、御客は旅籠屋を助け、按摩取は足痛を助け、足痛は按摩取を助ける。

木の實をば猿に喰はせて猿に又

此の身喰はせて貰ふ猿引

かう見ると、この世の中はどうしても、我一人で立つといふことは出来ない。

世の交りは、何事も我が身の上を顧みて人の身の上を思ひやり、どうぞ人の爲になる様に、世の爲になる様にと、精出して人を助けることをするがよい。さうさへすれば、何時の間にやら我もちゃんと助かつて居る。これを例へて見ると、渡守の様なもので、多くの人を向ふの岸へ渡す渡すと思ふ内にいつの間にやら我もちゃんと渡つて居る。

人を呪咀へば穴二つ

といふ諺の通り、人に損でもかける気が起つたら、我が損をすることを思ふがよい。人を陥す気が起つたら、我が身の陥ることを思ふがよい。

首引きは双方首に綱をかけ、足と足を踏張り合ふて互にうん／＼引合ふうちに、勝つた方はいつでもあう向けにとんと倒れるが、負けた方はいつでもちやんと起きて居る。世の中がああ通りで、昔から人を倒したもので其の身の立つた覺がない。人を呪咀つたもので、其の身の榮えたためしは無い。

萬人共に進むべきものなり

この信念から、同じ旅路をたどる兄弟の親みも深くなり、責任を生ずるのである。そうして同じ道連れが、みんな夫々力の限り進むとき誰からともなく、悦びの歌が起る。一人旅ではない、前にも後にも愛する友がならんで居る。お互に得手勝手の我儘はやめて、頼りもし頼られもし助けもし、助けられもし、呼びかはしながら、どんな危険な岩壁でも、手に手をとつて進む。これが本當の人生である。

六、打 算

いつかの「キング」に次の様な話が出てをった。

或若者が、田舎の細道を何か急用でもあらうか、かなり速力を出して自轉車を走らして居つた。そこへ六十前後の女が卵を満載した籠を天秤でかついで、向ふからやつて來た。何しろ狭い道のことであるから、自轉車を下りればよいものを、其まま通り抜けようとしたから、忽ち其の女に衝突してしまつた。若者は困惑の色を浮べながら、

どうもすみません。卵はどれだけこはれたでせうか。直に辨償しますから。

と云つた。其の女は、顔をしかめながら、

いや卵なんかどうでもよいのです。それより直にも抱き起していたはる程の親切が、欲しかったのです。

と若者をたしなめるやうに云つた。

どうも近頃は、この若者の如く、辨償さへすれば事済みであるといふ風に、事柄を計算づくに考へるものが多いやうである。しかし我國民の昔からの習は、これと反對で、計算とか損得とかを度外して、義理人情を重んじて來たものである。

武士は餐はねど高楊子。

といひ、

侍の子といふものは、腹がへつてもひもじうない。

といつた様なことや、

天の屋利兵衛は男でござる。

といふ町人もあり、

男の中の男一匹。

と叫んだ町奴もあつた。「人柱」だの「仇討」だの「切腹」だのといふ。

西洋には例の無い社會現象があつた。

赤穂義士を出し、佐倉宗吾を出し、幡隨院長兵衛を出し、乃木大將を出し、楠木正成を出した日本には、その國民精神の根柢に、物よりも精神といふ誠に美はしい考へが、存してをるのである。

所が近頃、

安い給料で二年間も軍隊に使はれ、除隊の時は失業し、其の後に於ても、召集だ公益事業だなどといつて、暇をつぶされるのは引合はぬ。

とか、或は

幹部候補生で試験に及第すると、屢々召集されるから、落第する方が利益だ。

とか、凡てこの種の言葉を耳にすることは、決して稀ではない。

これは一體何を物語るものであらうか。世の中が段々變つて來て、

昔は女中奉公をしたものが、主人方を下つて嫁入つた後でも、盆と正月には必ず舊主人の家を訪れて、なつかしそうちに一日中主従昔を偲んでかへつたものである。

今日では、一旦雇主の家を出たら最後、随分と恩にあづかつて居たにも拘らず、「私たちの途」でおとづれもせず、途中で遭つても、まるで路傍の人の如くして行過ぎる。

裁判所の玄関には、金色の菊花御紋章が附いて居るが、心ある者は、その前を通行するとき、大抵は脱帽して通つた。

今では裁判所は扱置き、宮城前を通行するものでも脱帽しない。

偶々宮城前を通る電車の中などで、脱帽するものがあると、變な顔をして見るはまだしも、中には嘲笑するものさへある。

昔は中流以下の者が娘を他家に奉公にやるのに、なるだけ用の多い、且つ殿しい家をと望んで勤めさせた。それで給料はほんのきまりといふので、年に五圓か六圓位でよいといふ風であつた。

今では奉公する者の方から、用の餘り無い家、子供や年寄りの無い家、瓦斯、電気、水道の完備した家で、朝は遅くから用にかゝり、夜は早く寝て、おまけに月何回かの休日があつて、それで月給は十圓にも二十圓にもと云ふ。少し叱言でも言ふと、すぐに反抗して喧嘩腰になる。中には叱言の報復に、「猫イラズ」を汁に入れて、主人一家を殺さうとしたものさへある。

昔は醫業は仁術本位に營まれて、料金の制限などは設けられてなかつた。

今じや醫師の方も、時代につれて料金制度となり、又病人も苦しい時は、さんく先生くと骨を折らせて置いて、癒つたら薬價をづるけようとするものもあると云ふ。

昔は商店の奉公人でも、夜寝るのに主人の居室の方へ、足を向けては寝なかつたといふ。

今では主人でも、奉公人を呼捨てにすると、腹を立てるがある。

ぐずぐずすると、すぐ「ストライキ」を食はせて、主人をへこまさうとする。

算へ上げれば果しが無いが、之に依つて見るも、今日一般社會の人々が、不知不知の間に、如何に損得本位に走つて居るかを、察するに難くないと思ふ。

國が損得本位で行けば、戦争になる。歐洲大戰が起つたのは、損得本位の立場から起つたと言つてもよいと思ふ。各個人の慾が無際限であるやうに、國民の慾にも限りがない。國家としての慾も限りがないから、損得本位の立場から、國家を維持し、發展し、擴張して行かうとすれば、必ず國家と國家との軋轢となつて、恐しい戦争になる。又社會が損得本位でやるから、階級戦となり、永遠の闘ひとなつて、到底止む時がないのである。

人間は互に相愛し互に相敬して行かねばならぬ。人類互に相愛し相敬して行くといふ精神が勝つて來れば、今の様な闘争気分はなくなるのである。

資本家は労働者を敵の様に、労働者は資本家を敵の様に、互に敵視して少しも愛敬といふものが無い。労働者の代表者が、資本家に賃銀の増加を談判しに行くと、何時も議論で喧嘩になるさうである。

資本家は、なるべく賃金を増さない様にし、労働者は増して貰はうとする。互に損得の觀念のみであるから、争ひになつて、終には何時でも喧嘩となる。或はなぐり合ひになる。少しも其の間に愛と敬とがない。

要するに愛と敬とが無くして、互に損得を以て争へば、國家と國家とは戦争になり、人と人とは喧嘩となる。闘争氣分が社會に満ちて居れば、世の中は腐敗墮落するより外は無いのである。

我々は損得本位といふことを棄て、我國の傳統たる精神本位を大に鼓吹し、國を擧げて一體となつて、國家の繁榮を圖ることに努めねばならぬ。

七、自由と束縛

亞米利加で、黒ん坊を物品同様に扱つた時代がある。彼等は同じ人間であり乍ら、一東何圓で賣買されてをつたのである。

之を憤慨し、人道の爲に彼等の束縛を取り除き、自由を與へた。これは「リンコルン」といふ實に偉い人のした事で、この様な自由は、それこそ輝いた自由である。

併しこんな意味から米國で尊重された自由といふ言葉を、我が日本にあてはめて、勝手な我儘、不規律を以て自由と思ひそうする事が新思想であり、之を禁ずることを舊思想の様に思ふ者がある。

何たる心得違いであらう。これは考へるまでもなく分つた事であるのに、半かちりの人間が新しそうな言葉をいふと、遂にだまされるのである。

まあ何でもよいから、克く心に留めて見れば、どんな物でもきつと束縛がある。我々が今居る其處の天井、其處の壁、其の床、其の柱、其れに自由があるであらうか。建築されてからこの方其の家の壞はされる迄、定められた所から、一寸でも動かうとはしない。若し天井が不平をいつて、少しばかり上にあがつたり、下におりたりしたら、どうであらうか、柱が散歩したり、床が斜になつたりしたら、誰が其の家に生まれようか。

凡てのものが、夫々の位置を守つて呉れるお蔭で、我々は安全な氣持で住み、自由に其家が使へるのである。

汽車はどうであるか。定められた線路だけを走り、定められた驛を定められた時間に出發し、豫定の時間に定められた驛に止る。そこでこそ其の汽車が自由に使はれる。どの驛で止まるかも分らず、又いつ出發するかも分らない様では、とても利用することが出来ない。そんな汽車があれば誠に不自由極まるもので、汽車は決して氣まぐれをしない所に、汽車としての値打がある。

又汽車が自分の線路の外に勝手に飛び出したら、どうであらう。

脱線事件として大變な騒ぎになる。

これは汽車に限らない。學生の走るべき「レール」を走らず、左や右にそれて、學生らしくもない道に脱線して、本人はそんな事を自由と思ふかもしれないが、決してそうでは無い。こんな學生は、何處の學校にも入れて貰へず、又世の人も歓迎しない。家庭でも勿論嫌はれる。彼はしみじみとこの世を不自由に感じ、自由の積りが不自由になるのである。工場でも、農村でも働いても、夫々の職業に従つて、自分の行くべき「レール」は定つて居る。之を離れ、他の「レール」を進めば、すぐに他と衝突する。又「レール」以外に出れば、脱線的人物として取扱はれ、何處でも排斥される。廣い世の中を狭くし、不自由な世渡りをせねばならない。

廣い世間を求めて狭く

苦勞するの心から

の歌の通りである。

又我々が何か仕事を頼んでも何時始めるか分らず、何時出来るか分らないならば、とても安心して頼む気にはなれない。氣の向いた時は早起する。氣の向いた時は働く。いやな時は勝手に朝寝する、惰けもする。自分ではそうする事を自由の生活と思つても、世の中では、そんな自由を尊重して呉れない。自由とは氣づい氣儘の事では無い。一定の規律を嚴格に守つてこそ、自由といふことが出来る。

軍隊其他學校や工場などで、起床時間、就床時間の束縛があるが、之を窮屈に思ふ者がある。

今試みにこの束縛を止めたとしてしよう。そうすると、朝は三時頃から起きる者、四時、五時、六時、甚だしきは七時頃迄寝るものが出来よう。こうなれば食堂でも大變な迷惑で、又お互も困る。眠いのには、騒がれては叶はない。夜の外出にも束縛がある。あれが一人一人勝手な時間に歸られたのでは堪らん。安眠も妨げられ、又どんな事が起きるかも知れない。

學生は酒や煙草を呑んではならぬ。この束縛があればこそ勉強が出来るのである。寄宿舎で晩酌をして、くだをまかれた日には、眞面目な者が困つてしまう。

こう考へると、一定の規定束縛ほど有難いものは無い。束縛の中にこそ自由があるのである。

更に一言したい事は、束縛が保護であるといふ事で、束縛は自分保護であり、又他の人々の保護である。

汽車が一定の線路に束縛されて居ればこそ、汽車自らが安全なので、線路を離れて勝手に走つたならば、河に落ち込み、海に投げ込まれ、岩に突き當り、到底あの車體を安全にする事は出来ない。同時にこの事が周囲にあるものの保護で、勝手に走つたならば、人間が敷き殺され、家が目茶／＼になる。

此處に一人の若者がある。両親はこれに色々の束縛を加へる。本人は時に窮屈な感じを持つかも知れないが、この束縛があればこそ、過に陥らない。凡ての若者が、夜でも晝でも勝手に歩き廻られたとしたならば、多分身を亡す事になるであらう。若者の保護は、同時に家の保護である。一人の若者が脱線した爲、其家を丸潰しにした實例は幾等でもある。こう思ふ時、束縛は有難いものである。

どんな境遇の人でも、きつと束縛を感じることがあらう。併しよく考へて、其の束縛の中に本當の自由があり、自分の救ひも、他人の救ひもあるといふ事を、悟らうではないか。束縛と思へばこそ苦しいのである。

束縛は天地一切の法則で、法則に従ふ生活ならば、無理が無い。地球も定められた軌道を、定められた速力で走り、月もそうである。凡ての天體がそうである。それだから衝突が起らない。山にも川にも法則があり、咲き出づる花でさへ、定つた時に定つた、色香を、見せるではないか。

八、不平と發憤

貧乏するとか、其他何か不幸や困難に出遇ふとかすると、意氣消沈して、忽ち屈托する様になり勝ちである。そうなるといふ分別も出ず。諺に所謂、

貧すりや鈍する

といふことになつて、只他人の財産なり、地位なり、事業なりを羨む。

功の成るのは、成る日に成るのではない。其の能くこゝに至るに就ては、幾多の歳月をも費したであらう。夜の目も寝ずに働きもしたであらう。心配苦勞も並大抵ではなかつたであらう。幾歲月の間、多くの辛勞を重ねたればこそ、彼は偉くなり得たのである。これを思はず、只羨ましがつて、果ては彼は懷手をして人を願で使つて樂に暮して居るのに、我は毎日毎日働いても働いても、尙暮しが立たない。彼も人なり、我も人なりといつて不平を起こし、一人や二人の力では自分等の思ふ通りにならぬから、協同の力を悪用して多人數の力で自分等の都合のよい様な勝手な條件を持出して、やれ小作爭議だ、同盟罷業だと言つて騒ぎ立て、結局國家に損害をかけ、又自分等も相手も共に倒れる。こういうものが世間に相當多いといふことは、誠に遺憾である。

これは今日の境遇になつた原因を考へないで、彼も人なり我も人なりといふことを、悪い方の平等に結びつけたものである。さうではない。彼も人なり我も人なり。彼のなし得たことが、我に出来ない理由はないと發憤して、勉勵し努力して、縦ひ一步でも偉人に近づく様に心掛けるのでなければならぬ。窮すれば窮する程、貧乏すれば貧乏する程、益々勇氣を奮ひ起して、不幸の運命に打ち勝つべく努めねばならぬ。勇氣を必要とするのは、困窮の際のことである。

困窮して、爲に勇氣を失つたのでは、勇氣は畢竟無用の長物である。

彼の銅山王と謂はれた故古川市兵衛氏は、京都在なる岡崎村の貧しい豆腐屋の産である。子供の頃には、毎日豆腐箱を擔いで村から村へ、

豆腐い 豆腐い。

と賣つて歩いたものである。

雨の一日泥にぬかる田舎路を歩いてをると、向ふから駕籠が一挺すたくとやつて来て、いきなり氏の豆腐箱に衝き當つた。箱は飛ぶ、豆腐は碎けてあたり散つて落生狼藉。氏は奥丁共に向つて、

お前方は酷いことをする。何うかして呉れなきや困る。

と談判した。

どうするんだい。

この豆腐を買つて呉ればよい。

と言ふ。後から駕籠の侍までが、

小僧汝が悪いのだ。通行の邪魔をすると容赦はせぬぞ。

とどなりつけ、奥丁を促して委細構はず行つてしまつた。氏は其の後を見送り乍ら、つく／＼と考へた。

むごい奴等である。人をこんな目に遇はせて置きながら、反對に叱り飛ばす。道路もなにもあつたものじゃない。二度とこんな目に遇はない様に、大に努力して身分ある人間にならなければならぬ。

自分とても人間だ。勉強次第で偉くなれない理由はない。

と考へた。

氏が將來我が國の銅山王とまで謂はれる様になつたのは、この時の發憤に因るものである。

我々は逆境に立てば立つ程、勇氣を振り起して、彼も人なり我も人なり。彼の爲し得たことが、我に出来ない理由がないと發憤して、大に奮勵努力せねばならぬ。

九、社會主義の起りと我が國體

既に色々と話した通り、我々がいつも何事に對しても勿體ながら、身びいきを止め、足ることを知り、自分の使命を自覺し、お互に利益本位に走らず、共に共に相助け合ひ、又束縛の中に本當の自由があり、その中に自分の救ひも他人の救ひもあることを悟つたならば縦ひ不幸に遭つても、貧乏な暮しをしても、決して不平などは起らない譯で、却つて益々發憤努力して行く様になり、今日あちこちで持ち上る騒動などは、全く無くなつてしまふと思ふ。所が中々そうは參らぬのみか、更に進んで社會主義と云ふ様な飛んでもない主義にかぶれて、我國體を危くしようとする非國民があるといふことは、誠に遺憾千萬である。これ等はもと／＼、我國體に關する深き信念がない爲に、こんな主義にかぶれるのであるからして、我々は國體に關する確乎たる信念を持つて、如何なる宣傳や誘惑があつても、これを排して日本國民としての務めを果さねばならぬ。社會主義と云つても色々あつて、其の全部を話す餘裕は無いが、其の根本は皆同じ性質を持つてをるから、其の内の社會主義の起りと我國體との關係を明かにしたいと思ふ。

づつと大昔、「ヨーロッパ」人は遊牧の民と云つて、定まつた住所も無く、あちこちと水草を逐ふて生活をしたものである。所が世の中が開けるに従つて、土地を持つことが勢を占める土臺になると云ふ様になつて來た爲、だん／＼と大きな土地を

持つゐる日本で云ふ昔の大名の様なもの、**「ヨーロッパ」**の至る所に出來た。

そうして其の中の勢力の強いものが、他のものを併せ、遂に國王の地位を得る様になつて、今日**「ヨーロッパ」**各國の基が出来た事は、既に話した通りである。遊牧の民である間は、皆平等であるが、漸次斬り取り強盜の野武士が、腕の強い爲に勢を占めて、遂に國王となつたのであるから、何處までも腕づくで人民を壓へつけると言ふことは、自然の勢である。

従つて今からさつと二百年前(十八世紀)までの**「ヨーロッパ」**の歴史は、國王が我儘をして人民を苦しめた歴史であると言つて差支無い位である。こんな有様であつたから、人民に不平が起つて、我々も王様も同じ人間である。王様に自由を奪はれる法はないといふ様な氣分が起るのは當然であつて、種々の騒動が起つたのである。しかし國王が勢の強い時は、直に是等の不平を抑へつけて、世を治めて來たものであるから、表面は不平を起さないが、腹の中では絶えず想つて居つたのである。これが、自由平等の觀念である。

「ヨーロッパ」の人民がこんな考を持つて居る所へ、又次の様な事が起つた。

二百四、五十年前(十八世紀の末)の頃から、**「ヨーロッパ」**では學問が非常に進歩して、産業用の機械や汽車、汽船といふものが、盛に發明せられた。そこで今迄家の中で手先で仕事をして居つたものが、大きな工場を建て、色々な機械を据えつけて、大變澤山に品物を作り出すことに變つて來て、而も出來上つたものを、汽車や汽船でどん／＼外國に賣り出す様になつて來た。こういう譯から、一方には何千萬圓といふ資産家が出來、一方には其の日の生活をやう／＼やつて行くといふ様な所謂労働者なるものが、澤山出來た。

是に於て、労働者の窮狀を救ふ計畫をなすものが現はれて、労働者をして資本家に喧嘩を仕掛けさせた。これが社會主義といふものの起りである。

一般に腹の中に不平が積つて居る所へ、耳寄りな話が出たものであるから、忽ち擴つて今日では我が國にも傳つて來たのである。

蒔かぬ種は芽えぬ。

といふ諺があるが、前に述べた通り、外國に於ては國王といふものが横暴壓制といふ種を蒔いたから、社會主義といふものが芽えたのである。我國に於ては既に話した通り、國體といふものが違ふ。我國は腕づくで出來た國ではない。皇室先づ在らせられ、皇室の分れが臣民となつて出來た國であるから、我が皇室に於かせられては、臣民が忠誠を盡さねばならぬといふことの芽える種は、御蒔きになつたが、不平の起る種といふものは、一つも御蒔きになつてをらぬ。我皇室の御政治といふものが、建國の昔から今日迄、尙未來永劫まで、人民の爲の政治、臣民の幸福を圖ることを一貫した御方針とせられてをることは、既に屢々述べた所であつて、この種に依つて芽えるものは、皇室に對し奉つて忠誠を盡すといふことより外無いのである。

我々が教育勅語に、

我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ナリ

と仰せられた御趣意を克く理解したならば、起るべき種があつて起つた外國の主義思想を、起るべき種のない我が國に持つて來ることの全然間違であることが分るのである。

第七節 良民教育

一、時間

時は金なり。

これは名高い言葉である。時を無駄にするのは、金錢を無駄使ひするのと同様である。分りきつた言葉であるがこの意味を本當に解して居るものは少ない様である。それだから、平氣で時を消費する。

道ばたに五拾錢銀貨や、五圓札、拾圓札などが散らばつて居たら、人は驚いて拾ひ集め、落した人を探して見當らねば、警察に届けるであらう。

金錢に對してこれ程に注意しながら、金錢にもまさる時に對しては、案外呑氣にして居る。これ時の貴きが本當に分らないからである。

何かの集りがある。其處に三十人、五十人、百人と集つて來る。開會の時間が來て居るのに、まだ人が揃はぬと言つて、それから三十分も待たせる。百人の人が平均三十分間待てば、無駄にされた時間の合計は五十時間となる。

今一人の労働者一時間の賃金を貳拾錢とすれば、五十時間では拾圓である。これが二百人となれば、貳拾圓、若し一時間待たつたとすれば、四拾圓の損失となる。今の日本では、平氣で三十分や一時間待たせる。この損失は全國では幾百萬圓に達する。自分で自分の時間を無駄にするのは、我が罪を自分で受ける様なものであるが、他人の時間を盗むに至つては、財寶を盗むと何等の變りもない泥棒である。

人によつては、一時間が千金の價をもつて居る。其の人を煩はし、其の人の時間を無駄にさせることは、千金を奪ひ去ると同様の罪惡である。それだから相手の妨害になる様な面會は、つとめて避けねばならぬ。

人を悦ばせ人を益する爲の外、人の時間を奪ふことの無い様に心掛けねばならぬ。

重い病人が、苦しみながら死の瞬間に迫つて居る時、一本の注射で三日の命を延べ得るならば、資力の許す限り否借金しても高價な注射をしようとする。そうして生き延びた三日間が、何の役に立つのでもない。只苦しむだけである。その様な三日にさへ、高價を拂ふ事を思ふとき、健康で幸福に働ける日の一日が、一時間が、否五分間が、如何に貴いか分るであらう。自分の時間を大切にすると同様に、人の時間を無駄にさせぬ様、お互に氣を付けねばならぬ。

時間が貴いといつても、時によつて其の價値に大變な違いがある。のんびりとした時間、ぼんやりした時間もあれば、張りつめた心持で頭のさへきつた時間もある。同じ一時間でも其の價値は一樣ではない。時は金なり。この金といふ言葉を、黄金と解釋すれば、朝の時間は、黄金にも優る寶玉である。朝は前日の疲れが休まつて居る。精神も肉體も清まつて居る。この貴い瞬間は、さながら寶玉の様に輝いて居る。朝の露の輝きあれが、朝の時間の貴さを暗示して居る様にさへ思はれる。朝の一時間の夕暮れの幾時間にも相當する。この理由から、何としても朝寝は禁物である。朝寝をするから、夜遅く迄眠くない。眠くないから、無駄口をたゝいたり、無駄な金を使つたりする様になる。悪魔は暗がりに住むもの、夜深には罪惡の伴ふことが普通である。世の中の罪といふ罪は、其の大部分が夜の闇に隠れて行はれる。

早起をすると、夜は早くから眠くなる。早寝早起の家風は、一家興隆のしるしである。これに反し、朝寝夜深しは没落の前兆と恐れねばならぬ。

早起をすれば、朝飯前に朝寝をする家の半日分位の仕事が出来る。早起の家は朝食も早い。子供はゆつくりと暖い御飯を食べて學校に出る。遅刻は勿論しない。

朝寝の家は朝食が遅い。子供の學校行きがおくれる。遅刻する。叱られる。家の掃除は出来ず、一日ごたく／＼して暮らす。

早起の家には病人が少ない。朝寝の家には、病人の絶間がない。

早起をすれば、皆氣持がよく身體は健康、仕事ははかどり、無駄使ひは少くなる。それだからどうしても生活向がよくなる。

早起の家は朝日がさしこんで

貧乏神の居どころもなし

朝寝する家は朝日がとりまいて

貧乏神の出どころもなし

我々は早起の習慣をつけたのである。除隊後に於ても、この良習慣を持続することが必要である。

二、輿論と群集心理

輿論は衆論といふことで、社會の實際の問題に對する可否の判断に就て、多數の人々の一致した意見をいふのである。多數の人の意見の一致する所は、多數人の共同の意志の存する所であるから、輿論といふものは、甚だ強い勢力をもつてをる。従つて輿論によつて事を行ふ時は、流に順つて舟を進めるやうなものであり、輿論に反して事を爲すのは、流に逆つて舟を推すやうなもので、多數人の反對を受けて大なる困難を感じるものである。

かやうに輿論は、強い力をもつてをるが、輿論が必ずしも最も賢明な意見であるとは限らない。

世の中は盲千人目明千人

といふ諺の如く、案外愚論であることが少くないから、輿論のために社會自らが禍することも屢々である。それであるから輿論をして單に衆論たるに止まらしめないで、多數人の公正な意見たらしめることは、我々の社會に於て最も緊要なこと

ある。

これが爲には他にもいろいろあるが、人々が群衆心理に左右せられてはならないといふことが特に大切である。我々は學校の「ストライキ」とか、民衆の暴動とかいふ様な騷擾のある度に、

あの人までが仲間であつたのか。

と屢々驚くことがある。平常人の前では、自分の考へることさへ十分に述べることの出来ない様な内氣の人が、多人数の騷擾の中では、非常に雄辯になり率先して活動してをるのを見ることがある。

これは我々が單獨で居る時と、多人数同一の場所に集合して居る時とは、其の氣持其の心理状態に、大きな變化があるからである。

殊に其の群衆が、同じ様な目的をもつてをるとか、同じ様な不平を抱いて居るとかいふ場合には尙更のことである。こういう場合には、其の個人個人の性質や個性が或る程度まで消えてしまつて、其の群衆全體に、同一方向の思想や感情が生まれ来るのである。かくの如き現象を普通群衆心理と呼んで居る。

群衆心理に於ては、個人の熱慮とか合理的な判断とかいふ方面が極めて弱くなるか、或は全然なくなつてしまつて、わずかの暗示が群衆全體の間に非常に強く働きかけるのである。而も其の暗示が周囲の者の身振とか、眼つきとか、叫聲とか、或は簡単な標語といふやうなものに依つて、極めて速に群衆全體の上にひろまり、個人としての思慮分別の餘裕が與へられないのである。従つて群衆中の一人が、何事かを爲し、何事かを叫ぶと、他の者は催眠術にでもかけられた様に、直にこれに應ずるのである。

焼打、押し込み其の他の暴動の状態が、最もよく之を物語つてをる。かういふ場合には、群衆の耳目を惹くに都合のよい位置にある者のわづかの暗示が、忽ちその全群衆を動かし、群衆の中にある者は、自己意識を失つて仕舞ふのである。そうして平素の信念とか、思想とかいふものが、消え失せるか或は極端に強く働き、自尊心とか體面とかいふ考が、全然影をひそめ他に附和雷同するのである。尙一方には多數を頼む心が無意識に働き、自己の責任といふ觀念が薄らぎ、殆ど盲目的に動くのである。

群衆心理は殆んど不可抗力であるやうに見える場合が多い。然し決して不可抗力なものと限つてはをらない。我々が常に強い信念を持ち、鞏固な意志を鍛錬して、決してみだりに他人に附和雷同することのないやうに品性を陶冶するならば、群衆心理の支配を免れることが出来るのである。

我々は、常に確乎たる軍人精神を以て、徒に群衆心理に支配されることなく、公正なる輿論を喚起して、國防思想の普及、社會の公益、風教の刷新等を圖ることに努めねばならぬ。これ實に勅語に

郷ニ在リテハ忠良ナル臣民ト爲リ

と仰せられた御趣旨に副ひ奉るものである。

三、國憲國法

人が社會を成して生活するには、必ず各人がかういふ事はしなければならぬ、かういふ事はしてもよい、又かういふ事はしてはならぬといふ一般に通ずる行爲の規則がなければならぬ。もしかやうな規則がなく各人各自が欲するまゝに行動する時は、弱肉強食の情態となつて共同生活は破壊せられるに至るであらう。まして國家の秩序を維持し、國運の發展を圖らうとするには、一層かやうな規則が必要である。國憲國法は實に國家といふ團體の規則であつて、國家の秩序を維持し、公共

の福利を増進し、以て我々の共同生活を全からしめるものである。勅語に

常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

と仰せられてある。國憲とは國の根本法則で、皇室典範及び大日本帝國憲法は之に屬する。國法とは國憲に屬するものを除く外、廣く國の法則を指していふのである。法律、命令などは之に屬する。我々大日本帝國臣民たる者は、常に國憲を重んじ、國法に遵はなければならぬ。

皇室典範は明治二十二年二月十一日に制定せられたもので、皇室に關する大法である。我が皇室と國家とは一體となつて離れない關係にあるから、我々臣民たる者は、常に皇室典範を尊重しなければならぬ。

皇室典範は、皇位繼承・踐祚即位・成年立后立太子・敬稱・攝政・太傅・皇族等の十二章に分れ、外に明治四十年と大正七年とに公布せられた皇室典範増補がある。皇室典範第一條には、

大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

とある。これは我が國に於ける皇位繼承の大法を明らかに示されたものである。

大日本帝國憲法もまた明治二十二年二月十一日に制定せられたもので、皇室典範と共に國家統治の根本法則である。憲法の上諭に

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

と仰せられてある。我々臣民たる者は、常に憲法を尊重し、厚き聖旨に對へ奉らうと期しなければならぬ。

皇室典範・大日本帝國憲法制定の當時、明治天皇が御勵精あらせられた御事は、漏承つて畏き極みである。皇室典範・大日本帝國憲法の草案が出来て樞密院會議に付せられると、討議が數箇月の久しい間に亘つたが、天皇は連日臨御になつて折からの焼くやうな炎暑をも厭はせられず、一々討議に御耳を傾けさせられた。會議中に第四の皇子が薨去あそばされた。議長は驚いて、

直ちに議事を中止致しませうか

とお伺ひ申し上げたところ、天皇は、

それには及ばぬ、議事を續けよ。

と仰せられた。議長は聖慮の辱さに感泣し、議事を續けて一段落を告げるのを待つて、始めて散會を宣告したといふことである。之に依つても、明治天皇が國家の大典を御制定になるのに、如何に深く大御心をお用ひになつたかを恐察し奉ることが出来る。天皇は紀元節の佳辰に當り、宮中正殿に出御になつて、親王・大臣其の他百官有司等をお召しになり、和氣霽々の中に憲法發布の式をお舉げになつた。こんなに美しい憲法制定の歴史が世界のどこにあらうか。

大日本帝國憲法は、天皇・臣民權利義務、帝國議會國務大臣及樞密顧問・司法・會計等の七章から成つて居る。其の第一條に

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス。

とある。これは實に我が帝國は萬世一系の皇統と相依り古今永遠に亘つて變らないことを明らかにしたものである。

國民は憲法に基いて參政の權利を與へられてゐる。參政の權利は國民が國家の政治に參與する權利であつて、國家の政治に

參與するのは又國民の義務である。それ故に我々は智徳を修養してこの権利を行ひ、義務を果し立憲帝國の臣民たるに恥じない事を期すべきである。

皇室典範・大日本帝國憲法の外に、法律・命令などがあつていづれも我が國臣民たるものゝ遵奉しなければならないものである。

法律は帝國議會の議決を経て天皇の發せられる法則である他は専ら天皇の大權によつて發せられ、又發せしめられる法則であつて、帝國議會の議決を経ないものである。命令の中には勅令のやうに御親裁になるものもあり、又閣令・省令・府縣令などのやうに行政機關に委任して發布せしめられるものもある。

地方團體の自治もつまりは國家の事務を行ふものであるから、市町村條例の如きもまた國法の一である。我々は他の國法と同じく之を遵奉しなければならない。

國憲を重んじ國法に遵ふのは我々の重大な務である。それ故、我々は立憲國民として國憲國法の大要をわきまへることが必要である。故意に國憲國法に違背するのが甚だしい罪惡であることはいふまでもないが、之を知らずに遵奉しないのもまた臣民たる本分に背くものである。

我々が國憲國法を遵奉して國家統治の作用を翼賛し、國家の進運を扶持する道にいろ／＼ある。即ち公の政治に參與する議員を選擧するのは其の一である。官吏・公吏・議員などになつて公職を奉ずるのは其の一である。陪審員となつて、國法の命ずる所に従つて公の裁判に參與するのは其の一である。租税を納め、國家公共の費用を分擔するのは其の一である。又兵役に服し、國家を防衛するのは其の一である。これらはいづれも國民の重大な本務であつて、之をりつばに果すのが君國に誠忠を盡すものといへるのである。

明治天皇御製

上つ代の御代のおきてをたがへじと

おもふぞおのがねがひなりける

四、選 擧

清き一票明るい日本

と記された「ポスター」がこゝかしこの掲示板や辻々に貼出されてゐる。けふは衆議院議員總選舉の日である。學校は選舉投票所にあてられ、朝七時から選舉人がぞろぞろと投票に来る。印ばんでんをつけ、股引を穿いた人もある。烏打帽子を被り、前垂をかけた人もある。中折帽子をいただき、洋服を着た人もある。其の中には腰のまがつた老人もあれば、二十五六歳の若者もある。盲人が杖をたよりにはいつて来るかと思へば、後から足の不自由な人が松葉杖にすがつて来る。これらの人々は投票所に入り、自己の氏名・住所や生年月日等の記された選舉人名簿と對照して、其の本人であることを確かめられてから、投票用紙の交付を受ける。選舉人は之に自己の氏名は記さないで、單に議員候補者一人の氏名のみをみずから記載して、投票函に入れる。投票函を前にして着席してゐる數名の人が見える。其の中央は投票管理者たる町長である。其他の人々は、議員候補者が選舉人の中から定めた投票立會人である。午後六時僅か前に駆けつけた人を最後として投票所の入口は鎖された。

これは或る小さな町の衆議院議員總選舉の日の有様である。此の日は全國一せいに同様な選舉が行はれたのである。かやうにして投票が終ると、投票函は閉鎖され、開票所に集めて開票せられる。次いで選舉會が開かれて、有効投票の最多數を得

た者から順次に其の得票が一定の數に満ちた者を定數だけとつて當選人とし、之を直ちに本人に告知する。當選人が之に對して當選承諾の届出をするときは、地方長官は直ちに當選證書を付與し、當選人はこゝに衆議院議員の資格を得るのである。かやうにして北海道・府・縣を各數區に分けた選舉區（一縣一選舉區の所もある）から各定數の議員が選出される。議員の總定數は四百六十六人である。これらの議員は召集の詔書で定められた日に衆議院に集會し、議長・副議長を選挙して議會開會準備をするのである。

帝國議會は貴族院・衆議院の兩院からなつてゐる。衆議員は、一定の選舉資格を有して居る國民が選舉した議員を以て組織され、議員の任期は四ケ年である。貴族院は、皇族・華族の議員、國家に勲勞あり、又は學識ある者から特に勅任された議員、帝國學士院の互選により勅任された議員及び北海道各府縣に於ける多額納稅者の中から互選して勅任された議員を以て組織せられる。さうして伯・子・男爵の華族、帝國學士院及び多額納稅者の中から選出された議員の任期は七箇年で、其の他は終身である。貴族院は衆議院と同時に召集せられる。議會開會の日には兩院議員貴族院に集り、天皇親臨の下に開院式が行はれる。かうして兩院が置かれてゐるのは、國民の各方面を代表して慎重に國事を審議せしめたのである。

帝國議會は憲法の規定に基づき、國民を國の政治に參與させるために設けられた國家統治の機關であつて、其の主なる任務は、法律案と國の歳出、歳入の豫算案を審議して大政に協賛するにある。さうして議定されたものは、天皇の御裁可を経て始めて法律及び豫算として公布されるのである。

法律は社會の秩序を維持して國民の安寧幸福を圖るのを目的とするもので、政府が政治をし裁判する基準となるものである。又國の豫算は國に必要な歳出、歳入を定めたものであるから、政府のしようとする仕事は、先づ豫算によつてきまるわけである。帝國議會はこれ等の國の政治に極めて大切な事を議するのであるから、其の論議はどこまでも公明正大であつて、

議定された事はよく國民の輿望にかなふものでなければならぬ。かやうに帝國議會がよく其の責任を盡くすためには、先づ第一に其の議員が國民を代表して國の政治を議するに適當な人でなければならぬ。選舉は實にさういふ適任者を我々國民の中から選び出すことである。我々の選び出す人が適任者であるかといふことで、國の政治がよくもなり、悪くもなる。延いては國が興るのも、衰へるのも一にかゝつて此の選舉にあるといひ得るのである。そこで選舉に當つて我々が投票をするのは、極めて重要な國の公事を行ふものである。

帝國議會の議員を選挙するには、選舉人は國を思ふ眞心から自分が適任者と信する者を選ばなければならぬ。それ故深く注意して豫め候補者の性行や意見を知ることが大切である。又今日の政治は、政治上の意見を同じくしてゐる者が集つて組織する政黨によつて國民の意見が代表されることが多いから、候補者はどんな政黨に屬してゐるかをすることも必要である。さうして選舉人は俯仰天地にはぢない良心に従つて投票すべきである。それでこそ清き一票といへるのである。かりそめにも金錢・物品等の利慾に迷はされたり、情實因縁にとらはれたり、他人におどされたりして投票するやうなことがあつてはならない。又萬やむを得ない場合の外、決して此の貴い一票を抛棄しないやうにすべきである。

又帝國議會の議員に選舉された者は、其の職責の重大であることを考へ、一筋に國のために盡くすべきである。かりそめにも其の地位を利用して私益を圖つたり、他人の意を迎へて政治上の意見をまげたりするやうなことがあつてはならない。選舉が公正に行はれ、議員が職責を全うするのは、國民が國の政治に參與する道であつて、正しい政治はこゝに始り、明るい日本はこゝに生まれる。我等國民がよく選舉の精神をわきまへ、此の重大な務を果せば、これが即ち忠君愛國の道にかなふものである。

五、裁判

人々が皆正直であり、親切であつて、互に助け合つて行けば、世の中はおのづから平和で楽しい所となる。しかるに多くの人の中には、自分の利益ばかりを圖つて他人と争を起したり、亂暴な行をして正しい者を苦しめたりする者が少くない。もしそれを其のままにしておけば、悪い者がはびこつて、諺にいふ

無理が通れば道理引込む

といふ世の中となる。かやうに世の中にいろ／＼忌まはしい争が起り、又種々の罪惡が行はれては、人々は安心して生活することが出来ない。たとひ自分は争の渦中に入らず、又人から苦しめられもしない人でも、其の周圍に不道理なことが行はれる時は、公正を愛する心が承知するはずがない。法律は實に此の公正な精神に基づいて設けられたものである。それ故、法律は誰も一様に之を守るべきもので、一人でも之に背くことは許されない。しかして法律が確實に行はれるためには、どうしても強い制裁といふものがなければならぬ。國家は、裁判所といふ機關を設けて法律を擁護し、之に背く者を制裁する。

裁判所は民事刑事の裁判を行ふ。民事裁判とは、民法商法などの法律の適用について争がある場合に、それを決定する裁判である。例へば金を借りて約束の期限が來ても返さず、いくら催促されても應じない人があるとする。其の場合に貸主から借主を裁判所に訴へると、裁判所は兩方の言分を聞いた上で、原告の主張が正當であると認めれば其の借金を返へすやうに被告に命ずるのである。

又刑事裁判とは犯罪があつた場合、之に對してどんな刑罰を科すべきかを刑法といふ法律に照らして決定する裁判である。

例へば人の生命・身體に危害を加へたといふやうな犯罪があつたとする。裁判所は犯罪の疑のある者を十分に取調べ、證據を擧げて適當公平な裁判をする。かやうにして國家は人々の權利・義務の争を解決し、又犯罪者を罰して不法な行ひを再びさせないやうにし、且世間の人の戒ともするのである。

裁判をする者は判事といふ裁判官である。判事には必ず法律で定められた資格のある者が任ぜられ、又其の地位の安全が保障されてゐる。判事が裁判するにはたゞ法律のみをよりどころとし、其の解釋や適用については、自分の考に従つて、外からは誰の指圖も受けないことになつてゐる。これは國家が裁判を嚴正公平に行ひ、外から決してそれを妨げることの出來ないやうにするためである。

裁判所には、區裁判所・地方裁判所・控訴院・大審院の四階級がある。區裁判所は北海道・樺太及び府縣内に各數箇所置かれてあつて、一人の判事が單獨で、小さい争や又は軽い罪を裁判する。地方裁判所は、北海道及樺太に五箇所、各府縣に一箇所宛置かれてあつて、各三人の判事が合議によつて大きな争や重い罪を裁判する。

なほ區裁判所の裁判に不服な者がこゝに上訴して再び裁判してもらふことも出来る。控訴院は全國に七箇所置かれてあつて、地方裁判所で行はれた最初の裁判に不服な者の上訴を引受けて、三人の判事が合議に依つて再び裁判する。

大審院は最高の裁判所で東京にたゞ一箇所置かれてある。大審院は、最も重大な事件を取扱ひ、又地方裁判所や控訴院の裁判に不服な者に最後の判決を下す所で、五人の判事が合議によつて裁判する。かやうに區裁判所から地方裁判所・大審院へ、又地方裁判所から控訴院・大審院へと順次に上訴し、三回くりかへして裁判してもらふことの出来る制度になつてゐるのは國家が法律の解釋を一定にし、其の適用を慎重にするためである。

各裁判所に検事局が附置されてある。いづれも相當の人數の検事といふ官吏が之に屬してゐる。検事は、犯罪のあることを

知ると、其の犯罪の證據を調べ、犯人を捜査して管轄の裁判所に公訴を提起し、法律の適用を請求する。此の場合、検事は國家を代表して原告の地位に立つ者である。検事の公訴がなければ刑事裁判は開始されない。検事は、民事に就いてもそれが公益に關する事件であれば、意見を述べる事が出来る。又人から依頼された法律上の事或は裁判所から命ぜられた事を取扱ふ辯護士といふ者がある。

辯護士は、民事裁判では原告・被告の相談相手となり、附添人又は代理人となつて其の主張を助け、刑事裁判では不當な刑罰が加へられないやうに被告を擁護するのを其の職分とする。

裁判の對審判決は通常公開されることになつてゐる。これは裁判の公正を保ち、威信を示すに必要であるからである。

裁判は國家の重大な要務であるから、かやうに公平慎重に行はれる組織になつてゐるが、更に國民をして此の重大なる要務に參與せしめ、且裁判に對する國民の信頼を益々厚くせるために陪審法といふ法律が公布施行せられてゐる。陪審といふのは、地方裁判所の公判で裁判される或種類の刑事裁判に、裁判官の外に一般國民が參與することである。陪審員は、三十歳以上の男子でなほ一定の資格あるものが候補者となり、其の中から十二人抽籤の方法によつて選定せられるのである。

陪審員は、公判廷で先づ裁判長から陪審員の心得を諭され、職務に對する誓をする。次に検事が被告はどのやうな罪を犯して訴へられたのであるかを述べると、裁判長は被告を訊問して其の辯解を聴き、更に證人・鑑定人等を訊問して證據調をする。それがすむと辯論に移り、検事が犯罪の事實について意見を述べ、之に對して被告と辯護人が意見を述べる。そこで裁判長は、陪審員に對しどのやうな事實が問題となつてゐる證據はこれ／＼と事件に關する説明をする。それから裁判長は、問を書面に記して陪審員に渡し、罪となる事實の有無を評議の上答申すべきことを命ずる。問は

然り、又は然らず。

と答へることが出来るやうな文言で記されてある。陪審員は、評議室に退き、議事整理のため陪審長を互選した後、各自意見を述べる。評議によつて罪となる事實を認めるには、陪審員の過半数の意見の一致が必要である。過半数に達しない場合には、之を認めないことになる。かやうにして評議が終ると、答申を問書の餘白に記し、陪審長が之に署名捺印して之を裁判長に提出する。裁判長は、公判廷で裁判所書記に問と之に對する答申を朗讀させた後、陪審員を退廷させる。陪審員の答申は、犯罪事實を認めるか認めないかの二つの中の一つを選ばなければならぬ。認めた場合には、先づ検事が之に適用すべき法律及び刑について意見を述べ、次に辯護人と被告が之に對して意見を述べる。すると裁判所は合議の上、陪審員の答申した事實に法律を適用して刑を言渡すのである。又陪審員の答申が犯罪事實を認めない場合には、裁判所は無罪を言渡すのである。ここに注意すべきは陪審員の答申が犯罪事實を認めた場合でも認めない場合でも、裁判所がそれを不當と認めたらば、別に陪審員を選定して改めて事件を其の議に付するのである。

陪審員の答申は、裁判所が之を採用して裁判の基礎とし、被告の有罪無罪を決定する資料とするのであるから其の職責は極めて重大である。陪審員として裁判所に呼出を受けた時は、必ず公判期日に出頭しなければならない。呼出を受けた陪審員は、事件に關し他人から依頼を受けたり、意見を聞いたりしてはならない。又世間の風評や新聞紙の記事に依つて、事件に關し前以て考をきめるやうなことをせず、全く白紙のやうな純眞な心持で公判廷に出て、常に慎重の態度を執り、熱心に裁判の進行に注意し、事實の眞相を知ること努め、良心の命ずるまゝに公平誠實に其の職務を行はなければならない。私情にとらはれ又は後難を恐れて事實の評決に當り眞實を語らなかつたり、評議答申の結果言渡さるべき刑罰のことを心配して考をきめなかつたりしてはならない。なほ評議の模様やめい／＼の意見は決してそれを他に漏さないやうに注意すべきである。

昭和三年十月一日陪審法施行の日、天皇陛下は、大審院・東京控訴院・東京地方裁判所に行幸になり、親しく法廷をみそな

はせられ長くも

司法裁判ハ社會ノ秩序ヲ維持シ國民ノ權義ヲ保全シ國家ノ休戚之ニ繫ルル今ヤ陪審法施行ノ期ニ會ス一層格勸奮勵セヨとの勅語を賜はつた。裁判の任に當る者は、常に之を服膺すべきはいふまでもなく、陪審員たるべき一般の國民も聖旨を奉體して國家の裁判に參與し、以て立憲國民たる責務を果さなければならぬ。

六、地方自治

國家は行政の便宜上、法律を以て地方を區劃し、其の區劃内の住民に地方共同の事務を自治させてゐる。之を地方自治といふ。地方自治團體には、市町村と北海道及び府縣がある。北海道及府縣は、若干の市町村を包括する一層大きな團體である。市町村自治體は、住民共同の利益幸福を進めたるに、教育・勸業・土木・衛生等の公共事業を經營してゐる。これ等に要する費用は、自治體が基本財産を作つて収益を得たり、地方税を賦課徴收したりして、みづから之を支辨する。市町村自治體は又住民の守るべき市町村條例や規則を定めるのである。

地方自治の制度は一體どんな趣旨で布かれたかといふと、古くから我が國に行はれてゐた隣保團結の習慣を一層おしひろめて、それ／＼地方共同の利益を發達させ、さうして國民をして國家の行政に參與させるのが目的である。それ故自治といつても無制限のものではない。もとより法律のきまりにより、政府の監督の下に立つて、國の公の行政の一部を負擔するものであることを忘れてはならない。

地方自治の制度が立派な効果を收めるには、地方公民が自治の精神に富んでゐなければならぬ。公民たるものは誰も皆自立自營の人たるべきはいふまでもないが更に自治制度の本旨を自覺し、自分等の市町村はどうしても自分等で立派にやつて

見せるといふ覺悟と熱誠が必要である。徒に他の援助をあてにするやうでは自治の責任を解する者とはいへない。又公民たる者は互に親和することが大切である。隣人に對する美しい人情をおしひろめて、郷土全體に及す心掛を持たなければならぬ。人々に此の心掛があれば、市町村は楽しい所となり、益々其の繁榮を期する事が出来る。公民として自治の生活を完うするには、共同の精神が盛でなければならぬ。自分一人の力では如何程市町村の爲に盡そうとしても及ぶものではない。公民がすべて心を同じくし力を合せ、各々自治の責任を分つことによつて、始めて立派な市町村と成すことが出来るのである。なほ市町村の事務はいふまでもなく公共の事務であるから、公民たるものは公に奉ずるの精神を以て之に當らなければならぬ。かりそめにも私利を圖つたり私心をさしはさんだりするやうなことがあつてはならない。公民として地方公共の爲に盡すのは、やがて國家に盡す道である。

地方公民から推されて、其の團體の公職に就くのは、大いなる光榮である。其の光榮を擔ふ者は、専心公共の事に盡すやうに心掛けて、其の信頼に報ゆることが大切である。又市町村會議員の選舉は頗る重大な事である。公民たる者は公平な考から専ら適任者を選擧する様に注意しなければならぬ。私情を以て黨派を作つて相争ふやうのことは、實に地方自治制度の布かれた趣旨に背くものである。

七、納税

世がまだ開けない項には、人々は一身一家の暮しを立てることばかりに注意して、廣く一村とか、一郷とかの經濟のことは考へないですんだ。しかし今日では自分等の屬する市町村や府縣の經濟は、直接自分等の生活に影響するやうになつて來たから、これに無關心であることは出来ない。例へば新に學校を建てたり、水道を設けたり、道路を開いたりするのは今日で

は地方公共の仕事とされてゐるが、それらの仕事がよく施設され、經營されるか否かは其の地方住民の便益幸福の上に大いなる關係をもつてゐるのである。さうして其の施設經營には多くの費用がいる。此の費用は其の地方住民各自が當然負擔すべきはずのものである。

我が國の存立を全うし、益々國運の發展を圖るためには、國としていろ／＼の仕事をして行かなければならない。其のためには人を使つたり、物を買つたり、莫大の金を要するのである。即ち國を防衛するためには軍備を充實しなければならぬ。國交を圖るためには外交官・領事官を派遣しなければならぬ。國民を教育するためには學校の施設を十分にしなければならぬ。社會の安寧秩序を維持するためには犯罪を防ぎ紛議をさばく警察や裁判の事務をとり行はなければならぬ。其の他産業を進め通信の便を圖るため國が施設しなければならぬことは非常に多い。我が國に於ては、これ等の施設經營に要する金は近年だん／＼多くなつて、經營費ばかりでも年々十數億圓といふ巨額に達するのである。

政府は一年間の國の費用の支出と其の費用に當てる収入の見込計畫を立てる。之を豫算といふ。豫算は毎年帝國議會の議に付し慎重に審議して議定した後、天皇の御裁可を経て實施するのである。

國の費用を支出する財源となる主なるものは、租税に依る收入である。市町村の費用も、多くは住民の租税からの收入で支辨する。市町村の仕事は人々が直接其の便益を受けるので、その納める税金がどう使はれるかよくわかるが、國の仕事となると其の範圍が廣く大きいので、それ程はつきりと税金の行方がわからない。その爲に國に租税を納めるわけをよく解しない人もある。又租税は代金を支拂つて物品を受取る賣買とは違つて、金錢を納めても物品を渡されるのではないから、財産の一部を取去られるやうな氣持で、なるべく少く出そうとか又出さないですまさうとか考へる人さへある。これは大きな考へ違である。今こゝに若干名の會員からなる一つの會があるとす。其の會員の一人が會費を何時も滞納し

たり、或は出さなかつたりして居ながら、會の便益だけは人並に受けやうとしたら、果して人の非難を受けないですむであらうか、恐らく自分でも恥かしく思ふであらう。しかるに我々の安寧幸福を進めてくれる國の仕事に在る費用となると、國が大きな團體であるが爲か、やゝもすると其の費用を分擔する義務を深く感じない人がある。それでどうして立派な國民であるといへるであらうか。如何にも肩身狭いといふ氣持がするであらう。かう考へると、我々は國民として憲法や法律に遵つて納税の義務を果すべきは當然のことである。むしろ自分から進んで國に要する費用を出さなくては氣がすまないといふのが、日本人の氣象ではあるまいか。英國では稅務署から通知を受けた稅額が、自分が計算した高より少ない時には、其の差額を名前をかくして大藏省に届ける習慣がある。大藏省では特に良心上納金といふ名目で之を受納れて、新聞紙上に發表することになつてゐるといふことである。

租税は進んで納むべきものであるが、寄附金と違つてたゞ任意に出せばよいといふものではない。どんな税を課するか、又どんな率にするかは、法律で定めることになつてゐる。我々は法律のきめた通りに税を納めるのである。さうして法律は帝國議會で議定されるのであるから、税は決してむやみに取立てられるのではなく、我々國民が自身できめて納めるといつてよいのである。

我々國民は皆租税を分擔してゐる。法律で定められたいろ／＼の種類の租税は、國民が種々の職業に従事してどの方面からか誰でも之を分擔することになつてゐる。國に出す税には、地租・所得税・營業收益税・資本利子税などのやうに收入に應じて出す税がある。又相続税・登録税などのやうに財産を移轉する場合に出す税がある。これらの税を出さない人は國の税を負擔してゐないやうであるが、酒清涼飲料・砂糖・織物などは其の製造者又は取引人が税を納め、其の金額はこれ等の品物の値段に含めてあるので、それを消費する場合には間接に税を負擔してゐるといふわけになる。又關税といつて外國品を

輸入する場合に出す税がある。國の税の外に府縣・市町村に納める税がある。國稅附加税・家屋税・戸數割などは地方税である。

租税はきまつた手續に従つて納めなければならない。其の手續は税の種類に依つて一樣でないが、其の中で特に納税に關する申告を要するものは、必ず規定の届出をしなければならぬ。又納税の告知を受けたならば其の納期日を違へず指定の場所に納むべきである。

若し納税者がかやうな手續を守らないで、納税の申告を怠つたり、又納税の期限に後れて督促を受けたりすると、徴收に無益の手續がかゝり延いて公共の事業に滞滯を來たすやうになる。まして納税を厭ひ、申告を偽つて、脱税をはかり、或は納期に後れて滞納處分を受けるやうなことがあつては、國民の本分に背き、甚だしい恥辱であるばかりでなく、國家及び地方團體の經營上大いなる妨となる。愛國の道は、國家非常の場合にあるばかりではない。平時に於て我が市町村・府縣及び國の財政がどんな情態になつてゐるかを知り、常に納税の義務を尊重して、其の手續を誤らず、隣近所誘ひ合つて此の重大なる義務を完全に果して國家及び地方團體の隆昌を圖るのが、また大切な愛國の道である。

八、働きと娛樂

論語といふ書物に、

其の爲す所を見、其の由る所を觀、其の安んずる所を察すれば、人焉んぞ隱さんや。

といふことがある。これはなす所、由る所、安んずる所と、三段の觀察をすれば、どうして人物を偽ることが出來やうか。誰でも其の眞相が分るといふ意味である。

其の爲す所を見るといふことは、仕事振りを見る、其の人の毎日の生活振りをみるといふ意味である。

今こゝに三人の會社員があつて、何れも忠實に働いて居つたと假定する。若し忠實に働いて居るといふ形丈を見るならば、三人とも全く同格の人物である。併し其の一人一人の心持を調べて見ると、そこに大きな違ひを見出された。

第一の社員は、眞に研究的な人物で、この研究心から一心不亂に働くのであつた。

第二の社員は其の働き高によつて其の幾割かの配當を受ける性質のものであつた。それで少しでも餘計に働いて一文でも多くの収入を得たいといふので、一心不亂に働くのであつた。

第三の社員は研究的でもなく、金儲が目的でもない。元來この土地のものでどうしてもこの町から離れられない立場にあるために、どうかして一生この會社に勤めたいといふので、一心不亂に働くのであつた。

これに依れば、形の上では三人とも同様に見えながら、人物には大變な違ひがある。そこで人間の仕事振りだけを見ても、人物は分らぬ。其の由る所を觀る。即ち其の人が如何なる根據からそうして居るかを觀察せねばならぬのである。形の上に現れた働き振りよりも、心持の方に重きを置かねばならぬ。表面の現れだけでは、なか／＼あてにはならぬのである。併し爲す所を見、由る所を觀ても、まだ／＼充分とは謂はれない。

今こゝに二人の農夫がある。甲乙共に一生懸命に働いてをる。而も兩人共農業は貴い仕事であり、こうして働くことが一空の爲でもあり、又國家の爲でもあるといふことを信じて居る。其の爲す所、其の由る所に、何等の變りもない。然るにこの二人には全く違つた點がある。

甲は田圃から歸つて來ると、ぐつたりする。そして好きな晩酌を傾ける。彼はこのことが經濟上又衛生上共に宜しくないといふことを承知してをる。しかし彼からこの一つの樂みを奪つたならば到底農業を續ける勇氣はない。

扱て乙の農夫は、これと全く違つて、彼は農業其のものが楽しみで堪らないのである。随分と無理な労働に疲れきつて歸ることも度々あるが、そうした時ほど心に大きな悦びを感じるのである。彼は安心してをる。一生農業を続けることを満足としてをる。彼には一片の不安もない。

こう考へる時、この甲と乙を同じ程度の人物と認めることは出来ないのである。

即ち第一に其の爲す所を見、第二に其の由る所を觀、そして最後に其の安んずる所を察すると、初めて其の人間の眞相が分るのである。

この第三の問題、人間が何によつて心をなくさめ、心を安んじて居るかといふことほど、はつきりと其の人の人が見せられるものはない。

君の楽しみは何か。

と尋ね、若し其の人が正直に答へたとすれば、大抵は間違なく人物が分るものである。

かくも娯樂と人物とが深い關係をもつものであるとすれば、娯樂の問題は同時に人格の問題であると謂はねばならぬ。

扱て世間で娯樂といふもの、飲食とか演藝とか、其他この類の楽しみ事といふものは、本當のところ高の知れたものである。

芝居が面白いにしても、三十日も續けて見られるものではない。どんなうまい洋食でも三日も續くと、

香の物で茶漬が食べたい。

といふ。其の中にひたりこんでしまへば、決して娯樂にはならないものである。

尙世間の娯樂には、いろ／＼の束縛がある。例へば時間の束縛である。忙しい者には、そう度々芝居見物も出来ない。物見遊山も出来ない。又經濟上の束縛を受ける。金が無くては樂めない。それであるからこの種の娯樂を目あてにするならば、

大多數の人は楽しみをもてない事になる。我々はこんな束縛を受けない別箇の楽しみを見出さねばならぬ。更にこの種の娯樂には、弊害を伴ふものである。金と時間との自由を得て、この種の娯樂にひたることは、決して其の人の幸福にはならない。樂と同時に一生取返しつかない不幸の種を作ることがある。我々の求める楽しみは、もつと安全なものでなくてはならない。要するにこの様な娯樂を以て最後の楽しみとすることは、餘りにもみちめであり、又損失である。人間の大多數が其の恵を受けない娯樂、又油断すればすぐに虜となつて身を亡ぼす娯樂、こんな娯樂が、人間の求むべき健全な娯樂とは謂はれないのである。若しこの外に、もつと高い、もつと清い、もつと大きい、本當の娯樂が、どんな境遇の人々にも、自由に與へてないならば、この人生は餘りに不公平である。富豪と閑人とだけが恵まれるやうな世界であるならば、それは餘りに不合理である。

然るにこの世の中は、極めて公平に出来てをる。本當の娯樂は其の様なけちなものではない。萬人の前に自由にとるべく許されて居る。それは實に働きそのものである。

働きそのものを娯樂とする。これが出来れば、この上の事はない。それは何よりの仕合せに相違ない。朝から晩までの生活一切が娯樂であるならば、この人には他の娯樂があつても害にはならないが、無くてもすむ程度のものになる。併し働きは苦みではないか。働きの苦痛から逃れようと、誰でも苦しみ續けて居るではないか。時間を少くしたい。出来れば全く働かないで居たい。成るべく氣樂な仕事をしたい。誰もがかうした願をもち、又其の要求から、世間に幾多の問題が捲き起されて居るではないか。働きの娯樂とする、それは只空想に過ぎないのではなからうか。成る程働きは普通の考へ方から見ても、それほど楽しいものではない。これが娯樂化するためには、若干の條件がある。働きの娯樂化は、其の條件を守るもののみ許される特權である。

條件とは次の四つである。

第一は働きが人間の特権なることを、自覚するといふことである。

働きといふ文字は、人扁に動くを書く。虫扁に動くといふ字も、羽扁に動くといふ字も、見たことがない。虫に働きがなく、獸に働きがないからである。牛や馬が荷物を運搬する。併し彼等には、

この品物は急ぎのものだから、奮發して挽こう。

とか。

貴重品だから、大切に扱はねばならぬ。

とかいふ意識があつて、働いてゐるのではない。働きは人間が自らの意志で動く所にある。それであるから本當の働きは、自己の意志によるべきもので、たとへ何處の工場で何をしようとも、誰の店で何をさせられようとも、働く以上其處には我が意志が中心とならねばならぬ。我が意志によらない働きは、綱をつけて挽かされる牛馬の仕事と同一である。

働くことが、人間だけに許された特権であると思へば、働きを棄てることは、人間の特権を自ら棄てることで、これ程愚なことではない。働きの特権を信する時、我々の毎日の生活は樂みとなり誇となるのである。

第二の條件は働きを我がものにするのである。

昔々の大昔、まだ其の時代には鳥に翼がなかつた。只脚だけでピョン／＼飛んで居つた。所がある日のこと、神様は可愛い小鳥の前に一對の翼を置き、

之を持つて。

と御命令になつた。小鳥は、

今でさへこの體を動かすのが容易ではありませんのに、この上更にこんな大きいものを持つなど思ひもありません。

と云つて拒んだ。併し神様の御命令は變らない。小鳥はそつと持つて見た。肩が落ちさうである。嘴で引きずつて見たが、首がちぎれさうである。そこで再び辭退した。一度發せられた神の命令に取消しはない。小鳥は死にも狂ひになり、二つの翼を兩方の脇の下にびつたりと挟んだ。丁度持つて生まれたかの様に、我が體につけた。そうすると何たる不思議であらう。體がフワ／＼と浮き上るではないか。試に翼を擴げ、足で大地を蹴つて見た。其の瞬間小鳥は地上はるかに舞ひ上り、夢かとはかり悦んだ。それ以來鳥は、今日の様に自由に飛べるやうになつた。

勿論一つの神話に過ぎないが、實に意味深い物語りではないか。

肩の落ちさうな重荷も、我がものとしてびつたりと抱きしめるとき、その重荷が自らを救ふ力となり、そこに悦びの歌が生まれるのである。

我々がどんな仕事をして居つても、それを全く我がものにしきるとき、もう決して重荷ではない。この大切な眞理を體得することが、實に働きを娛樂とする第二の條件である。

第三の條件は誇りに感ずることである。

「カネーギー」の工場に、忠實な職工長があつた。翁はこの男を抜擢して、其の會社の重役にしようとした。或日のこと翁の室に招き、この事を傳へると、彼は悦ぶと思ひの外深い嘆息を以て答へた。

御主人様残念なことを伺ひます。私はあなたの工場でもう二十年も働きます。職工長でも勿體ないのです。私には何の藝もありませんが、せめて忠實な職工長として、あなたの工場に死なせて頂きたいと思つて居りました。重役にかわれとは餘りに悲しいお言葉です。

「カネーギー」は感激して言った。

お、私の忠實な職工長。私が変わるか。お前はどうぞ一生涯私の工場の立派な職工長として働き、そこで斃れて呉れ。併し俸給は今日から米國大統領と同額にする。

彼はこの言の如く實行した。

我が働きを誇とする時、もうそれは楽しみである。

最後の條件は、働きに全力を集中することである。

道路工夫が、あの鶴嘴をそろへて、炎天に或は寒空に、玉の汗を流して働き續けて居る姿は、誠に貴いものである。

工場に田園に、働きそのものと同化しきつた人々を見るとき、實に神々しい感に打たれる。働きが苦痛なのは、なまぬるい

程度の時である。唐辛子を食べる人が、涙を出してをるのを見る。併し辛い唐辛子にとりかへては満足しない。びりつ

とする所、涙の出る所、そこに味があるのである。

我々の全力が働きに生き、働きと自分とが一枚一體となつたならば、それが血であり涙であつても、尙何物にも變へられぬ

幸福の境地である。

働きの三昧に入ることが、この世このまゝを樂天地に化する道である。

以上申し述べた四つの條件が體現せられる時、我々の生活そのものが全く娛樂化される時ではなからうか。働きか娛樂か二

にして一つなる生活の體驗者は、實にこの地上に於ける最上の幸福者であらう。

九、馬事と軍事

世界大戰に於ける軍馬數は、兵站諸部隊及内地部隊のものを除いて、戰場に使用したものだけでも大約左の通りである。

交戦國名	戦地使用馬數	平時保管馬との比	國內總馬數
英	七六八、〇〇〇	一二倍	二、二二〇、〇〇〇(本國) 九、二四五、〇〇〇(屬領を含む)
佛	七九一、〇〇〇	六	二、七〇〇、〇〇〇
米	二七〇、〇〇〇	不明	二、三〇一、〇〇〇
露	一一〇、〇〇〇	六	三、三一七、〇〇〇
白	三七、〇〇〇	四	二、六〇〇、〇〇〇
伊	三六六、〇〇〇	六	九六〇、〇〇〇
塞	三〇、〇〇〇	七	一、五六〇、〇〇〇
羅	一九三、〇〇〇	九	六九〇、〇〇〇
獨	一、一五五、〇〇〇	九	四、五二〇、〇〇〇
塊	六九〇、〇〇〇	一〇	三、九八〇、〇〇〇
土	三二五、〇〇〇	八	一、一〇〇、〇〇〇
勃	八二、〇〇〇	九	五四〇、〇〇〇
合計	五、九〇八、〇〇〇	八	八八、六九六、〇〇〇

これに依つて見れば、兵站諸部隊の軍馬を加へると、其の數は實に數千萬にのぼるであらう。

従つて露國を除き其他の交戦國は、開戦の當初既に軍馬の資源に缺乏を告げ、其の供給を外國に仰ぐに至つた。即ち佛蘭西、

白耳義、伊太利の諸國は、主として米國から、英國は屬領及び米國から、獨逸は丁抹、和蘭、瑞典、バルカン地方から多數の馬匹を輸入して其の補給に努めたのである。さうして其の輸入頭数は精確ではないが、英吉利、佛蘭西、伊太利、白耳義等の諸國が米國から輸入した馬の總數は、百五十萬頭をこえ、其の價格は六億餘萬圓に達し、其の過半は英國の輸入したものであるといはれてをる。

戰爭の長びくにつれ、交戰諸國は、獨り軍馬のみならず、農馬にも不足を來し、殊に協商諸國は米國が參戰したため、同國から供給を受けることが出來ない様になつたので、軍馬の補充竝に馬産の將來に、一層の考慮を要するに至つた。即ち參戰軍馬及牝馬を愛護するの必要を生じ、出征軍馬衛生機關の施設を完成した廢斃率の低下に努め、戰鬪能力に影響を及ぼさない範圍に於て出征牝馬を還送し、之を馬産地方に配布して生産の増加を圖り同時に農業の補助をなさしむる等の處置をとつたのである。又同盟側も、牝馬の還送、掠奪馬の配布等を圖つて、地方馬産を振興することに努力したのである。

尙既往戰役に於て、兵員百名に對する馬數を比較すると、

普 塙 戰 役	一五、五二一
獨 佛 戰 役	一七、三九
日 露 戰 役	一九、七二一
大 戰	三〇、五一

であつて近時機械力に依る輸送が、異常の發達をしてをるに拘らず、軍事上軍馬の所要數は、却つて益、増加してをるのである。

平時から軍時施設に關し大いに進歩してをると謂はれてをつた獨逸、佛蘭西、英吉利の諸國ですら、大戰に於ては前に述べ

た校に甚しく困乏を極めた狀況である。

翻つて帝國の馬産狀況を案ずるに、

我國馬匹總數は

明 治 十 一 年	一五四萬五千頭
明 治 二 十 五 年	一五三萬頭
明 治 四 十 一 年	一四九萬頭
明 治 三 十 九 年 馬 政 局 が 設 け ら れ	明 治 四 十 一 年 には 馬 政 局 が 陸 軍 大 臣 の 管 理 と な り、 種 々 努 力 せ ら れ た 結 果、
明 治 四 十 三 年	一五八萬頭
大 正 中 期 頃	一五七萬二千頭
と な つ た。 さ う し て	

昭和七年十月に行はれた地方馬一齊検査の結果 一五八萬一千頭

である。この數は、生命ある全頭數を示すものであつて、戰鬪に使用し得るものは、僅に四十萬頭内外に過ぎない。

戰場に於て使用せられる馬の數を公表することは出來ないが兎に角戰鬪を交へたならば、もう補充が出來ないといふ眞に塞心に堪へない狀況である。我々は我國の馬産が、かくの如き状態であることを承知して、馬事に關し無關心であつてはならない。國家的見地からして、馬を飼へるものは、これを飼ひ、馬を持つて居るものは之が保育に注意し、少しでもこの憂ふべき状態を醫する心掛けを必要とする次第である。

十、國家の救済

徳川三百年の鎖國の夢がさめた時、我が國の地位は、歐米諸國は勿論のこと支那に比べても、凡ての方面に於て實に何百年といふ後れ方であつた。さうして、この力なき國家が、ねぼけ眼を開いて驚いたのは、外國の侵略の手がひし／＼と周圍に迫つてをつたといふことである。又幕末から明治初年にかけて、外國人の壓迫や横暴は、實に言語に絶するものがあつたが力のない國家の悲しさ、如何とも手の下しやうがなかつた。

かくの如き状態に於て、我々の先輩は憤然として起ち、舉國一致勤儉努力の標語の許に、唯々列國と水平の地位に登らなければならぬといふ念願を以て押し進んだのである。

外國人が勝手に日本の關稅率を定めるやうな條約や、在留外人が如何なる罪を犯しても、日本の司法權は何とも裁判し得ず、其の國の領事が勝手に裁判するといふ恰も現在の支那のやうな半獨立國の地位から、關稅權や治外法權を我が手に收めるため、我々の先輩は、實に非常なる苦心を拂つたのである。

さうしてこの治外法權の撤廢は、日清戰爭の勝利に因る國威の増進を背景として、やつと明治二十七年に其の目的を達し、關稅權は、明治三十二年に至つて目鼻がつき、眞に完全にこれを回收したのは、實に日露戰役後明治四十三年のことである。其他國民教育は非常に發達し、學齡兒童の學校に通ふ割合は、殆んど世界で一、二の百分の九九といふ比率を表はし、就中僅か五十年程の歴史しかもたない我が軍制戰術は、日露戰争後に於ては獨逸をさへこれを學ばしめた程である。かくして六十年足らずの年月に、國家は次の様に進んだのである。

國の領域は、二萬五千方里から殆ど八割を増して四萬四千方里に、

人口は、三千三百萬人から二倍以上の約八千萬人に、

商船は、殆ど皆無に近い三千噸から千倍の三百萬噸に、

鐵道は、零より一萬哩に、

海軍は、一萬五千噸から九十萬噸に、

陸軍は、六鎮台より十七師團に、

政府の歳入は、八千萬圓から二十億圓に、

右の如き國力の進展就中日露戰爭に於て、世界最大の脅威と目せられてをつた露國を屈服して、白人強國に劣らぬ力を示した結果、世界は急に我國を一等國並に取扱ふ様になつたのである。かくの如く一念白人の壓迫より脱して水平の地位に進まんと心掛け、舉國一致國力を充實し、日清・日露の兩戰役に勝つて、やつと一等國の仲間入りをなし、次いで世界大戰後講和會議に於ては五大國の一員とし、又華府會議に於ては三大強國の一員として遇せられる迄に至つた我が國民も、勝つて胃の緒が緩み、殊に世界大戰當時交戰各國が興るか亡びるかの境目に必死に戦つてをる間に、ぬれ手に粟の儲があつた結果、すつかり成金氣分になつて生活が奢り、同時に精神に緩みが來た。さうしてこの心の弛みは、魔のさす隙を與へることになつたのである。

即ち我が國將來の發展計るべからざるものと恐を抱いた列國、就中英國・米國・露國はこの精神の弛を見るや、機に乗ずべしとなして各種の宣傳を試みた。その結果我々が目の前に見る様に資本家も労働者も、地主も、小作人も、上のも、下のも、皆自分のことが先だといふ考になつて、一致も和諧も段々薄らぎ、小作爭議や、労働爭議が盛んに行はれる様になつたのである。

又尙武心も勤勉心も甚しく消え失せて、生活を贅澤にし、生産を減少せしめる結果となり、不景氣風や陰慘なジメ／＼した氣風が日本中に漲る様になつたのである。

さてこの行き詰つた状態を打開して行く爲には、どうすればよいのであらうか。どうしても國民の一人一人が、自分の國家としてこの日本を救ふ氣にならなければならないのである。己を棄て、國家といふ大きい高い問題に標準を置かねばならぬのである。

彼の獨逸は戦争の後始末や、賠償金や、英國・佛國の壓迫等の爲、慘苦のどん底に居るのであるが、國民は他國人より餘計に働いて盛りかへすといふ意氣が頗る旺盛である。

獨逸人は、佛蘭西と英吉利の勞働者は各、一千万人で、いづれも日々平均七時間より働かない。

然るに獨逸には、千五百万人の勞働者が居るから、一日十時間働けば、一日合計一億五千万時間となり、結局英・佛兩國を同時に相手として競争が出来る上に、更に一日に一千万時間の餘分がある。

一日一千万時間は、百萬人の職工が一日十時間働くと同一で、一職工が一日一圓宛を生産する時は、國家は一日百萬元、一年に三億六千万圓からの富を作り、長い間には賠償金を返し、且英國・佛國以上に富を積むことが出来るといふ考への許に一日八時間の外一、二時間餘計に自發的に働いてをる。

我國現下の窮狀も、獨逸の如き氣合を必要とするのである。

我々が國家のものと思つて三度の食事をすれば、只一粒でも粗末には出来ない。汽車辨當が食べ残されたまゝ棄てられる。勿體ないとも何とも評しようがない。田舎の人など一生涯にも食べられぬ様な品でも、料理屋の屑箱に惜氣もなく棄てられる。あれが總て國家のものである。

辨當屋も料理屋も金さへとれば、残り物がどうならうと勝手であらう。利害關係はないであらう。

併し國家といふ算盤には、悉く計算せられるのである。紡績の女工が一つまみの綿を粗末にしたと假定する。ほんの一滴である。そうしてそれは女工の損失にはならないであらう。月給をもらう係員の損失にもならないであらう。其の位の事は株主の配當にもひびきがないであらう。併しその只一滴みでも、國家の綿を粗末にしたといふことは確であり、幾千人否幾十萬の女工に萬一この様な不注意があつたならば、國家の損失は莫大なものである。國民一人一人の健康が、民族の健康であり、一人の不養生が、家族に及び、近隣に及び、町村に影響する。煙草の吸殻が家を焼き、山火事となり、今でさへ足りぬ國家の木材を煙に化する。

今満腹して居る。其の時悪いと知りながら、更に牡丹餅を食べる。胃腸を痛める、薬を呑む、仕事を休む、家族の世話になる、只一つの牡丹餅、そこに國家的關係がある。一家の主婦が残飯を腐らせぬ様にする。それは家庭の經濟であると同時に、國家の經濟である。

我々は、もとより國民全體が、こういふ考へで進んで行くことを望むのであるが、併し凡ての運動には、どうしても其の中心となるべき勢力を必要とする。

我が國現在の各方面の行き詰りを打開し、國民の幸福を増し、國威國權の回復せんには、どうしても在郷軍人の結束を必要とするのである。

我々は大いに結束を固め、一般民衆の先達となつて、國民の氣風を復活せしめ、以て建國二千六百年の祖國の歴史を汚しめざらん覺悟が必要である。

十一、國 旗

日章旗が初めて用ひられたのは、後醍醐天皇の御時であつて、天皇が笠置に行幸遊ばされた時、官軍には總て之を用ひしめ給ふたといふことである。其後だん／＼各方面に用ひられたが、徳川幕府の末安政六年正月三十日に、異國船と紛れざる様「日の丸」を以て大艦御國總印とするといふ幕府の布令が出されて「日の丸」は初めて我帝國の國章となることとなつた。次いで文久三年に、「白地に日の丸」を以て、御國總印とするといふ幕府の布令が出されたので、茲に海上のみならず、陸上に於ても、日章旗が我が帝國を表示する國旗となつたのである。さうして明治三年正月に、一定の大日本帝國の國旗を制定し、其の制式用法等を定められた。

どこの國の國旗でも、みな其の徽章色彩には、それ／＼深い意義をもつてをる。我が日章旗は、其の名の示す様に、旗全體がそのまゝ神々しい日輪を示し、これによつて我が國體、我が國民精神を現はしてをる。

日本人は古來太陽を尊崇する國民である。即ち我が皇室、我が國家の祖先であらせられる天照大神を、日の神と申し上げ、日輪は天照大神の御尊影であるといふ信念を以て、これを尊崇してをるのである。神武天皇が孔舍衙坂といふ所で、長髓彦と戦はせられて利あらず、遂に皇兄五瀨命が負傷せられた時、

天皇は、

今我は是れ日神の子孫にして、日に向つて虜を征つは此れ天道に逆れり。……………日神の威を背に負ひたてまつりて、

影のまゝに壓躡まむに若かし。……………

と仰せられて、道をかへて前進し給ふたのは、日を崇ぶ御精神の現はれである。

又我が天皇は、日の神たる天照大神の御精神を繼がせられて、太陽の様な廣大無邊の御威徳を具へさせられ、下人民に對して日の照らす如く隈なく御恩澤を垂れさせ給ひ、我國民は、太陽の光の如き皇恩に浴し、日の光の如き清澄潔白、公明正大な國民性をもつて、朝日の登る様に、生成發展して來たのである。

我が國を、「日本」とか、「日出る國」といふのは、かやうに日本の神のしろしめす國であるからである。

尙この日章旗を形の上からみても、日章は圓滿であつて、萬物を包んで一丸となすことを示し、苟も國民は悉くこの中に包まれて、我が皇室の一視同仁の恵に浴し、永に榮えて行くことを現はしてをるのである。

かやうに我が國旗は、我が國民の尊崇する太陽を示し、これに依つて我が國體我が國民精神を現はしてをるのである。

歐米諸國に於ては、國民一般に其の國旗を尊重する念が、甚だ強い。これは其の國體の上から、國旗に依つて國民精神を統一し、國民の團結を圖らうとして居るからである。然るに我が國に於ては、畏くも我々國民の宗家にまします皇室を戴き、國家國民の中心は神代の古より天壤と共に窮りなく、儼乎として存してをる。

今更國家國民の中心を、國旗に求むる必要はないのである。然らば我國に於ては、國旗を尊重しなくともよいかといふに、それは誤りであると云はねばならぬ。即ち我が日章旗は、我が國體、我が國民精神を表徴するものであるから、國旗を尊重するといふことは、取りも直さず皇室を尊び、我が國體を護るといふことになるからである。

尙國旗は國家の獨立と國權とを、現すものであるから、他國の國旗を尊重することは、其の國家に對し敬意を表することにあり、國旗の凌辱は其の國家を侮辱することになる。古來國旗の凌辱事件が、往々にして重大なる外交上の問題をひき起し

甚だしきは之が戦争にまで導かれたことすらあるのである。以上の理由に依り我々は自國の國旗を尊重すると共に、諸外國の國旗に對しても、常に敬意を表さねばならぬ。最後に、國旗は何時如何なる場合に使用すべきものであるか、其の掲揚はどういふ様にすべきかといふことに就て、述べようと思ふ。

掲揚の場合は、大體左の三つの場合に分けることが出来る。

一、國權の表章として使用

締盟各國に駐劄する大使館、公使館、領事館等には、毎日國旗を掲揚する。其他敵地の占領、堡壘砲臺の奪取、軍艦運送船の捕獲、俘虜の護送、或は無人島の發見等には、國旗を掲げて、國權の新に及んだことを示す。

二、國籍の標識としての使用

主として軍艦及其他の船舶に用ふ。世界「オリムピック」競技會に出場した我が選手が、秩父宮殿下御賜の日章旗を掲げて入場したのは、これに屬するものと見ることが出来る。

三、國民意志表示の爲の使用

國民全部が同時に同一意志を表示するため、主として尊敬、慶賀、哀悼の意を表すに用ふ。國旗の掲揚法は次の通りである。

一、國旗一旗掲揚の場合は、門内より見て右(門外より見て左)に掲揚するを望ましく、已むを得ざれば、左(門外より見て右)に掲揚するも差支へない。

二、國旗二旗掲揚の場合は、併立しても交叉してもよいが、いづれかと云へば併立がよい。

交叉する場合は、門内より見て左(旗竿の本は右)に國旗を内側とした方がよい。

三、特に外國に敬意を表するため、外國の國旗を我が國旗と共に掲揚する場合は、併立しても交叉してもよいが、いづれかと云へば交叉した方がよい。併立の場合は、我が國旗を門内より見て左(門外より見て右)に掲げ、交叉の場合は我が國旗を門内より見て左(旗竿の本は右)に掲げ、旗竿を内側とするのがよい。

四、全 掲

國權の表章、國籍の標示、祝祭日、其他國民全般に敬意を表する場合の掲揚法で、竿頭の球と旗の上縁とを密接させ、球は金色のがよい。又球をつけなくともよい。

五、半 掲 (半旗)

國民的弔意を表する場合、例へば國家に功勞ある人の國葬式の日、或は災害事變に多くの同胞が死没し追悼會を行ふ時、其他之に類する場合で、竿頭と旗の上縁との間に、其の旗の縦巾の半分の間隙をとり、球はとり去るか、或は黒布で包み門内より見て左方に掲げ、又常設の旗竿ならば、旗竿の中間に掲げる。

六、喪 旗

皇室に對し奉つて、哀悼の意を表する場合で、球は黒布で掩ひ、且旗竿の上部に黒布を附ける。黒布は國旗と同じ長さで巾三寸位でよい。大喪を上半期と下半期とに分たれた場合は下半期は、黒布の長さを二分の一にする。樹てる場所は、半掲と同じく門内より見て左方がよい。

之を要するに、我々は國旗尊重心を喚起し、其の取扱を謹嚴にし、其の掲揚を勵行して誤りの無い様にせねばならぬ。

十二、虚禮廢止と除隊土産

中味の乏しい小人俗人ほど、餘計に外面を飾りたがるものである。英國の諺に、

衣服を飾ることの中には、智慧の乏しきことを含む。

といつてをる。智慧の乏しいものは、服装に依つて自分の眞價を蔽うとし、さてはこれを飾りたてるのである。

小人が神社佛閣に金品を寄附するのは、全く虚榮の爲である。彼等は境内高く、金何程何某殿、と披露せられなければ満足しない。

長者の萬燈より貧者の一燈。

といふことがあるが、神様は單に虚榮の爲にする長者の萬燈より、赤誠を以てする貧者の一燈を嘉し給ふのである。

又今の人は、死者の爲に戚むことをしないで、造花に、放鳥に、たゞ葬式を美しくしようとする。

婚禮、出産、入退營に、眞に喜び祝はうとしないで、支度や、宴會や、御禮に、只外見を飾ることに勉める。皆虚禮虚榮である。

さうして是等の虚禮虚榮は、驕奢華美の風を流して人心を腐敗させ、且無益な費用を費し、國家社會に多大の害毒をまき散らすものである。

今や二年兵の除隊も近寄つて來た。除隊兵の郷里に對する土産は、在營間に鍊へあげた堅實なる精神と頑強なる身體である。之に優る土産はないのである。

然るに除隊土産と稱し、盃に、風呂敷に、手拭に、多額の費用を費して外見を飾り、虚禮をつくし、小にして父兄を苦しめ、大にしては國家の爲多大の損失を蒙らしめるものがある。

我々は此の際、斷然虚禮を排すると共に、除隊後に於ても郷里の人々にこの廢止に關し、大いに宣傳することが大切である。これ實に勸諭の質素の條に訓へさせられた御趣旨に、副ひ奉るものである。

尙この機會に、軍服の調製に就て一言する。

滿期に際し軍服を着て歸る者が、段々多くなつて來たやうであるが、中には軍服なんか不用である。作つて歸つても着る機會がないから、全く無駄であると云ふものもある。

しかし在郷軍人として種々な會合に出席し、或は召集、簡閱點呼に應ずる場合、軍服を着用するといふことは、在郷軍人の嗜であり又一面思ふ存分の活動をなすに好都合であると謂へる。

ペラ／＼した着物や羽織を着てをつたのでは、到底充分な働が出来ない。尙一つ大切なことは、時々軍服を着用することに依り、在營時代の心持にたち歸つて、軍人精神を充實させ、ともすれば緩み勝になる精神を緊張させることが出來て、在郷軍人に賜つた。勸諭の御趣旨にも副ひ奉ることになるといふことである。

軍服は不用であるといふものは、名だけ在郷軍人會員であつて眞に在郷軍人として活動する氣のないものであるといふことを人に示す様なものである。

右に述べた趣旨に依り、全員軍服を着用して歸ることを、切に希望するのである。

十三、軍隊教育の効果

元來人は多くの矛盾をもつて居る。他人から、貴様は貧乏人だと云はれると、直に立腹する。他人の前では、金持顔を街つ

一寸宿屋へ泊つても多くの茶代を奮發するが、自分の内心では貧乏でつまらないといふ不平をもつて居る。若し馬鹿だと云はれると随分腹を立てるが、然し自分では、親がろく／＼教育を受けさせて呉れないのでつまらないといふ不平をもつてをる。人々の口にするつまらないとか、不幸だとかいふ言葉は、當てにならない。

勝手な泣言を採用することは出来ないのである。

然し世の中には、實際に不幸な者がある。

一、生來の不具者

例へば親が大酒家であるとか、花柳病とかの爲に、生まれながらにして盲目の者がある。

盲人は一寸道を歩くにも不安の状態であつて、自轉車が来る自動車来る、其の度毎にびく／＼して居る。其の都度受ける苦しみは、實に、憐れなものである。又不具でない迄も、婦人ならば容貌が非常にみにくいとか、天然痘に罹つて顔一面の黒痘痕であるとか、親にいくら財産があつても嫁に貰手がなく、一生涯泣きの涙で暮らすものもある。これ等は眞に不幸な者である。

二、癡疾

世の中に立てない病氣をもつて生まれた者がある。或は人の厭がる癩病とか、肺病の如き不治の病を、親から遺傳した者も多くある。これも實に不幸なものである。

三、病人

其の他病の爲に、これに似た状態に陥つて居る者が非常に多い。

病院に行きて見ると、かく迄病人が多いかと驚く程である。又精神病者も澤山ある。殊に夏になると、狂人は激増すると

の事である。これも憐れな者であつて、現在自分の可愛い子供を一人も三人も刺し殺したり、或は女房を殺して居る間に手拭で絞め殺して置いて、傍でた／＼笑つて居たりする。人生の悲惨之に過ぎたるはなからうと思ふ。

四、低能兒

馬鹿に生まれついた者もある。馬鹿にも程度がある。偉い人から云はすれば、人間多くは馬鹿であるかも知れぬが、先づ生理上から、十迄の數を數へ得ない者は馬鹿であると謂はれてをる。低能兒でも相當の年齢に達すれば、やはり慾望を生じて、而も道德の制裁を知らぬから、泥棒をしても人殺をやつても悪いといふ事が解らない。誠に不幸なものである。

五、罪人

罪を犯して刑務所へ這入つて居る者も大變多い。中には生れつき悪いことをして、刑務所へぶち込まれるやうな人達も多いのである。實に可愛なものといふはねばならぬ。

六、虚弱

以上述べたやうな病氣でなくても、普通の人より虚弱な者も亦不幸な者と云はねばならぬ。即ち二、三日商賣を働むと、後で倒れて寝てしまつたり、良い主人を見つけて忠實に働かうと思つても、常に缺勤勝になり遂に解雇されて生活の途を失ふとか、虚弱のために自分を苦しめ、家族を苦しめて居る者が、天下に頗る多いのである。

以上種々の方面から數へ來た所は、凡て不幸な者であつて、これに比較して考へると、御互に不具にも非ず、狂人にも非ず、罪人にも非ず、癡疾病弱にも非ずして、一人前の人間として世の中に立つことが出来るといふことは、非常なる喜びといはねばなるまい。

たとへ貧乏にもせよ、教育がなく地位がなくとも、辛い苦しい勤めをせねばならぬにもせよ、兎に角一人前の人間として、

世の中に立つことが出来るのは、人類無上の幸福といふべきである。所がもう一つ眞に不幸な者がある。それは生來の片輪ではないが、人の人たるべき教へを受けないものであつて、爲に心を導く手本を持たない、心の方角の立て方を知らないものである。

或る意味から云へば、癩患者でも教へを受ければ、人生の意味を解することが出来るから、癩患者と雖も尙無教育者よりは幸福である。又盲人でも教育を受ければ、心の眼を開く事が出来るから、盲目であつても精神の盲目に勝るのである。そこで前に述べた一人前の人間の中に、又何割かの精神上の不幸な者が存じて居るのである。

然るに我々は、一人前の人間として世の中に立つことが出来る上に、尙立派な軍隊教育を受けたのである。誠に幸福至極といはねばならぬ。

今軍隊教育を受けたといふことが、誠に幸福であると申したが何故に幸福であらうか。其譯は、我が軍隊教育の特色といふ所に存するのである。

我が軍隊教育の主眼點が、軍人精神の涵養に置かれてあるといふことは、いふまでもないが、この軍人精神は、決して軍隊にのみ特有のものではない。我が軍隊は、天皇の統率し給ふ所の國民全部からなる軍隊であるから、軍人精神が健全なれば、國民精神も亦健全となり、國民精神が健全なれば、軍人精神の弛むやうなことはあり得ない。即ち良兵を養ふことは、良民を養ふこととなり、又良民たるものは直に良兵たり得るのである。従つて軍人精神の涵養は、其の大本を國民精神の作興に置かねばならぬから、軍人精神といふも、國民精神といふも、其の實は一であつて二ではない。兩者は單に其の形と名を、異にするだけのものであるといはねばならぬ。勅諭にも、

此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり

と仰せられて、軍人が軍隊に於てのみ遵奉すべきものではなく一般國民道德の手本として心得ふべきものと訓へさせられたのである。

即ち我が軍隊教育は、其の大本を國民精神の發揚といふ所に置いてをるのであるが、外國に於ては之と異なり、概して戦はんが爲の教育で、戦闘技術の訓練を主とし、國民教育とは別なものになつてをる。

かように人としての教育と、軍人としての教育とが、異つた方面に行はれてをる場合は、軍隊教育を受けるといふことが、必ずしも幸福ではないかもしれない。然るに我國に於ては、國民教育と軍隊教育とが全く一致して居るから、軍隊教育を受けけることに依つて、良兵たり得ると同時に、一層人としての教育が高められるのである。

次に我が軍隊教育は、勅諭を遵奉して忠節、禮儀、武勇、信義、質素の五つの徳行の涵養を圖り、且つ之を誠心を以て實行に移すといふ點に力を注ぐ、我が軍隊教育の一特色は、至誠一貫であり、知行一致であつて、單に知るだけではなく直に實行させるといふ所にある。例へば人間はよい方面に向つてやつて見たいと考へても、之を成し遂げ難いものである。規律を守らうと思つたり、忍耐力を養ひ、勇氣を鍛ひ、體力を鍊らうと考へても、安逸な生活をして居るものにはなか／＼出来なものである。十人中八、九人までは、一旦決心した事を途中で廢しがちのものである。或は朝は何時に起きやうと定めて置いても、自分だけの力では實行しがたきものである。或は晝寢を廢そうとか、或は酒を節しようとか、或は遊びを慎まうとか考へても暫く慎んでは居るが、もう一度だけといふやうなことになる。

人間といふものは、自分でできめて自分で實行するといふことは餘程難しいことである。非凡な人ならばいさ知らず、普通の人ならばなか／＼難しいことである。然るに軍隊に入ると、軍紀が嚴正であるから、如何に横着で圖々しいものでも、軍紀に制せられてちやんと起きべき時に起き、寝るべき時に寝る。あらゆる規律を守るの精神、艱苦缺乏に耐へて物事を仕遂げ

る實行的精神が作りあげられるのである。

以上述べたように、軍隊教育を受けることに依つて、人としての教育が一層高められ、又實行的精神が作りあげられるといふことを考へて見ると、我々が軍隊教育を受けたといふことは、誠に幸福といふべきである。

我々は幸にも、かくの如き立派な軍隊教育を受けたのである。然るに萬一にも、營門を離れると同時に、忽ち軍人精神を返上し、従來の訓練を忘れ去るようなことがあつたならば、その人の不幸はもとより皇軍の爲め延いては國家の爲、由々しき問題である。我々は現役二年を終つた後、更に五年四月間豫備役に、續いて十年間後備役に服せなければならぬ。さうしてこの豫後備役のものが、皇軍の主力部隊を形成するのである。従つて軍隊を去れば日常兵器を把らぬまでのことであつて、軍隊と無關係のものとなつた譯ではない。寧ろ在郷軍人こそ軍隊教育の目的である。

又在郷軍人が、平素産業其の他の職業に従事し、其の向上發展を圖つて一家一郷及國家に貢献する上に於て、軍隊内の鍛錬が、非常に役立つものであるといふことは、常に見たり聞いたりしてをる所である。

我が在郷軍人は、かやうな譯から、聖旨を奉戴して軍人精神を鍛錬し、軍事能力を増進することを本旨とし、延いて社會の公益を圖り、風教を振作し、恒に國家の干城、國民の中堅たるの實を擧げるといふことを目的として、約三百萬の會員によつて帝國在郷軍人會を組織し、日夜目覺しき活動を續けてをるのである。

在郷軍人の努力に俟つもの愈々多きを加へたる今日、我々はいつまでも軍隊教育の效果を持ち續け、良兵良民たるの實を擧げて、聖旨に副ひ奉るの覺悟を必要とするのである。

十四、有事に處する心得

小學校讀本卷ノ十に鉢の木といふ題で、佐野源左衛門の話が出てをる。

佐野源左衛門が或る大雪の日、乞はるるまゝに一人の旅僧を泊めて、せめてものもてなしにと秘藏の鉢の木までたいてもてなした。名前を尋ねられたが謙遜してなか／＼名乗らなかつた。是非にもとの言葉に仕方なく、

それほどおつしやるなら、恥しながら申上げませう、佐野源左衛門常世と申して、もとは佐野三十餘郷の領主、それが一族どもに所領を奪はれて、この通りの始末でございます。

といつて目を伏せたが、やがて語氣を改めて、

かやうに落ちぶれてはをるもの、御覽下さい。これに具足一領、長刀一振り、又あれには馬一匹つないでもつて居ります。唯今でも鎌倉の御大事といふ時は、ちぎれたりともこの具足に身を固め、さびたりとも長刀をもち、やせたりともあの馬にうち乗つて一番にはせ参じ、眞先かけて敵の大軍に割つて入り、これぞと思ふ敵と打合つて、天晴手柄を立てる覺悟、しかしこのまゝに日を送つては、唯空しく餓え死する外はございません。

一語々々心の底からほとばしり出づる主人の物語に、いたく動かされ旅僧は、兩眼に涙をたゞへて聞いた。といふ話である。一朝有事の場合を「いざ鎌倉」といふのは、この話から出た言葉である。

我々在郷軍人は、源左衛門のようなこの覺悟、この意氣が必要である。こゝろいふ覺悟から、我々は有事の日何時召集されても、後顧の憂なきよう平素準備を整へ、又直ちに之に應じ得る如く常に其所在を明にし、體軀を鍛へておかねばならない。

第一に在郷軍人として應召時の心得の最も重大なるものは、「最後の御奉公」即ち「一死奉公敢て生還を期せず」といふ決心である。

所が、應召に當つてこの「最後の御奉公心」を鈍らしむるものがあるとするれば、其の主なるものは家族に對する後顧の憂へであらう。何故ならば、在郷軍人は其の殆ど大部が一家の柱石であり、扶養すべき多くの家族を擁してをるからである。この故に我々は平素からよく家事を整へ、不況と不運とを克服し、刻苦勤儉以て有事の日後顧の憂を尠なからしむるのみならず、父母妻子には、よく軍人の家族たるの覺悟を徹底せしめて置かねばならぬ。又自からは益々、軍人精神を鍛鍊して、心の準備を怠つてはならぬ。

次に述ぶる鈴木文雄の一家の行動の如きは範とすべきである。

宮城縣氣仙郡の唐丹村から日頃市村に五葉山の腰を越えて行く處に赤坂峠といふのがある。其の下に澤小屋といふ炭焼の部落がある。部落といふても普通の部落の様に家が近接して居るのではない。

各、木寄に都合のよい所を選んで炭窯を造り、其の側に堀立小屋を建てゝゐるのであるから、一番近い隣といふても二、三町ははなれて居る十四戸の部落である。此の部落は盛町に三里、小白濱に三里といふ全くの山の中で、年がら年中炭焼渡世で暮して居る。月に一、二度鑛山の旦那が廻つて來たり、年に何度と數へる位盛町か小白濱に用足しに出掛けては世の中の様々の事を聞込んで歸ると、暫くは世間の噂で山中が賑ふといふ有様である。然し世の中の不況は此の山の中まで浸入して、木炭賣行の不況から順繰りに生産費低減のあほりを食つて、近頃では一日五十錢の手間になれば山一の働手といはれ、少し調子を下すと一日十錢といふ惨めさで、一家の米代にもなりかねる。味噌さへも買ふことも出來ず、薄鹽の空汗に大根漬で凌いでゐる者も少くない。

こゝに鈴木龜三郎といふものがある。栃木縣宇都宮在の出生で、早く流浪の旅に出て炭焼渡世をなし、氣仙郡有住村の山で三年ばかり一心不亂に働いて、受取勘定が二百圓ばかりになつたが、何の彼のと遂に貫ふ事も出來ず澤小屋に入山した

のが大正十五年、今年で足掛け七年、其の間に長男の文男は宇都宮の隊に入營して一昨年一等兵となつて除隊し、之に同じ炭焼仲間から嫁を迎へて近く孫が生まれるとの事である。家族はこの外次男政信、女房ミイの五人暮らし、いづれも驚くばかりの辛棒人で、少しの暇にも繩を拘ひ、簀子を編む太陽の光線を利用すること此の人達の如きは稀に見る所だと、鑛山の旦那も舌を巻いたといふ評判の働き人だ。五升の醬油樽が空いたら、之に水を入れて振ると、優に二回は御汁が出來ると眞面目になつて傳授する女房のミイの話も聞いても、其の生活振は思ひやられる。働き屋で締り屋、従つて内福な事も山で一、二と稱されてゐる。蔭ではけちん坊とか何とかいふ者もないが、さういふ者は何れも怠け者である。如何に元氣と雖も一兩年に六十歳に手の届く老夫婦、今は長男文雄が無二のたより、一家睦まじく暮して居つたが、去年の暮れ聞込んだ日支事變で出兵の噂さ、家の悴も軍人なれば何時召集されるかも知れぬ。萬ヶ一應召の際にも間違つかぬやうひそかに心掛けた事は誰にも知れなかつた。

二月に入つてから山は毎日々々の雪降り、風吹き、二十日頃には積雪三、四尺、木炭運搬の牛馬も來ず、全く交通杜絶して了つた。二十〇日夜十時頃、折柄の吹雪の中で遠く人聲がする。何事かと事務所の連中が出て見ると誰か救を求めてゐるらしい。提灯の火を目當に雪踏み分けて近づいて見ると、唐丹村役場からの急使、鈴木文雄召集の電報であつた。「二月二十〇日午前〇時〇〇聯隊に入隊せよ」との召集令狀、今夜の中に出立しなければ間に合はない。それから山中の騒ぎとなり、男達は皆身繕ひして二十名餘り集つたが、皆頭には旅費はどうするかとの不安があつた。處へ龜三郎親爺神棚の蔭から引きだした襪褌布を解いて、ずらりと息子の前に並べた十圓紙幣十枚には、並居る一同感嘆の外はなかつたとの事である。日頃蔭口の連中も、あゝ感心なものだ、氣恥しくなつたと後日の述懐談。そこで一行二十餘名は午前三時居室を出發し、腰に達する積雪を踏み固め、赤坂峠を越し、三里の道を七時間費して午前十時には盛町に到着、自動車を借切

り宮城縣の氣仙沼まで急行を続け、漸く汽車の發車時刻に間に合ひ、無事二十〇日午前〇時入隊し、翌二十〇日上海に向つて征途に上つたのである。

文雄一家に於ける行爲は、居常聖諭五條を奉體し、身體を強健にし、家業に精勵し、質素儉約以て一旦緩急に應ずる軍人精神の發露であり、「備へあれば憂ひなし」の生きた教訓である。

第二に我々は常に所在を明にして置くことである。

一體我々は在郷軍人になると、本籍地の聯隊區司令官の管轄を受けることになるのであつて、聯隊區司令部では、届出のない限り總て兵籍に記載してある本籍地に居住するものとして、動員計畫其の他の業務を整理してある。それであるから本籍地以外に旅行したり、寄留したり、滞在したりするような時に、届も何も出さないといふ事になれば、一朝召集を令せられた場合召集に間に合はぬものが澤山出來て非常に困るのみならず、動員等の際にはこれが爲に、戰爭を不利に導くといふことがないとも限らぬのである。

我々は何時召集點呼等の命に接するやも測れないから、常に所在を明にするといふ大精神を失つてはならない。この考へさへあれば、本籍地を出る場合に處置すべき事柄の如きは、略々推察が出来るはずである。旅行其他に於ける處置が眞切でなかつた爲に、遂に應召の機を失したのものもある。我が子に届けられた召集令狀を受け取つて、其の所在不明のため、責任を思ふ餘り悶死した父もあつた。之に反して處置適切で、而もよく責任を自覺し、遠隔の地からあらゆる勞苦を冒して、所命の時刻に入隊し得た立派なる在郷軍人も多いのである。

次に在郷軍人たるものは、平素からよく體軀を鍛へ、如何なる時機に應召するも、十二分に奉公の誠を盡し得ることが必要である。重病の身を以て漸く兵營に到つたが、もとより軍務に服し得ず、再び歸郷して悶々の中に瞑目した勇士もある。其

の奉公心の厚いのは實に讚歎に値するが、この軍人をして若し健軀を提げて戰場に赴かしめたならば、如何なる目醒しき活動をしたであらうかと思ふ時、誠に惜んでも餘りある。病身では御奉公は出來ぬ。永年鍛へた軍人精神の精華も、實を結ばずして逝くの憾がある。

これを要するにかくの如くにして、始めて一朝有事の日勇躍召集に應じ、軍に従つて良兵となり得るのである。又平素の心掛は良民として身を齊へ、家を榮えしめ、國家を繁榮せしむるに至り、在郷軍人に賜つた勅語の御趣旨に副ひ奉ることが出来るのである。

十五、國民性

我々は日本の國民日本の軍人として、日本の國民性即ち日本の歴史によつて成立した日本人の氣風を重んじ、之を充分に養ひ且つ發揮することが大切である。

今茲に國民性と申したが、何も軍人精神或は國民精神と別なものではない。國民性といふものは、皆軍人精神國民精神の中に含まれて居るのであるから、國民性を重んずるといふことは、結局勅諭勅語の御趣旨に副ひ奉ることになるのである。然らば國民性とは何ぞといふに、尾張には尾張大根があり、秋田には秋田ふきがあつて、一種獨特のものを生ずる。秋田に行くと葉一枚で傘位の大きさのふきがある。そのかはり筍は小指位しかない。北海道に行くとも生じないのである。この邊の筍を移植して如何に骨を折つても、全く成長しない。

又秋田のふきをこの番方に移せば、二、三年たつと小さくなつてしまふ氣候とか地味とかの関係で變るのである。

これと同様に日本の國民には、日本の特色があつて、日本のあらゆる美點を發揮して居るのである。日本は誠に立派な歴史

をもつてをる。又山を見ても、海を見ても、實に美しい。自然に人の心がのんびりとする。其の中に氣持のよい同志が夫婦になつて、美しい氣質の子を生む。更に其の子供が氣持よく成長して、更によい子供を生む。何千年といふ永い間には、父から子に、子から孫に遺傳して、日本人獨特の美しい氣風を生ずるに至つたのである。更にかゝるよき氣風の國民が、いろ／＼な仕事をする。そこに日本的の歴史が現れ、日本的の道徳、風俗、習慣が現れ、日本の文明が作られたのである。これが日本の國民性である。今其の肝要の點を列擧すると、次の如くである。

一、至誠の精神

日本人の道徳は至誠より發する。例へば女房を愛するにしても、西洋の如く形式には現さないが、本當の愛情をもつて居る。女房は精神の底から誠心を以つて夫を愛し、夫も亦誠心を以て妻を愛するのである。特に日本人は、子供を深く愛する。子供を愛する事に於て、日本人は世界に冠絶して居るのである。世の中で、尊敬されて居る立派な將軍が、浴衣に兵兒帯で安座をかねて居るのを、子供が後からしので行つて團扇でビシヤリと頭を打つ。こらつといつて笑つて居る。又母も清い／＼誠心を以て子供を育てる。實に何ともいへない美しい國民である。

更に君臣の關係の美しい事である。君を思ふ心が、世界に冠絶して居る。世界十數億の人間の中で、君を思ふ精神に於て日本人に優るものはない。しかも日本人は億兆一心の團結を得て居るのである。これ日本人の永久に榮える所以であつてかゝる氣風の所には、非常なる勇氣が現はれるのである。

御製に、

事しあらば火にも水にも入らばやと

思ふはやがて大和魂

愈、大事といふ場合には、親は子の爲に、火の中水の中を辭せず、臣民は君のために命を捧げて水火の中へ飛び込む。

君臣・父子・兄弟・夫婦・友人の間に於て、何れにも誠を以て結びついて居るのが日本人である。勅諭にも

之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑、此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり

と諭へさせられてある。この至誠の精神を益々發揮するのが、良き軍人良き國民である。

二、實行の精神

次は實行的精神である。くだ／＼しい理屈をいはないが、事實實際にやつて行くのが日本人である。口を出して行動をとるのではない。所謂不言實行主義が日本人である。

親には孝行を盡さねばならぬと口にはいはないが、實際やつて行く。君に忠義を盡さねばならぬと喋々しくはないが、實際に忠義を盡すのが日本人の特色である。さうしてその實行的精神は、凡ての事を貫いて居る。御製に、

如何ならん事にあひてもたゆまぬは

わがしきしまの大和だまし

如何なる事に遭つても弱らない。如何なる困難に出會つてもこれに打ち克つてやりとほす。即ち岩でも鐵でも、貫きとほすのが大和魂である。

そこで日露戦争に現れて、難攻不落と誇つて居つた旅順の要塞を、肉弾を以てやつつけたのである。あれだけの死傷を出しても、更に／＼總攻撃を決行し得たのは、そこに日本人の不撓不屈の精神が輝いて居るからである。人間業であらう苦戦に打ち勝つことは、殆ど想像に難い程である。これが親代々數千年來養ひ來つた所で、大和民族の血はこゝに通つて居るのである。

三、道義の精神

我が國民は道義の精神に於て、支那よりも、印度よりも、歐米各國よりも最も優れてをる有道の國民である。富士の山より高い山はあつても、あれ程莊嚴な山はない。櫻の花よりも艶麗な花はあるが、吉野山に咲いて居る千本櫻は世界に比類なきが如く、日本には世界に冠絶した道徳をもつて居るのである。

日本の國民道徳が、他國よりも秀でて居るのは、國を肇め給へる根本の精神が、世界に比類がないからである。例へば、懷妊中に母親が、崇高なる精神をもつて居れば、立派な子供が生まれるようなものであつて、日本は其の建國の始めから、尊き道徳の精神を以て國家が開かれて居る。さうして皇室の聖徳に導かれて、國民は段々有道の民となつたのである。我が皇室は、唯に政治上の元首であり、軍事上の大元帥であらせられるのみではない。國民は道徳を行ふ水上として、皇室を戴いて居るのである。従つて皇室の事を考へると、どんな悪人でも立派な道徳精神に導かれる。明治天皇崩御の事が刑務所に傳つた時に、囚人の多くは泣いたと聞いて居る。

個人としては人殺しをし、泥棒をもつたものであつても、皇室の御徳を考ふれば、自ら崇高なる道徳精神に導かれるからである。この皇室の聖徳は、上に敬神崇祖といふ崇高なる信念と、下に國民を愛撫し給ふ大なる慈愛と、及び之を現はす爲に如何なるものを粉碎して行くといふ御稜威の力とを有して居らるゝのである。さうして國民の手本であらせらるゝのである。此の手本を本として我が國民は、上は神を敬ひ祖先を崇び、君に忠義を盡し、又相互の間は同情の心を以て助け合ひ、義勇奉公の精神を現はして來たものであつて、之が神代より傳へ來つた日本人の道徳である。

四、結合の精神

大勢が一つになつて行ふ精神である。これは日本では今に始まつた事ではない。即ち億兆心を一にして世々厥の美を濟すと仰せられた如く、何時の場合でも、國民の團結を破らないのである。

昭憲皇太后の御歌に、

千萬の民よ心を合せつゝ

國に力をつくせとぞ思ふ

日本では、一人々々で國家に盡すのではない。國民全體が結合して日本の發展をはかるのである。つまらないことでは争ふことがあつても、國家の根本問題に對しては八千萬の國民が協同一致して上下力を合せつゝ進んで行く。其の場合には政友會も民政黨もない。根本問題には常に一致し得るのであつて、之が長い間の歴史で鍛はれて居る。

日本でいふ眞の我とは、一人々々に切り離した太郎兵衛とか八兵衛ではない。これは小さい我であつて、眞の我とは日本を背負つて立つ日本我の我である。八兵衛我とか、太郎兵衛我といふ小さい私の總てが一心同體になつて居る所が日本の我である。

分ければ各々其の職業があり、その守るべき道徳があり、その利害を異にするかも知れぬ、がそれは部分々々の小さい事である。日本人の常に理想とするのは、億兆一心の精神である。この理想を現はさんが爲に、祖先代々心を一にして、盡し來つたのが日本人である。

これを理解することが出来ないで、區々たる争を事として、俺の方が背が高いと威張つて居るのは、愚かしき事である。昔の源平の戦にしても、今日から考へれば何をして居つたのかわけが解らない。國家あつてそこに源氏あり、國家あつてそこに平氏が存する。それがつまらない争をして居つた。馬鹿氣切つた次第である。さうしてこのことは源平の戦のみに就ては無い。八兵衛でも、太郎兵衛でも、お鍋でも、お三でも御互に喰ひ合つて居るのは、つまらないことゝいはねば

ならぬ。億兆一心の大精神を維持するといふことは、日本の大切な國民性である。

五、分擔の精神

結合の精神と同時に、日本人は分擔の精神を有する。軍隊に於て歩兵は歩兵、騎兵は騎兵、砲兵は砲兵と任務が分れて居る如く、軍人、百姓、政治家、宗教家、教育家、實業家と各々其の職分を分擔して居る。分擔を通じて國家に盡さんとして居るのである。故に軍人は軍人として國家に盡すべく、教員は教員として、政治家、實業家は、政治家、實業家として國家に盡すべく、分擔の本分を誤つてはならない。さうして各自其の職分に満足するのが日本人である。

若し軍人になつた以上で、軍人は苦しいつまらないものと思ふならば、各々引受けた職分に盡すといふ國民性を失つて居るものである。かく各々職分に熱誠を注ぐのが、日本人の特色である。

六、尙古の精神

如何に世の中が開けても、國家の基礎を忘れてはならない。即ち皇室に於かせられても、皇祖皇宗の遺訓を繼承あらせられる。人民も亦祖先の遺風を顯彰して行くべきである。又祖先の遺した業務を、繼いで行くといふことが大切である。商人なればなるべく商業をやり、百姓ならばなるべく百姓をやる。祖先より仕來りの業務を無暗に変更するのはいけない。どこまでも祖先の業務を、眞面目に受け繼がんとするのが、日本人である。

故に一方では少しく發展が緩いようでも、日本人は必ず尙古の精神を持つべきである。

七、同化の精神

さればとて決して頑固で通すのではない。そこに同化の精神を併有して居るのである。即ち他の美點はとつて以て日本の特色をすゝめて行くのである。

故に支那の文明が來れば之を同化せしめ、印度の文明が來れば之を同化せしめる。恰も人間が魚でも、大根でも、菜葉でも之を食すれば、凡てが人間の肉になる如くである。何を食つても人間の肉になつて始めて營養の目的を達する如く、日本人が支那の文明を食つて顔に豚の毛が生へたり、西洋のものを食つてバタ臭くなつてはいけない。日本人の胃袋は健全に出來て居る。即ち支那文明の儒教が渡來しても、又印度文明の佛教が渡來しても、ちやんと之を同化し洗練する。又維新以來西洋文明を輸入しても、盛に之を同化しつゝある。但し茲に注意すべきは物質の方面に於ては西洋に長所があると

しても、日本の精神的文明を忘れてはならないといふことである。例へば我々は形の上では洋刀を横たへ、鐵砲を持つて居つても、日本の精神を以て之を應用し、洋劍は正宗の精神を以て同化すべきである。故に日本刀の切れ味と云ふが、洋劍の切れ味とは云はない。形は彼をとつても精神は日本的であらねばならない。

八、快活なる精神

日本人は難儀なる事に遭ふても、快活なる心を失はぬ。例へば夏の行軍がいくら暑くても、弱つた顔をしてはいけない。快活なる精神を有するのが、親代々からの贈物である。所が近來つまらないことに青息をつく者が増して來た。或る人が西洋から歸朝せられて後の話に、近來東京の電車に乗つて見ると、乗客に或はすりのような顔付、或は神經衰弱のような容貌の者が多い。生々した面も穩かな顔付の者は、甚だ少ないといはれたが、味ふべき事と思ふ。或る人が先年或る川が氾濫して住宅を流され、其の人は庭の松の木にぶら下つて漸く助かつたことがある。其の時の感想に、大洪水が出たのだから家は流れ自分も死ぬかも知れぬ。然し日本人であるから、この際に擧丸が縮むやうでは駄目だと考へて、試に握つて見た。所がまだ一勢よくぶら下つて居つたので、これなら日本人の資格を辱めないと思つ

たと話されたといふ事である。

この話は面白い事だと思ふ。艱難に臨んで自若として居る。そうして生々とした精神を持つて居るといふことは、大切な事である。

西洋では國の爲に出征するといふ様な場合に、夫婦が抱き合つて泣いたり騒いだりするそうである。日本人は決してその様な女々しい事はしない。心の奥では、汝は二世も三世も契つた妻である。今國家の爲に袂を分たねばならぬと憐れに思つても態度は快活に唯さようならといつて出て行くのが、日本人である。

どの様な場合でも日本人は快活なる精神を失はないといふことを、一つの美點として居る。古歌に、

敷島の大和心を人間はゞ

朝日に匂ふ山櫻花

山櫻花が朝日に映じて居るような壯快な氣分のよい所が、日本人の精神である。明治天皇の御製に、

さしのぼる朝日の如くさわやかに

もたまほしきは心なりけり

朝日の登る時には、實に堂々として壯快なものであるが、そういう風に日本人は精神を持つべきである。或は又

朝みどりすみわたりたる大空の

廣きを己が心ともかな

これが即ち日本人である。

笑ふ門には福來るともいふ。壯快なる精神の前には、大抵の心配は消えるものである。人間は快活性を以て日々くらし

いと思ふ。人間は心配しかければきりがない。雷が落ちて來はしないかと思へば随分心配である。心配性のものには、いくらでも心配の神が次から次へと會ひに來る。心配の神に面會するのは全くむだであるから、やめにして快活の神と共に暮すべまでである。

以上述べ來つた至誠の精神、實行の精神、道義の精神、結合の精神、分擔の精神、尙古の精神、同化の精神、快活の精神の八種の精神は、我が國民性の特長である。翻つて我が國民性の短所を考へると、公共心が薄いか、獨創的精神に乏しいとか、經濟觀念が少ないとか、自律自治の精神が足りないとか、權利思想に乏しいとか、時間觀念が不十分であるとか、いろ／＼に數へあげる事が出来る。我々は今後に於ても益々この長所を培養し發揮すると共に短所を改善することに努めねばならぬ。そうすれば立派な軍人も出來、立派な國民も出來るのである。我々は完全なる人と生まれて、更に良兵良民たるの教育を受ける身となつたといふことを喜び、不幸の人の多き世の中なるに思ひ比べて欣然として大和魂を發揮し、良兵良民の資格を全うせんことを切望するのである。

第八節 教練演習

一、教練と軍紀及軍人精神

軍隊の平戰兩時になすべき業務は、多岐多端であるが、其の歸する所は何であるかと云へば、一旦戦争が起つた場合必ず敵に打勝ち得る所の軍隊を練成して、國軍建設の本義を完うせんが爲である。

戦争に於ては戦線は幾十里に亘り、幾十萬の軍人は各方面に各自の任務を分擔して活動してをる。この多數の軍隊をして、

一定の方針の下に恰も一心同體の如く敏活に活動せしめ、中途如何に困難なることが起つても、飽くまで其の向ふべき所に邁進させて、始めて戦勝を得るのである。兵衆十萬を集めても、この衆心一致が缺けたならば、軍隊とはいへない。それは烏合の衆である。鳥の羽の音に驚いて敗走した平家の軍隊のやうなものである。勅諭にも、

其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は烏合の衆に同じかるへし

と仰せられてをる。これに反してこの十萬が心身一つに團結する時は整々堂々山岳をも揺し、勢は水火よりも烈しくなる。これが軍隊をして強からしむる原因である。明治三十七八年戦役の奉天會戦に於ける我が軍の戦線は、實に四十里に亘り、其の兵員は三十五萬人であつたが、唯一人の大山總司令官の一令に、恰も一體の如くに活動したからこそ、日露戦争の天下分け目の戦ともいふべき大會戦に勝利を得たのである。

さて衆心一致の原動力は何であるかといへば、軍紀である。即ち上官の命令に服従することである。さうして軍紀の本は勅諭の五ヶ條、即ち忠節を大方針として、禮儀を正しくし、武勇を尙び、信義を重んじ、質素を旨とする所の軍人精神である。故に我が國軍建設の本義を完うする爲に最も大切な事は、軍人精神と軍紀とであつて、二年なり一年半なりの在營期間に於て習ふことは、結局軍人精神と軍紀とであると謂へる譯である。であるから我々は、教練の時でも内務班に起居して居る時でも、寝てもさめてもこの軍人精神軍紀の修養に全力を注ぐのである。

操典にも教練の目的は、戦闘の仕方に習熟すると共に、軍紀軍人精神を養成することであると示されてある。教練は銃を持つたり、歩いたり、射撃をしたり、其他戦闘の仕方だけ覺えるのではない。軍人精神を鍛ひ、軍紀を練ることが第一義である。芝居の役者ならば、我々の大切な命を奪ふ弾といふものが飛んで來るのではないから、形だけでよからうが、我々には弾が飛んで來るのである。ズドンと一發やられたならば、それで最後である。かくの如き場合に於ては、勅諭

に、

只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ。

と仰せられて居るが如き軍人精神が最も必要であるといふ事は、誰にでも分ることである。例へば不動の姿勢に於ては、如何なる號令・命令が下つても、直に水火の中にも飛び込むといふ用意と覺悟とを持つことを習ふのが第一である。速歩行進は、どん／＼敵を踏み破つて行くといふ精神を養ふのが、第一である。

勿論悲しければ涙が出、腹が立てば顔の相が變る如く、形は心の現れで、精神が充實してをれば、形もきちんとするといふことは當然のことである。従つて逆に形によつて心を練るといふ事も、一つの手段であるから、形はどうでもよいといふのは誤である。

要するに敵に打ち勝つて國軍建設の本義を完うする爲には、軍人精神と軍紀とが、最も大切な事柄であつて、教練でも、内務でも、この軍人精神と軍紀の鍛錬に重點を置くといふ事である。我々は常にこゝにいふ考の許に、誠心誠意教練演習に従事することが大切である。さうでなかつたならば、教練の目的を達することが出來ないのである。

二、夜間戦闘は歩兵の特色

歐洲戦争に於て四十二種の巨砲を操縦し、毒瓦斯をまき散し、戦車は戦場を駆けめぐり、數百の飛行機は盛に空中戦を演ずる等、あらゆる新兵器は戦勝を得る爲に發明採用せられたのである。

戦後に於ても、各國は新兵器の研究に餘念ない有様であるから、將來の戦争には、如何なる奇想天外の新兵器が姿を出すか豫測することが出來ない。

そこで將來我が國が歐洲列強と干戈を交ゆる場合に於て、敵に優る兵器を使用することが出来るかどうかといふことを考へて見ると、我が國の財力生産力等から云つて頗る怪しいものである。寧ろ我々は敵に劣る兵器と裝備とを以て戦闘せねばならないものと、考へるのである。而も敵に勝たねばならぬ。さうなると敵の立派な兵器完全なる裝備も、これを用ひて其の効果を發揮することの出来ない夜を利用することに目をつけることが必要となつて来る。即ち夜間戦闘は、勝つための主たる戦法とならねばならぬ。

さて夜は飛行機、戦車、砲兵或は騎兵等は、其の特性上思ふ存分の働きが出来ないので、自然我々歩兵の槍舞臺とならざる譯であつて、又存分の働きをするにも適するのである。従つて歩兵の特色は、夜間の戦闘に於て特に發揮せられる譯である。であるから我々はどんな眞暗な夜でも、立派な働き出来る様に、晝間と同様に訓練を重ねなければならぬ。操典の綱領に、

歩兵は軍の主兵にして其本領は常に戰場に於て主要なる任務を負操し地形及時期の如何を問はず戦闘を實行し最終の勝を決するに在り

而して敵に近接後の戦闘及夜戦に於て其特色は愈々顯著となり其戦闘は益々慘烈を加ふるものとす
又總則に、

歩兵は特に夜間の行動に熟達せざるへからず故に晝間に於けるか如く訓練を重ね……

とあるのは、今迄申述べたことをいつたものである。

夜間の戦闘は次の様な利害があるから、其の利を益々大きくし且つ其の害を蒙らない様にするのが、夜間戦闘に於て勝を占める原因となるのである。

利

- 1、兵力及企圖を秘することが出来る。即ち敵の不意に乗ずることが出来る。
- 2、損害を避けて敵に近接する事が出来る。

害

- 1、通視困難
- 2、行動不便
- 3、心理状態の變化

右の中特に夜間の心理状態に就てのみ述べると、夜は視力がきかぬから、一般の状況を知ることが出来ない爲、不安の念を生ぜしめ、而も卑怯な行爲も人に分らず、又勇敢な行動も人の認むる所とならないといふ様な譯から、動もすれば人の心を怯懦ならしめ、名譽心を鈍らせ、事に當つて周章狼狽せしめ、遂に戦敗を招くといふことになるのである。

そこで我々は、如何なる場合に於ても、大膽沈靜に動作することを以て夜間訓練の第一義とせねばならぬ。これが爲には、よく軍人の本分を自覺し、責任を重んじ、人の見ると否とに論なく、誠心を以て事に従ふことが肝要である。要するに夜間に於て敵に勝つ最大の要素は、大膽沈靜即ち志氣の旺盛といふことにある。

第二師團の弓張嶺の夜襲に於て、其の前日旅團長が第一線を巡視せられた際、一、三の兵が谷川で劍を磨いて居るのを見られて、

中隊長の命令か。

と尋ねられると、

此度の攻撃は夜間であつて、射撃は禁ぜられて居りますから、銃劍突撃をせねばなりませんので。

と答へたので旅團長は欣然として、

此度の戦は勝つたぞ

と申されて大變喜ばれたといふ話がある。かくの如く一兵に至るまで旺盛なる志氣をもつて居つたればこそ、日露戦役に於ける模範的な夜襲として稱へられる程の勝利を得た譯である。

我々は平素からよく軍人精神を鍛錬して、我が歩兵戦闘の特色を充分に發揮することが出来る様にしておかねばならぬ。

三、彈藥の節用

我々歩兵が其の任務を達成する爲に、彈藥の必要であるといふことは、云ふまでもないことである。如何に立派な兵器があつても彈がなければ、其の威力を發揮することが出来ない。

歩兵第〇〇聯隊篠原上等兵は、上海事變に際し、

二月七日吳淞に上陸後は常に率先激務に當り、二十二日の戦闘に方には數日來の疲勞を色にも現さず、輕機關銃の彈藥手として進んで自己の携行彈の他、彈藥箱(八百四十發入り)を擔ひ、敵彈雨飛、危險益々加はる中を一進一止、重量に堪へつゝ躍進中、敵彈は彼の胸部を貫通し、撞と其の場に倒れたが彈藥箱を確かと抱いて放さず、走り寄つた特務曹長に、

此彈を頼みます。

と最後まで自己の責務を忘れず、苦しい聲を絞つて萬歳を連呼しつゝ壯烈なる戦死を遂げた。

又同聯隊富田上等兵は、同じく上海事變に於て二月十三日紀家橋附近の戦闘に際し、

彈藥箱を搬送中であつたが、敵の一彈は彼の左胸部より右側腹部に貫通した。上等兵の負傷を知つた中隊長は、戦況の交

綏時を利用してこれを見舞ひ、

富田、銃隊長だ、塘中尉だ。傷は浅い、大丈夫だ。何か欲しいものはないか、水は要らぬか。

といつた所、頭を左右に振り、更に

何かいふことはないか。

と問へば、蟲の息ながら「彈」なる語を辛じて聞きとることを得た。瀕死の身にも拘らず私事に就き一言も漏すことなく、

唯機關銃隊にとつて最も重要な彈藥補充に就いて懸念したのである。

彈藥に對する觀念は、機關銃中隊、輕機關銃分隊に於て、特に旺盛のやうであるが、小銃手であつても、死に至るまで彈といふことを念頭から離さなかつたこの兩上等兵のやうな考へを以つて、彈藥を尊重せねばならぬ。

尙この彈藥が無盡藏に内地から補給せられ、又戰場に於ても、圓滑に戦線に運ばれるならば、彈に就いて心配することはな

いが、内地からの補給が續かないとか、手軽に戦線に運ぶことが出来ないとかいふ事になれば、どうしても彈藥を節用して

おいて、いざといふ時には思ひ切つて使へるやうにして置かねばならぬ。

我が國は彈を作る原料が少ない上に、製造工業の方も亦貧弱である。日露戦争の時、南山の戦闘で、一日中に三萬四千發の砲彈を費つたといふので、我が砲兵工廠は、

そんなに彈を使はれては製造が間に合はない。

といつて苦情を起した程である。戦争の終り頃には鋼で造らるべき砲彈も、鉄鐵(即ち鍋や釜を鑄る粗末な鐵)を以て造るといふ程に困つたのである。

日露戦争中に費した砲彈數は、露軍が百五十萬發、日本軍百萬發であるが、歐洲戦争中「シャンパーニュ」附近の戦闘で、

佛軍の射つた砲弾は六日間に、約百八十萬發、一日平均三十萬發であつて、南山の戦闘の九倍を費し、僅か六日間に、日露戦争中に日本軍が射つた全砲弾の一倍半以上を使つてをる譯である。

小銃弾も、例へば奉天會戦に於ては、隊に依つては二銃平均十發に過ぎない所もあるし、三百五十發も使つてをる所もあるので、一銃平均は百十四發となつて居るが、歐洲戦争に於ては其の數倍の弾を使つて居るのである。かくの如く補給が困難なる上に、將來の戦争は、大規模に行はれ又新兵器が用ひられる爲に、非常に澤山の弾薬を使用することになるので、更に一層補給が困難となる譯である。

又戦線への補充動作も、道路が悪い關係やら、敵弾のために損害を受ける關係等の爲、さう易々と戦線に弾を運べるものではないから、我々は常に弾薬の節用といふ事に就て、深い注意を拂はねばならないのである。節用の第一義は、即ち一弾一敵主義である。無駄な弾を射たないことである。これが爲には如何なる場合でも、沈着して正確なる射撃が出来るやうな軍人精神を鍛錬することと、射撃術に熟練して立派な技術を作つておくことが必要である。

歩兵第〇〇聯隊植松上等兵は、二月二十二日の上海附近の攻撃に方り、輕機關銃第五分隊に屬してをつた。

第五分隊は土饅頭を利用して左斜方向の敵輕機關銃を射撃して居つたが容易に奏功しない。豫てから射撃に自信のあつた植松上等兵(當時一等兵)は當時弾薬手であつたが、小銃射撃を命ぜられんことを具申し、其の容れられるや彼は正面の敵に暴露するを厭はず、遮蔽物を捨て、匂ひ出し、良位置を求めて射撃し、忽ち敵兵四、五人を斃し尙狙撃を續けて居た。然るに暫くすると射撃が止つた。

分隊長が上等兵の名を呼んだ所、答なく、其の側に寄つて見れば銃を構へながら既に天晴の戦死を遂げて居つた。弾薬手として十分遮蔽をして居つた彼が進んで射撃を志願し、銃の最大威力發揚のため其の地物を不適當と判断するや、

敢然之を捨て、敵火に暴露することを辭せなかつた所に、地形地物利用の眞精神が躍如として居るではないか。

無駄弾を射たない爲には、植松上等兵のような軍人精神と射撃術とが必要である。

次に注意すべきは、弾を落さないことと、落した弾や、戦死者負傷者の弾を集めることが必要である。

日露戦争に於て、弾薬盒の蓋を確實に閉めない爲に落した弾は、射つた弾より却つて多い位であつたといふ話を、聞いたことがある。

これを要するに、我々は弾薬に對する尊重心を旺盛ならしむると共に、弾薬の補給補充の困難なるにも拘らず、弾薬の所要數は益々増加するの傾向にあることを辨へて、之が節用を圖ることが必要である。そうしてこれが爲には、平素よく軍人精神を鍛錬し、射撃技能を養成して、一弾一敵を斃すことを第一とし、弾薬を落さないこと、戦死者負傷者の弾を集めること等に、心掛ねばならない。

四、攻撃精神

攻撃精神は、忠君愛國の至誠から發する軍人精神の精華であつて、必勝の爲大切な要件となるべきものである。

この攻撃精神は一體どんな精神であるかといふと、昔澤庵禪師が、柳生但馬守に剣道の極意を教へて、

何事も怖るな。怖ると仕損ふぞ。怖るは平素の事、場へ出ては怖るな。溝をばづんと飛べ。危しと思へば陥るぞ。

といふたといふことであるが、こういふ様に相手をやつつける爲に思ひ切つてやる、即ち斷じて行ふ所の精神、言葉を換へていへば、攻撃といはず防禦といはず旺盛なる敵愾心から積極的に出るといふ精神である。但したゞやつつける爲ではなく忠君愛國の至誠、即ち斃れて後も猶已まない所の七度生まれかばつて國に報ずるといふ崇高なる忠節心から出なければ、攻

撃精神と云ふことが出来ない。
要するに、

義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ。

との御諭に基いて、飽くまでも「己が分を盡す」といふ爲に、旺盛なる敵愾心から積極的に出るといふ。精神であるといふ忠節心に燃えて飽くまでも己が分を盡さうとすれば、自然と、

小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己か武職を盡す

といふ大勇が現はれて来るのである。

獅子は象や虎を殺すにも全力を用ひ、兎を殺すにも亦全力を使ふといふ。兎を捕へるのに、全力をつくさず怠り気分であつたら、兎は其の速い脚で逃げてしまふ。常に小敵を侮らない周到の準備があるから、即ち油断がないから、象や虎のような大敵にも恐れずぶつかつて行けるのである。この様に大敵たりとも懼れないだけでは、未だ眞の武勇の全部といふことが出来ない。己が分を盡す即ち責任を感じる時には、小敵たりとも侮らざる精到なる準備が必要である。備ふる所があつてこそ、如何なる大敵に對しても、如何なる場合に於ても、敢然身を犠牲にして必勝に向つて進むことが出来るのである。この精神こそ攻撃精神といふべきである。

日露戦争に於て、沙河冬營の末期一月下旬、我が軍の左翼黒溝台附近に、一大隊ばかりの敵が夜襲して來たことがあつた。この時第三師團の正面に配置された十名ばかりの下士哨が、敵の夜襲を察知し、急激の射撃によつて之を報告し、よく後方部隊をして應戰の準備をなさしめ遂に敵を撃退せしめたのである。所が後で散兵壕に枕を並べて斃れて居ると思つた下士哨の全員が壕の前方數十米の所に、各々敵と刺しちがへて斃れてをる

のを發見せられたのである。何たる壯烈な行動であらう。一大隊の敵と十名の下士哨、其の數に於て勝敗は餘りに明瞭である。しかし彼等は急射によつて報告するだけでは満足せず、微力ながらも敵の前進を阻止せんが爲、十數倍の敵に向つて突進し、積極的に任務に斃れたのである。この攻撃精神があつたからこそ、常に優勢な露軍と戦つて連戦連勝することが出来るのである。

今回の滿洲・上海事變に於ても、皇軍の發揮した攻撃精神は、誠に絶大なるものであつて、其の美談佳話は枚擧に追がない程である。さればこそ常に數十倍の敵を向に廻して、任務を達成することが出来たのである。これ等先輩勇士の貴重なる肉弾の蔭には、次のような教訓が潛んでをる。

一、攻撃精神に充つるものは、死の榮光を感じて喜んで任務に斃れる。

攻撃精神に充つるものは、死に直面して「天皇陛下萬歳」或は「萬歳」を叫ぶ。これは陛下に對し奉る最後の御別であると共に、任務を最善に盡した死の榮光を、心から感謝しての自然的の發聲である。

二、平素著實温和なる者は、戰場に於てよく旺盛なる攻撃精神を發露する。勅諭に、

されは武勇を尙ふものは常々人に接するには温和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ

と御諭しになつて居るが、眞に勇敢に任務を盡し、斃れて猶已まざるの精神を發揮した者は、其の殆ど悉くが平素は著實温和なる者であつた。

三、武技に熟練せる者は、攻撃精神が旺盛である。武技就中射撃劍術に秀でた者は、戰場に於て實に勇敢であつて、敵彈雨注の間或は單獨任務に服し、或は他兵に率先して前進し突入して居る。

四、團結鞏固なる軍隊は、寡兵を以てよく衆敵に對し、最後まで攻撃精神をすてないものである。

五、勇敢なる一兵一指揮官の攻撃精神の發露は、よく全隊の志氣を振起する。特に一隊攻撃精神の維持者は、其の指揮官である。

六、難境に於ける攻撃精神の如何は、よく訓練されたる軍隊なりや否やの試金石である。

七、「上官への弔合戦」「戦友の仇」は超人的攻撃精神を發揮するものである。

以上述べた所を、步兵操典綱領には、

軍隊は常に攻撃精神充溢し、志氣旺盛ならざるへからず。

攻撃精神は、忠君愛國の至誠より發する軍人精神の精華にして、鞏固なる軍隊志氣の表徴なり。武技之に依りて精を致し、教練之に依りて光を放ち、戰鬥之に依りて捷を奏す。蓋し勝敗の數は、必ずしも兵力の多寡に依らず、精練にして且攻撃精神に富める軍隊は、克く寡を以て衆を破ることを得るものなればなり。

と示されてある。我々は旺盛なる攻撃精神を發揮し得る如く、常に勅諭の御趣旨を奉體して、軍人精神の修養に努めねばならぬ。

五、必勝の信念

精神一到何事か成らざらん

といふ言葉がある様に、世の中の事は一切すべて一心不乱になるといふことが肝要であるが、これが爲には出来るだらうか出来ないだらうか、とにかくやつて見よう、これよりもあの方がよさうだとかいふ様な疑があつてはならぬ。これぞ是である、善である、ここぞ機會である。この時に於てすれば、必ず出来るといふ確信がなければならぬ。

斷じて行へば鬼神も避く

といふ言葉もある。斷じて行ふ爲には、狐疑があつてはならぬ。逡巡してはならぬ。猶豫してはならぬ。拘泥してはならぬ。必ず出来る、必ずやつて見せるといふ確信がなければならぬ。

一切萬事がそうである様に、戰鬥に於て勝を占めるためにも、この確信即ち必勝の信念といふものが肝要である。

扱て必勝の信念を分けると「必ず勝つ」といふ優越觀念と、「勝たねばならぬ」といふ責任觀念と、「一死以て任務に斃るゝのみ」とする犠牲的觀念の三つになるであらう。そして之等が或は渾然一體となり、或は其の地位と境遇とに應じて主となり客となつて軍人を支配する場合、この強い信念が形づくられるのである。就中優越觀念は國民的の信念に待つもの多く、必勝の信念の主體とも稱すべきものである。この國民的優越觀念は決して一朝一夕に培はれるものではなく、實に歴史的事實就中軍の光輝ある歴史に根源を發し、周到なる訓練によつて培養せられ卓越なる指揮統帥によつて充實せらるゝものである。以下右につき若干の解説を試みよう。

由來我が金匱無缺の國體を保ち來つた三千年の歴史の最も光輝ある所は外寇により一度も侮を受けず、外征に於て常に赫々たる戦勝を輝かして居ることである。我が國民が如何なる國難に直面するも必ず自力を以て之を突破したることである。

しかも米國のやうに常に弱小國に挑戦して得た戦捷の連続ではない。我が國は常に常識を以つて判斷しては殆ど抗し得られざる如き大敵を見事に撃破して居るのである。従つて今後如何なる外寇國難に遭遇するも必ずや父祖の遺した精神を繼承して之を撃破し、戦捷の彼岸に到達し得るの自信を有して居るのである。各兵操典綱領第三に、

必勝の信念は主として軍の光輝ある歴史に根源し

と示せる所以は實に此にある。

併しながら軍の光輝ある歴史は父祖先輩の偉業である。之を將來に繼承し、其の光輝を汚さざると共に、愈々國光を顯揚するの責任は今日及將來の國民就中軍人の至大なる責任でなくてはならぬ。

明治三十八年五月二十七日午後一時五十五分、日本海々戰の劈頭、聯合艦隊旗艦三笠の檣上高く翻つた東郷司令長官の千古の訓示

皇國の興廢此の一戰に在り各員一層奮勵努力せよ。

との信號は何を示したのであらうか。祖國に對する強き責任觀念の外何物もない。而して此の信號に接した將士の心中には勃々たる必勝の信念が湧き上つたのである。

敵艦見ゆとの警報に接し聯合艦隊は直に出動之を撃滅せんとす。本日天氣晴朗なれども浪高し。

とは大本營に打電せられた第一報告であつた。此の報を得た大本營に於ては、司令長官の徹底せる必勝の信念に涙を流して雀躍したといふことである。此の確乎不拔の必勝の信念こそは、皇國の興廢を一身に擔ふ東郷司令長官の責任觀念から割り出されたるものであることは云ふ迄もあるまい。

必勝の信念の根源は右の如くであるが、軍隊は漠然とした必勝の信念では何の用にも立たぬ。確乎たる合理的の信念を保有して居らねばならぬ。乃ち軍の光輝ある歴史的事實は必勝の信念の根源をなすものであるが、此の光輝を保持擴大せんとせば血の出る様な武士的訓練がなくてはならぬ。我々は教師が教室で必勝の信念を説くものとは趣を異にし、吾人の爲す所盡く明日の戰爭の準備である。即ち實戰場裡の御奉公を思つての一舉一動である。而して戦へば必ず勝つ道への精進三昧でなくてはならぬ。之が爲に先づ腕に自信を持つことが必要である。かくてこそ如何なる大敵に遭ふも、如何なる苦境に陥るも毅然として微動だもせぬ信念が培はれるのである。俗諺に、

島水練

といふことがあるが陸の上で水泳の練習しても、水の中に入った時に身體は浮かぬ。之では水を征服する様な意氣は到底生まれよう筈がない。各兵操典綱領に必勝の信念は、

周到なる訓練を以て之を培養し。

とある所以である。

平素よりの實戰的訓練、武士的鍛錬が如何に戰場に於て光輝を放ち、よく不滅の必勝の信念を培ひつゝあつたかの實證は遠き昔を温ぬる迄もなく、滿洲上海事變に於てよく感得することが出来る。

昭和六年十一月十八日三間房附近の戰鬪に於て、歩兵第二十九聯隊第二大隊は第五、第七中隊を第一線として敵を攻撃した。陣野原特務曹長は(當時曹長)第五中隊の左第一線小隊長として奮戦し、熾烈なる敵の銃砲火を冒し漸く敵前二百米附近まで近迫したが、敵火愈々加はつて遂に正面堅壘の敵のみならず左右兩方面から猛火の集中を受け、突撃も仲々其の機を得なかつた。かくと見るより特務曹長は憤然として起ち上り、自ら軍刀を振つて眞先に突進し、一刀兩斷立ち所に敵三名を斬り倒した。之に勵まされて小隊の突撃となり、白兵格闘、手榴彈の投擲戰が演ぜられたが、敵は遂に支へ得ず死體を放棄して潰走した。小隊は機を逸せず第二、第三陣地に殺倒し引續き追撃に移り、彼は其の尖兵として愈々猛進し、昂々溪驛北方約四百米、驛官舎附近に迫るや、家屋内に據れる敗殘の敵は頑強に抵抗を試みた。小隊長は直に之を包圍し、手榴彈を投じて敵を殲滅せんとし、次で家屋に飛び込んだが、屋内の隅に占據して死物狂に亂射せる敵の拳銃彈二發を受け其の場に壯烈なる戰死を遂げたのである。

彼は平素沈毅果斷の人、盡忠報國の念篤く、萬事徹底せねば已まぬ氣性を有つて居つた。特に劍術體操は妙域に達し、技

備拔群であつた。かくなればこそ日頃鍛錬せる精神と技能とに堅き信念を有し、以て奮戦力闘、常に先頭に立ち克く戦勝の基を開き得たのである。

昭和七年二月二十二日黎明近く廟巷鎮の敵陣地を攻略すべく、歩兵第二十四聯隊第四中隊は萬難を排して工兵の爆破せる破壊口より突撃を敢行し見事に之を占領したが、併し敗殘の敵は諸所に抵抗を持續した。日下部上等兵(當時一等兵)は輕機關銃彈藥手として最先頭に在つて敵四、五名を刺殺して分隊の前進を容易ならしめ、次いで右方の敵の攻撃に對して勇敢にも胸壁に上り敵と對戰中、一彈頭部に命中したるも尙銃を手より離さず射撃を繼續し、間もなく息は絶えたが實に剛膽なる働き振であつた。是平素より得意とする劍術によつて養はれた必勝の信念の賜である。

其他枚擧に追がない。之等は勿論個々の必勝の信念の現はれであるが、訓練の周到によつて培はるゝ必勝の信念上見逃してはならぬ重大事は、上下の信頼を堅くし、團結を鞏固にすべき部隊的必勝の信念の涵養である。

此の上官の下に働けば必ず勝つ。

此の部下を率ゐて戦場に臨まば必ず勝つ。

といふ上下の氣持は、武士的、實戰的訓練の寶らす賜である。

一例を擧ぐるならば國軍の夜戰に對する訓練は、列國の追隨を許さざる所である。此の一事でさへ、今次事變及將來戰に於て各種の物質上の劣勢を補ひ、皇軍の必勝の信念を保持し、又は更に之を強化すべきもあるべきは想像に難くないであらう。更に又平素より上陸戰闘に訓練を重ね之に強き自信を持つて居た第十一師團の揚子江畔七了口附近に於ける戰闘振りに鑑みるも、明かに此の間の消息を知り得る所である。

次に訓練と密接なる關係のある物質威力の向上に關しても決して輕視してはならぬ。帝國海軍の將士は多年苦心の結果今日

の科學的技術の優秀を來し、之によつて培はれつゝある必勝の信念は眞に大なるものがあるであらう。陸軍も將來戰を想ふ時其の裝備について決して輕視を許さぬものがあるが此處には其の詳細の説明を省略することにす。只一言附加して置きたいのは兵器の尊重である。如何に精良なる兵器も使用者が之を尊重しなければ其の完全なる機能發揮することが出来ぬ。良射手は戰闘の最中に於ても銃の手入を怠らず、又死んでも兵器を庇ふの至情を發露するといふ美談も屢々見る所である。乗馬兵が馬を愛護することも同様であつて、要は必勝の信念を保持するの道に外ならぬ。

かくして武士的鍛錬と實戰的訓練に依つて戦場有用の軍隊が練成せられても、其の精華を發揮するのは實に其の運用の巧拙にある。従つて

卓越せる指揮統帥を以て之を充實す

と操典綱領に示されてある所以である。

之を要するに

赫々たる傳統を有する國軍は愈々忠君愛國の精神を砥礪し益々訓練の精熟を重ね戰闘慘烈の極所に至るも上下相信倚し毅然として必勝の確信を持して居らねばならぬ。

六、機動及行軍と靴

將來の戰爭に於ては、兵器彈藥の所要數は實に夥しいものであつて、之に要する原料も實に驚くばかりのものである。これ等の原料は、鐵にしても、石炭にしても、羊毛或は綿にしても、我國で自給の出来るものは殆どない。年々巨額を輸入してをるといふ状態である。

又これ等の軍需品の大本である財力、工業力は、共に列強に比し頗る貧弱である。將來戦争といふ事を考へると實に心細い次第であつて、戦争が長く続けば程困る譯である。

右の様な有様であるから、自然列強に比べて、劣等の装備でも我慢せねばならぬ。其の上に四圍の状況上、強大なる陸軍國而もこれ等數ヶ國を相手にせねばならないといふことも起つて来る。

そこで我國としては、速戦速決即ち戦争を早く片付けるといふことと、優良装備をもつた優勢な敵に対してもよく勝を占め得るといふことの二つに着眼せねばならないのである。

これが爲には一通りの戦闘法では駄目である。所謂神出鬼没敵の不意に乗るのでなければならぬ。

敵の不意に乗ずる爲には、第一に源義経が鴨越を越え、一ノ谷の背後に迫つて平家の軍勢を破つた様な、又織田信長が桶狭間に於て、僅か二千の兵をもつて、折柄の暴風雨に乗じて、四萬五千の今川勢を破つた様な企圖が必要である。第二には楠木正成が赤坂城及び千早城に據つて、僅か數百の兵力を以て、十萬餘の賊軍を惱した様な創意を必要とする。

奉天會戦に於て、滿洲軍の活動に先ち、鴨綠江軍を以て敵の左側背を脅威して、努めて多くの兵力を其の方向に牽きつけ、更に第三軍を以て遠く敵の右側背に向ひ機動を爲さしめた爲、露軍は強大な豫備隊を左に廻したり、右に廻したりして、優勢なる兵力を持つてをつたに拘らず、全く受身となつて大敗したのである。

即ち第三には、こういふ機動が必要である。機動といふことは、この鴨綠江軍や第三軍がやつたように、戦闘の前後に於て戦略上或は戦術上の必要から、軍隊を移動させることである。

斯くの如く機動力を發揮する爲、特に我々として必要なことは、行軍力の強いことと、夜間行動に熟練することの二つである。

我々は行軍力を養成し、夜間行動に熟練して、大に機動力を發揮することに努めねばならぬ。

行軍力を養成するといふことは、機動力を發揮する爲めのみ必要ではない。

我々は行軍の後に敵に衝突するのであるから、行軍力の強弱は、直に戦闘能力に、影響するのである。この點からいつても行軍力を養成する必要があるのである。

扱て行軍力を減ずる所の原因を考へて見るのに、もとより種々あるが、靴傷が最も主要なる原因をなすようである。而してこの靴傷を來す原因にもいろいろあるが、一言にして云へば不注意に基くものである。

今靴の原因を挙げると、

一、軍靴

- 1、靴が足に適合しないこと。
- 2、靴底に凸凹があるとか、釘が出てをるとか、糸の結目、裏革の剥げまくれ等があること。
- 3、手入不良。
- 4、修理が不良で、破れた革が内面に突き出てをること。
- 5、靴の中に砂土の侵入してをること。

二、靴下

- 1、靴下に皺のあること。
- 2、靴下が破れてをること。
- 3、靴下の不潔或は濕つてをること。

三、足部手入

不潔或は爪の長いこと。

四、靴の穿き方、脚絆の穿き方、袴下の紐のしめ方等の不良なること。等であつて、靴に關係するものが、其の大部分を占めてをるのである。

即ち歩兵と靴とは、最も重要な關係を有し、靴は歩兵の生命なりと云ふも過言ではないのである。平素靴に就ては、充分なる注意を拂ふことが必要である。かくして機動力を發揮し、戦闘能力を旺盛ならしむることが出来るのである。

七、堅忍

佛教に於て、佛になるには六度の大行といつて、布施・持戒・忍辱・精進・禪定・智慧の六つが必要であると謂はれてをる。この中忍辱は、忍耐或は堅忍といふも同じで、消極的の勇氣を示し、精進といふのは積極的の勇氣を示すのである。我々が困難を打破し、故障を乗り越切り、撓まず恐れず、傍目も振らず一歩々々目的に近づいて行かうとするのは積極的の勇氣である。一つのことを固守し、他より故障が迫つて來ても誘惑が襲つて來ても、これに負けず、よくこれを斥けこれを降して、その信ずる所、保つ所を飽くまで失はないのは、消極的の勇氣即ち忍耐である。竹に雪が積る時、雪の重みで竹が弓のやうに曲るのは忍耐である。雪をはね飛ばして、竹が起き上るのは積極的の勇氣である。

勇氣と忍耐とは、共に大切であつて、一を重んじ他を捨てるといふ事は出来ないものである。寧ろ日常の生活にあつては、忍耐の方が屢々必要である。

我々軍人にとつては、明治天皇が勅諭に於て、

況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきか。

と訓へさせ給ふた如く、特に其の必要を認めるのである。以下主として堅忍といふことに就て述べることにする。

佛蘭西の大英雄「ナポレオン」は、會つて人に語つて曰く、

戰鬥の勝敗は、最後の一分時に在り。

と、眞に千載不磨の名言である。

戰鬥は壓押と同じことである。剛情我慢を張つて、たとへ脛が折れても構はぬと辛抱しきつた方が勝である。辛抱が肝要だといふことは、こちらばかり知つて居るのではない。相手も亦其の理窟は十分に知つて居るから、辛抱に辛抱を重ねて、いよく辛抱が出来なくなつて始めて降参するのである。勝敗の決は、最後の一分時、一秒時にあるのである。

戰鬥も同様で、互に忍耐に忍耐を重ねて戰鬥につとめるといふことは、我も敵も承知してをるから、苦戰惡闘こゝろいふ場合が出来るのである。さうしてこの慘憺たる光景を耐へ忍び、我慢を通した方が、遂に月桂冠を得るのであつて、其の勝敗の決は最後の一分時にあるといふことは、寸毫も疑ふ餘地がない。

平時に於ては慘憺たる光景を見ることは出来ぬが、忍耐力を養成することは、日々の課業に於て十分に出来るのである。往々小勇のものがあつて、

なあに平時は意氣地なく見えても、いざ戦争となつて見ろ、天地が震ふ様な勇氣を出してお目にかける。平時とは全く別物だ。

などと云ふが、これは眉毛に唾をつけて聞かねばならぬ。戦場の心掛は平時にある。平時に於ける小勇の連中は、戦場に於ては直に敵に後を向けるものである。

戦闘勝敗の決は、最後の一分間にある。我々は平素よく勅諭に訓へさせ給ふた武勇の精神を鍛錬し、斃れて後止むの意氣を以て、最後の最後まで耐へ忍ぶといふことが大切である。

八、犠牲的精神

前に次の様な神話を話したことがある。

伊弉冉尊が、火の神を御生みになつたが爲に、御病氣にかゝられて、終に神避りました時、伊弉諾尊は、

汝は母の仇である。

と仰せられて、十拳劔を抜いて火の神を御斬りになつた。其の時火の神の熱血が、劔を傳ひ、或は手の俣を走つて、傍にあつた石に飛びつき、地に流れて八柱の神が御生まれになつた。

其の中にも建御雷之男神と申して、天照大神の命により出雲に降られて立派に其の使命を果し、高天原の爲に大功績を建てられた神様もあつた。

掘てこの神話は、何を物語るものであらうか。我々の祖先はこの火の神を以て、日本民族の犠牲的精神の根柢たる神様であると信仰して來たのである。

火といふものは、水や土と其の趣を異にして居る。水は物を冷し、又は洗ひなどしても、無くならない。土も瓦や瓶などに造られて、形は變るが、無くならない。然るに火といふものは、どん／＼燃えて、飯をたいたり、湯を沸したりすると、あとはもう何物も止めぬ。全く無くなつてしまふ。勿論物理学上から云へば、「エネルギー」とか、力とかになるのであるが、理窟に拘泥せずに見ると、火は物を生ぜしめ、自分は無くなるといふ風に、犠牲心に富んでをるものと謂へるのである。

由來我が日本民族が、奮つて國難に赴き、喜んで任務に斃れるといふ美はしき犠牲的精神に富んでをるといふことは、火の神が伊弉冉尊を亡し、又自分をも亡したる結果、大切なる神々を生ぜしめたといふ信仰から、生まれたものである。

かように我が日本人は、昔から犠牲的精神の強い國民であつて、これが美談佳話は實に枚擧に遑がない程である。一體犠牲といふことは、第三者から見るとのいひ方である。本人自らは決して犠牲と思つて居らない。本人自身にとつては、それが大満足であり、大歡喜である。若し當人が、少しでも自ら犠牲と思ふならば、忽ち其の瞬間に犠牲の本領を失つて、價値なき努力となるのである。

凡ての親は子の犠牲となる。併しながら誰一人、我が子の犠牲となつたと思ふものはない。只可愛から可愛がり、爲さずには居らぬから爲したに過ぎない。

然るに近頃社會の状態を見ると、功利的の思想に支配せられて、一つの勞力に對し、常に利益とか報酬とかを期待するといふ様な有様で、犠牲的精神が、どん／＼失はれて行きつゝあることは、誠に遺憾千萬である。

すべて道徳はこの精神を欠いでは、實現することが出来ない。禮儀も然りであり、協同心は殊に然りである。責任觀念も、犠牲的精神が欠けては遂行せられない。働き榮えのせぬ仕事に、全力を傾ける所謂「稼の下力持ち」に甘んずるものがなかつたならば、一の事業として成功するものはないであらう。即ち社會國家は勿論、其の他あらゆる共同團體は、犠牲的精神によつて成立してをるといつて差し支へない。

特に軍隊に於ては、總ての力を融合協調させて、些の軌もなく全力を一つの目的に集めるといふことを、極端に要求するものであるから、犠牲的精神を要することは他の社會の比ではない。而も戰場に於て要求せられる犠牲は、生やさしいものではなく、血であり、肉であり、生命である。即ち最高度の犠牲的精神は、戰場に於て發揮せられ、又要求せられるのである。

軍人の犠牲的精神に關しては、今回の滿洲・上海事變だけでも、爆彈三勇士や荒木大尉を始とし、死の掃射地帯に身を挺して、榮えない彈藥運搬の爲、進んで壕を跳び出したもの、或は友軍歩兵が少しでも渡り易い様にと、凍りつく様な二月の寒さに、「クリーク」に肩まで浸つて而も敵彈を受けながら、文字通りの人柱になつたもの等實に枚擧に遑がないのである。戰場死生の巷に於て發揮せられたこの尊い犠牲的精神を、益々助成發達せしめて、軍隊自體は勿論、既に述べた様な現社會の惡傾向を阻止して、國家社會の成立を愈々鞏固なる基礎の上に導くといふことは、我々軍人の責務であると云はねばならぬ。

最後に強調したいのは、全部隊一體としての犠牲的精神である。

即ち指揮官が犠牲的決心をして、部下もろとも犠牲の淵に投ずることであり、部下亦欣然としてこれに従ふことである。個人々々の犠牲もとより容易ではないが、この全部隊一體の犠牲には更に大なる勇猛心と、一層崇高なる精神とを必要とする。上海の戰鬪に於て、隣接する他聯隊の大隊が苦戰してをるのを知つて、夜間何等の準備もないのに、之に連繫するため、自隊の不利を顧みず進出した中隊の如き、疲勞困憊の極にある歩兵部隊が、駄馬なき山砲兵のために、進んで兵力を割いてこれを援助し、砲兵又歩兵支援のため、危険を顧みないが如きこれである。この様な旺盛な犠牲的精神があつてこそ、眞の協同行はれ、皇軍を打つて一丸となし、遂に戰勝を獲得し得るのである。

我々はよく本分を自覺して、常に、

義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕し。

と覺悟し何時たりとも一身を挺して、犠牲的精神を發揚するの決心にあらねばならぬ。

九、協同一致と任務の遂行

一本の矢は折れ易いが、十本の矢は折れ難い。十指の交々弾くには、小兒も痛さを忍ぶであらう。一拳の打つ所は、大人も往々顛倒を免れない。一人々々の爲し得る所は、極めて微々たるものである。

人間が事を爲すには、他人と共同協力するのなければならぬ。文明時代は協力時代である。文明人と野蠻人との分れる所は、他と共同し得ると否とに在る。

小學校讀本卷八に、分業といふ題で、

分業で造ると、其の出來がよければかりでない。出來高が大層多くて、一人々々別々になつて造るのは比べものにならない。したがつて一包のマツチを十錢ぐらゐで賣つても、相應にまうかるのである。

といふことが載せてあるが、多人數が協力するには、この様に仕事の各方面を各人が一部分づゝ負擔するのである。其の仕事には輕重があり、難易がある。容易に功の顯れるのもあれば、諺に言ふ「椽の下力持ち」人に知れずに終るものもある。けれども既に一方面の仕事を引き受けた以上は、不平なく不満なく甘んじて、其の仕事を守らなければならぬ。

今の讀本にも、

分業で仕事する時、誰か一人の手ぎはが惡いと、全體の出來までも惡くなる。やはり世は相持のものである。といつてある。

又道話に次の様な話がある。

蛇の尾が其の頭に向つて、

同じ一體でゐながら、お前は年中先に立つて行き、俺は後からお供ばかり、これでは詰らない。今から俺が先に立つて行くよ。

と飛んだことを言ひ出した。頭は顔を振つて、

それはいけない。各自役目が違ふのだから。

といひきかせても、尾は合點しないで、

それなら歩かないばかりだ。

といきなり路傍の木に巻き付いてしまった。

頭は大きに困つて、已むなく尾を先に立てることにした。所が尾は盲滅法だから堪らない。忽ち火の中に飛び込んで、

頭も尾も眞黒焦に焼けて死んでしまった。

この話の様に、引き受けた役目に不平不満をもつて、これを盡さないといふことになれば、其の仕事は成り立たない。自ら破滅してしまふ。

赤穂四十七士が吉良邸へ討入の際、

一、上野介殿御屋館へ押込働之儀功之淺深之れ有る可からず候上野介殿印揚候者も警固一通之者も同然爲るべく然者組合

働役好申間敷候

尤も先後之事争ふ可からず候事

一、一味合體如何様之働役相當候共少しも難澁之有る間敷候事

と相約した。一黨が整然たる秩序の下に、大事を成し得た所以の一つは、この用意があつたればこそである。

協同といふことに就ては、以上の通りであるが、特に戦闘に於ては、この協同動作が最高度に發揚せられなければ、勝を占めることは出来ない。就中火力と運動若くは突撃との協同は、最も大切である。即ち歩兵と砲兵との協同、歩兵大隊内に於ける歩兵と重火器との協同、歩兵小隊内に於ける小銃分隊と輕機關銃分隊、擲彈筒及他の小銃分隊との協同、小銃分隊内に於ける各個區分、前進時の各區分の協同等である。

協同動作は已を空うして相手のために、一肌ぬぐといふ犠牲心がなければ、成り立たない。さうして協同動作を適切に行ふ爲には、相互に心から打ち解け合ひ、相手のはたらきを承知し、夫々自己の職責を盡すといふことが必要である。いくら犠牲的精神があつても、相互に心から打ち解けてゐなかつたり、相手のはたらきを承知してゐなかつたりすると、折角協同しても相手の考へとくひ違つて、協同どころか却つて邪魔をするといふことになる。

我々は歩兵操典綱領に、

協同一致は戦闘の目的を達する爲極めて重要なり兵種を論せず上下を問はず戮力協心全軍一體の實を擧げ始めて戦闘の成果を期し得べく全般の情勢を考察し各其職責を重んじ一意任務の遂行に努力するは即ち協同一致の趣旨に合するものなり而して諸兵種の協同は歩兵をして其目的を達成せしむるを主眼とし之を行ふを本義とす

と訓へてある趣旨に基き、よく本分を自覺し、如何に困難なる状況に於ても、

小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己が武職を盡す。

といふ大勇を發揮して、完全に己が分を盡し、以て協同の實を擧げなければならぬ。

十、獨 断

人間萬事すべて機會がある。機會に乗ずれば、多くの勞を費さないで、容易に効果を奏し得るが、機會の未だ來ない前に、或は既に過ぎ去つた後に、漫然事を始めた所で、徒勞に歸するは必定である。鐵は熱し切つた一刹那に於て打たなければならぬ。船は順風に際して出でなければならぬ。同様に特に機會を捉へることは、戰闘に於て勝利を得る大切な要件となつてをる。故に名將は機會を捉ふる事が敏であつた。

さてこの機會を捉へる爲には、獨斷といふ事が必要である。近頃の戰闘に於ては、各部隊が戰場に廣く散在し、又戰闘の性質がねばり強くなつてあつたりと片付かない爲に、戰況は愈々複雑となり、狀況は絶えず變化し、上下左右の連絡はなかなか困難となつて來た。

こゝにいふ譯であるから、上官から命令はうけたが、命令通りにしたのでは、當時の情況に合はないといふような場合も出來るであらう。又上官の意圖が分らず、之を承知する手段がないとか、或は其の暇がないとかいふような場合もあらう。かくの如き場合には、上官の意圖を判斷した上で、自ら腹をきめて狀況に適するような行動をとらなければならぬ。これが所謂獨斷專行といふものである。こゝにいふ獨斷がなかつたならば、決して好機を捉へることは出來ない。

露西亞の兵が、上官より花の番を命ぜられて其の任務に服して居つた。其の内に花は風の爲に散つてしまつたが、尙其の兵は、其の場所を任務を續けて行つたといふ話がある。この兵の行爲は、果して適當であらうか。飽くまでも命令を尊重して自分の任務を續けたといふ精神は、甚だ賞すべきことであるが、餘りに融通のきかぬ事と云はなければならぬ。この兵の任務は花の番であるから、今迄番をして居つた花が散つたならば、其の外の畑の花を守るとか、又は其の由を命令者に告げて指示を乞ふとかの處置に出るのが至當である。かような軍人は、誠に働かない軍人であつて、狀況の變化甚だしき戰場に於ては役に立たない。

明治二十七年七月二十五日、豊島沖に於て、浪速艦長東郷平八郎大佐が、英國旗を掲げて清兵を載せてをつた清國汽船高陞號を撃沈したやうな獨斷は、東郷艦長の沈毅果斷に依つて始めて出來ることであつて、これに依つて國際的重大事の難關を見事に突破することが出來たのである。

昭和六年九月十八日、柳條溝附近支那兵の鐵道爆破と共に、寡兵を以て數十倍の敵を北大營に攻撃し、一舉にして奉天城を占領した如き、又情況不明の際に於て、斷手として南嶺北嶺を攻撃した關東軍隸下諸部隊の行動の如きは、よく獨斷の精神を發揮したものである。

尙茲に注意すべきことは、獨斷はあくまでも服従の精神と相離れてはならぬといふことである。よく上官の命令意圖をおしはかつて、全般の任務がよく達成せられる様にするのでなければ獨斷といふことは出來ないのである。上官の意圖に反して勝手なことをするのは、專語である。

操典の綱領には、

凡そ兵戰の事たる獨斷を要するもの頗る多し然れども獨斷は其精神に於ては決して服従と相反するものにあらず常に上官の意圖を明察し大局を判斷して狀況の變化に應じ自ら其目的を達し得べき最良の方法を選び以て機宜を制せざるべからず

と教へられてをる。

獨斷專行は、全般の狀況及指揮官の意圖が不明なものと、これに伴ふいろ／＼の複雑した利害の判斷に迷はされる爲に、常に心の迷ひを生じ易い困難な狀況の下に行はなければならぬのが普通であるから、平素から熟慮斷行の修養を積み、明敏なる機眼を養ひ、而も責任感念と犠牲的精神をもつてをるものでなければ、到底爲し得られるものではない。又軍隊としては

志氣が旺盛で、必勝の信念に充ち、且機動軽快な軍隊に於て、始めて之を望むことが出来る。就中指揮官が不動の信念を有することは絶対の要件である。我々は常に之等諸要件を養成して、適切なる獨斷專行を爲し得なければならぬ。

十一、企 心

世の中は刻々に變化して行く。人間が世に處するに當つては、時勢の赴く所を察して、これに順應し、これに調和する方法をとらねばならぬ。

例へば商賣するにしても、其の販賣法に於て、其の廣告法に於て、商品の種類に於て、意匠に於て、製造法に於て、店飾に於て、販路擴張の方法に於て、店員使用法に於て、其他總ての方法に於て、昔と今との間には大に異なる所がある。

若し祖先傳來の遺法を墨守して、變化する事を知らない商人があるならば、彼は當然生存競争の落伍者である。單に商賣のみの事ではない。農業工業のこと又同斷、道德、宗教、學問一切の事が又同斷である。諺に、

何時も柳の下に鱒は居らぬ。

と云ふ。一度柳の下に鱒が居つたからと云つて、常にそこへばかり漁りに行くものは餘程の愚人である。

昔或る農夫が畑を打つてをると、一匹の兎がどこから飛んで来て木の切株に突きあたり、目をまはして死んで兎は農夫のものとなつた。すると農夫は、

これは有難い。こんな結構な金儲があるのに、田を作るなどは餘程馬鹿氣てをる。

と云つて、翌日から鋤をすて鋤をすてて、ぢつと木の切株の番をしてをつたといふことである。一事を守つて變へないことを守株と云ふのは、この故事に基くのである。

戦闘も亦同様である。戦況は刻々變化する。地形は至る處異つてをる。戦況や地形に合ふ様に、いろ／＼工夫を廻して敵の不意に乗ずるのではなければ、勝つことが出来ない。型にはまつた様に、同じことをしてをつては駄目である。刻々變化する情況に應じ、工夫を廻し常に働きかけに動作すること、即ち企圖心といふことが大切である。

小學校讀本六の卷に、千早城といふ題で次の様な話が出てをる。

楠木正成が守つた千早城は、けはしい金剛山上にはあるが、まはりが一里にも足らず、總勢わずか千人ばかり。之をかこ

んだ賊は百萬騎といふ大軍で、城の西方二、三里の間は、人や馬でふさがつた。

こんな山城一つ、何程の事があるものかと、賊が城の門まで攻め上ると、城のやぐらから大きな石を投げ落して、賊のさわぐ所をさんさんに射た。賊は坂からころげ落ちて、たちまち五、六千人も死んだ。

これにこりて、賊は城の水をたやして苦しめようとはかつた。先づ谷川のほとりに三千人の番兵を置いて、城兵が汲みに來られないようにした。城中には十分水の用意はしてあつた。二日たつても三日たつても汲みに來ない。番兵が油斷をし

てをると、城兵が切りこんで来て、旗をうばつて引き上げた。

正成はこの旗を城門に立て、さん／＼に賊を悪口させた。賊が之を聞いて、くやしがつて攻めよせると、正成は高いがけの上から大木を落させた。さうして、これをよけようとして賊のさわぐ所を射させて、又々五千餘人も殺した。この

上はひょうろう攻にしようと思つて、賊は攻めよせないことにした。

或朝、夜明頃、城中からうつて出て、どつとときの聲をあげた。賊はそれ、敵が出た。一騎も餘すな。

とおしよせた。城兵はさつと引きあげたが、二、三十人はふみとどまつた。賊は四方から之を目がけておしよせると、城

から大石を四、五十、一度に落したので、又何百人かころされた。ふみとどまつてゐたのは皆薬人形であつた。賊はうまくはかられたのである。

もうこの上は、しやにむに攻落さうといふので、賊は大きなはしこを作つて、之を城の堀にわたして橋にした、幅が一丈五尺、長さが二十丈、其の上を賊が我先に渡つた。今度こそは千早城もあやふく見えた。すると正成は何時の間に用意して置いたか、たくさんのたいまつを出して、之に火をつけて、橋の上に投げさせた。そうして其の上へ油をふりかけさせた。橋はまん中からもえきれて、谷そこへどつと落ちた。又賊は何千人か死傷した。

賊が千早城一つを持餘して居ると方々で官軍がひやうろ道ふさいだので、賊は人馬共につかれた。百騎にげ、二百騎にげして、始め百萬騎といつた賊も、しまひには、十萬騎に減じ、前後から官軍にうたれて、残少になつて退いた。

正成は實にえらい人である。

我々にも正成のやうな旺盛なる企圖心が必要であつて、これに依つて始めて敵の不意に乗ずることが出来るのである。

企圖心はどうしても勝たねばならぬといふ責任感念から起つて、こうすれば必ず勝てるといふ必勝の信念に到達するものであるから、我々は平素より責任觀念を養ひ、必勝の信念を充實させて、旺盛なる企圖心を發揮することに努めねばならぬ。

十二、團 結

人間萬事相和して功を成し、相離れて事を破る。兄弟然り、父子然り、朋友然り、夫婦然り、主従然り、一國、一家、一團體一として然らざるはない。否日常使ふ衣服、其の他の道具さへも、各部分が相和合して始めてその用をなすのである。

昔一人の大金持があつた。その死する時二人の子を枕邊に侍らせて、

私が死んだら、家の財産を何から何迄平等に二分して取れ。

と遺言した。そこで二人は平等に分けやうとしたが、物によつて大小輕重が出来て、遺言の通りには行かぬ。大に痛心して居ると、一人の分別額をしだ老人が来て、

お前方、物を平等に分けようとするならば、双物か何か持つて来て、一品毎に中央から切斷するがよい。

と教へた。兄弟は成る程と思つて、衣服は背筋から二つに裂き、茶碗は眞二つに割り、書畫骨董品を始め時計、火鉢、箱、米櫃の類、すべて中央から二分した。

斯くして財産は最も平等に分けられたが、さて各自の取分を調べて見ると、一品として用に足るものは無かつた。

衣類諸道具は、各部分が一つに組立られて、始めて用をなすのである。

一國一家は、之を組成する各人の相和合した衆力に依つてのみ能く存立し、且つ其の繁榮を期することが出来る。

天の時は地の利に如かず。地の利は人の和に如かず。

といふ孫子の語がある。これはどういふ譯かといふと、天の時は機會である。好機會に乗じて、地形の利を得なければ、戦に勝つ譯には行かぬ。併し其の地の利も人の和合には如かずといふ意味で、戦闘に於ては特に和合を必要とするといふことを述べたものである。

それならば、何故和合を必要とするであらうか。

それは和合が、軍紀と共に鞏固なる團結をつくる大本となるからである。さうして團結鞏固なる軍隊にして始めて、如何に困難なる狀況に於ても、必勝の信念を以て堅忍持久よく勝利の一途に向ひ、邁進することが出来るからである。

明治三十七年八月二十六日、第十二師團が寒坡嶺附近の敵を攻撃するに方り、恒山に向つた歩兵第四十六聯隊第三大隊は、

午前一時二十分人梯に依つて陣地の東端に上り登り猛烈に突撃したが、不成功に終つた。爾後絶壁の下に集結し、再三再四突撃を試みたけれども、常に多大の損害を受けて失敗に歸した。午前三時十分に至り、第十、第十一中隊の一部は、急に敵の左側面より突進して山頂の一角を奪取したが、敵が兵力を増加して火力を集中したので、將校は戦死し、下士官兵は半數以下に減じた。この際更に氣鋭の將校が、部下小隊を提げ相續で突撃したが、又不成功に終つた。爾後戦闘は稍、持久するに至つたが、午後二時四十分更に突撃を斷行し、狭小なる絶壁上に於ける慘烈なる接戦の後、將校の多數相續いて戦死したが、苦闘の末午後三時二十分、遂に敵を岩下に突き落し同高地を占領した。この戦闘に於ける大隊の死傷は四百以上に及び全大隊多少の創傷を負はないものはなかつたといふことである。

我々はこの大隊の動作を手本とし、勅諭に訓へさせ給ふたように、上を敬ひ下を恵み、又上下互に相信じ相頼つて人の和を圖ると共に、よく服従の道を守つて軍紀を緊張せしめ、以て鞏固なる團結を作ることに努めねばならぬ。

特に中隊は戰鬥といはず、内務といはず、この團結の基礎をなしてをる。従つて中隊教練は、この衆心一致精神的團結を事實上に養成することが、目的となつて居るのである。

これを度外視するならば、折角汗水をたらして演習場を駆け廻つても、それは勞して功無しである。我々はよく之を辨へて中隊教練に臨むことが必要である。

十三、行軍演習間地方人に對する心得

我々の子供の頃、よく「兵隊上り」といふ言葉を耳にしたことがある。勿論この言葉はよい方の意味ではなく、悪い方の意味であつた。

兵隊の務を果して歸つたとか、戦争で手柄をたてたとかいふことを鼻にかけて、酒に酔ふて亂暴したり、喧嘩を吹つかけたり、いろいろ地方人に迷惑をかけるものが多かつたのであらう。地方人から「兵隊上り」といつて、けむがられたものらしい。こういうふ事が度重ざなれば、遂に國民は軍隊を信頼しないようになり、國民と軍隊とはだん／＼疎隔して、舉國一致國家を保護するといふことが出来ないようになるであらう。

今日ではそんな馬鹿な者はないように思はれるが、それでも地方人に喧嘩を吹つかけるとか、婦女子に戯れるとか、或は行軍、演習に於て、軍隊の眞價を現す絶好の機會にも拘らず、地方人に無益な損害を與へ、或は飲酒度を過して忌み嫌はれるやうな行動をなすもの等が、ないでもないやうである。

何時か或る新聞に、或る人が自轉車に乗つて行くうちに、行軍中の軍隊に追ひついた。其の人は一側を通り抜けようとしたが、道いつびいに狭がつてをるので、なか／＼容易なことではなかつた。其のうちに銃の擔方の悪い兵があつて、これをさげようとした爲、つひ誤つて自轉車もろ共田の中に落ちた。所が軍隊は、これに對して一言も見舞の言葉をなさぬのみか、後を振りかへつて嘲笑してをつたといふので、大變不平を述べて、投書してをつたことがある。これ等は餘程注意すべき事である。

我々は外出先に於ても、行軍、演習間に於ても、常に地方人に接觸するのであるが、よく勅諭に、

されは武勇を尙ふものは常々人に接するには温和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらば果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すべきことにこそ。

と仰せられた御趣旨を體し、地方公衆に對しては、温和を第一として其の愛敬を受けるやうに心掛け、軍隊も地方人も、一致協力國家を保護し國威を發揚することに努めねばならぬ。

十四、廠營の心得

近く某原に廠營して、あの廣々とした某原頭に於て、専心武を練ることになった。

廠營は衛戍地附近のように、地形の制限を受けることもなく、各種地形に於て、一切の業務を忘れて専心訓練に従ふことが出来るので、一年を通じて非常に重要な行事となつて居る。我々は此の絶好の機會を利用して愈々軍人精神を鍛錬し、實戰的諸動作を習熟すると共に、困苦缺乏に堪へ克つ精神を養成することに努めねばならぬ。

廠營に於ける起居は、兵營に於ける起居と萬事異なるのであるが、其の精神は全く同じである。今特に注意すべき事項を述べると次の如くである。

一、諸規定の履行

兵營と異り其の起居に不便の點が多い。従つて便宜主義に陥つて、亂雑にしたり、不軍紀に陥り易い。我々はこの不便な設備に於ても、尙兵營と同様に清潔整頓に注意し、諸規定を嚴守する所に、廠舎生活の目的たる困苦缺乏に堪へ克つ所の精神を練ることが出来るのである。

二、武器被服の手入

演習が烈しい爲に、疲労の極武器被服の手入を、つい横着するものがある。こういう時に心を勵まして、爲すべき事をキチン／＼とするのが、大切な鍛錬である。特に空包をうつ場合が多いから、餘程注意しないと取返しつかぬことになる。

三、火災豫防に注意すること

建物は一般に兵營に比べて火が付き易く、消防設備も亦不完全であるが爲に、一寸したことでも、直に大事になるから、火の取扱、煙草を喫む場所、吸殻の始末等には、特に注意する事が必要である。

四、貴重品の取扱

廠舎に來ると諸規定の履行が緩んで、貴重品の取扱を規定通りにしない爲に、往々紛失したり、落失したりすることがある。如何なる場合でも、規定を嚴守せねばならぬ。

五、水の節用

水の少ないことは、何れの廠舎でも同じである。平素に於ても、戰時の豫習として、水の節約に心掛けねばならぬが、廠舎に於ては特に必要である。後から來た者が水がなくて、困ることになる。

六、建物及諸物品の取扱

廠舎が各隊の共同物である爲に、動もすれば汚したり破損したりし易い。よく注意して建物を汚したり、破損したり、又備付諸物品を破損紛失したりせぬ様にせねばならぬ。

七、衛生

設備が不完全で衛生上いろいろの缺點があるから、各人はよく個人衛生を守つて、病氣にならぬ様に注意せねばならぬ。特に夜間冷氣を催し、且つ四壁に隙間が多いから、脱食に注意することが肝要である。又毎日酒保があつて、品種も多いので、暴飲暴食をして腹を悪くするものがある。平素の金錢を浪費しないといふ習慣を、こわさないことが必要である。

野營地の水は、不良であるから、特に生水を飲んではならぬ。

我々は以上の注意を守ることによつて、始めて最初に述べた魔營の目的を達することが出来るのである。

十五、戰場心理

操典の綱領に、

軍隊は常に攻撃精神充溢し志氣旺盛ならざるへからず

とあるが、志氣が衰へるといふことは、戦敗の主なる原因の一つである。さうして志氣を衰へさせる原因となる所の感情は、狐疑心、自愛心、恐怖心の三つであると謂はれてをる。

狐疑心といふのは、必勝の信念の反対である。即ち勝利に對する確信なく、如何に奮闘しても努力しても、遂に無益に終るであらうといふ豫想を起す所の感情である。

次に自愛心といふのは、自己を愛する感情である。さうしてこれは多く故意であつて、熟慮の上から出るものである。従つて

自分の責務を免れようとし、戦鬪の氣分がないばかりでなく、危険を免れる爲には如何なる醜行をも敢てするようになる。

かの支那の奉直戦に於て、直軍は後方に一部隊を配置して、前線から退却遁走せんとするもの、戦線の前進に當つて後方に停止するもの等を、ぶち切らしめたといふことである。

恐怖心といふのは、危険に對し自己を保存せんとする感情であつて、動物に通有する本能の一つである。自愛心は故意熟慮から出るものであるが、この恐怖心は自然に出て来る本能である。

狐疑心と自愛心とは、我が日本の軍人には、先づ無いものといつてよいのであるが、恐怖心は立派な軍人精神をもつてをると思はれるものでも、時に應じ自然的に發するものであるから、只今から主として恐怖心に就いて述べることにする。

恐怖心の一番恐しいのは、この心の増大すると共に、視覚聴覚が鋭敏となつて、錯覺を起し易いといふことである。錯覺といふのは、例へば枯尾花を幽霊と見、水鳥の音を聞いて敵襲と誤斷するが如きである。

錯覺に關する一、二の例を示すと次の如くである。

一、明治三十七年八月六日第二、第四軍が海城北方五道河の線に達して、鞍山站の線に在る敵と近く對峙せる時の話である。本道方面に在つた某隊の中隊長が午前四時頃第一線に俄然銃聲が起り漸次激しくなるのを聞いて直ちに警報を發したのである。中隊の士卒は悉く熟睡してをつたと見えて、隊長の傳へる警報も、第一線の銃聲も耳に這入らない。そこで中隊長は兩足を長く天幕の外に出して寝て居つた最寄の一兵をゆり起すこと三、四回に及んだ。彼は漸くにして眼をさました。そのとたん銃聲を耳にするや、大に驚きあわて、方向を失ひたゞ「ウアー／＼」と奇聲を發しつゝ、將校幕舎の上に跳び上り、同幕舎をおしつぶしたのである。

この騒を動機として、他の幕舎の兵中目をさましたものは、皆狼狽て天幕の張り綱にひつかゝつて倒れるもの、他の幕舎を飛びこえんとして之をおしつぶすもの等、「ウオー／＼」と奇聲を發しつゝ、武装はおろか帽子も被らず、混亂して逃げ惑ふた様は、筆や口で形容することが出来なかつた。

殊に將校幕舎の傍には、白刃をかざし互にしのぎを削つてをるものがある。其の一人は髯ボウ／＼たる一怪漢で刀を振り、他の一人は劔を裝した銃を構へ、互に刺突せんとして將に間髪を入れずといふ有様である。中隊長が杖を以て引き分けた所、髯ボウ／＼たる怪漢は中隊の特務曹長で、暗中露助と誤認せられた爲に端を發したのである。かくて約五分の後、銃聲がやんで靜かになるや、中隊長の數回の笛が漸く徹底し、皆生氣に歸り又銃線に集合することを得たのである。

二、明治三十七年第十二師團の楡樹林子攻撃後、某大隊は前哨として某村北端に位置して居つた。夜半銃前哨が錯覺からし

て敵襲を連呼した爲に、露營中の大隊は忽ち大混亂、或は同志相撃ち、天幕を以て防ぐものがある。樹枝棍棒を揮ふものがある。後方の崖から落つるものがあるといふ有様である。須臾にして天明となり、精神の沈靜と共によく見ると、附近には露兵の影がない。これが下士官以下十數名が劔創を受けたさうである。

三、遼陽の會戰中某隊の豫備隊たる某二大隊が、敵砲兵のため其の所在を發見せられて猛烈なる射撃を受け、これが爲兩大隊共忽ち四、五十名の死傷を生じ、全隊の志氣沮喪し、隊伍が亂れ指揮徹底せず、漸く混亂の有様となつた。この時前方の道路を歩兵一、三十名が、駈歩を以て退却するのを認めた。さうすると道路附近から何人とも知れず、一聲「後へ」と叫ぶものがあつた。既に混亂状態にあつた豫備隊は、忽ち總立ちとなり、先を争ふて後方の高粱畠に潰走した。將校中の數名は大聲叱咤し且つ抜刀して之を制止せんとしたが、頽勢如何ともする能はず恰も堤防の崩れたる如く、敵砲火の猛烈なる射撃を受けつゝ潰走したのである。

かように一、二名の錯覺から、全般の恐怖心をひき起し、遂に大混亂に至らしめたのである。次に其他恐怖心に基く二・三の心理を述べると、次の如くである。

一、退却の際は恐怖心を生じ、混亂に陥り易いものである。

西伯利事件中の話である。

或る騎兵の將校斥候が、敵情搜索の命を受けて前進中、或る日の午前一時頃或る高地の鞍部に、七名の敵が露營火を圍んで假眠してをるのを發見した。そこで其の熟睡してをるのを幸ひ、徒歩にて襲撃するに決し、約二十米後退し坂を下りて下馬したる後、匍匐前進した。敵を去る十米に接近した時、敵の二名が眼をさまし、他を起さうとしたので、斥候は射撃

してこれを斃した。その時鞍部の後方に騒聲が起り同時に左右の高地から射撃を受け、敵は益々増加して我を包圍する模様が見えた。斥候は交戦するのを不利とみて退却に決し、射撃を中止して乗馬を命じた。

斥候長は全部の退却を見届け、將に出發せんとした時斥候長と呼ぶものがあつて、「鞍を落しました」といふ。更に鞍の腹に廻つたまま牽馬して駈歩で来るものがある。この二名は裸馬に乗らうとするが、乗ることが出来ない。鞍を背に向けようとするがこれも出来ない。

既に浮足が立つて恐怖心におそはれた彼等は、何等の爲す所を知らず漸くにして退却することが出来た。

二、恐怖心から射撃開始を急ぐものである。

豫想戰場附近に、何か目標らしいものをみると、それが敵であるか、土民であるか、友軍であるかも確めないで、無暗に射撃開始を急ぎたがるものである。

三、戦闘が酣になれば無我無中になるが、矢張恐怖の念はあるものである。

危険界から早く遁れたい。併し後退して遁れようといふ氣はしないが、速かに前進して良い地物を利用し、敵を叩きつけて危険界を遁れようとする。従つて一度地物に固着したら、其の地物の良不良に拘らず、動きたくなくなる。其の儘の位置に居ればいつか敵弾が命中する。もう少し移動すれば、良好な地物があるといふ場合でも、なか／＼動かぬ。要するに一旦受動の位置に立つたら、敵情に大きな變化がない限り、積極的に出ることは困難である。

四、正面の敵は優勢でも、頑強でも、たとへ死傷多くとも、我が攻撃精神は鈍らないが、この際側面或はたとへ二、三名でも後方に敵が現れると、著しく志氣を沮喪させられるものである。

五、火線分隊よりも、援隊で後方に居るものゝ方が、遙に怖ろしいものである。小隊長の知らぬ間に、援隊が射撃を開始し

て居ることがある。突撃前までずつと火線分隊の後をついて來るといふことは、並大抵の度胸では出來ない。

六、負傷者の態度は著しく志氣に影響する。負傷に屈せず血塗れになつて猶銃をとる者が出來ると、其の他の者は頗る勇敢になる。

七、隊長の戦死負傷の際は、相反する精神上の現象が現はれる。一つは志氣沮喪である。一つは復讐心に燃え更に志氣旺盛となるといふことである。

以上述べた様に、平素よく修養出來た人でも、戰場に於ては、一般に恐怖心から沈靜を缺き、臆病風に誘はれ、疑心暗鬼を生じ、一寸したことから大混亂を惹き起すことがある。特に夜間に於ては、この傾向が甚だしいものである。

我々は戰場に於て、絶大なる危険の渦中にあつて、しかもこの間適時適切なる處置をとらねばならぬから、如何なる情況の下でも、如何なる突發事件に遭つても、決して恐怖心に左右せられることなく、飽くまでも冷靜なる態度を失はず泰然自若沈着剛膽に行動することが出來ねばならぬ。

戦闘は生命を犠牲とする覺悟がなくては、勝を占めることが出來ないのであるが、この間に於ても生命を保護せんとする本能は容赦なく否最も露骨に將兵の心理に作用するのである。平素から餘程軍人精神を鍛錬した者でなければ、泰然自若といふ域には達し得られるものでないといふことは、一度彈雨の下にたつた者が齊しく認める所である。

沈着の修養上特に肝要なことは、常に覺悟を定めて居るといふ事である。太田道灌の歌に、

かゝる時こそ命の惜しからぬ

かねてなき身と思ひ知らずば

といふのががあるが、沈着修養上好教訓といふべきである。

帝國軍人たるものは、水鳥の羽音に驚くが如き醜を後世に残さないように、寸時も修養を怠つてはならぬ。

十六、動作の正確と非實戰的行動

部隊が大きくなると、動もすれば諸動作特に射撃動作が不正確となり、或は非實戰的に流れ勝のものである。そうしてそれが爲に、折角の演習も臺なしになつて仕舞ふのである。

操典や教範に定めてあることは、我々先輩が血を流しての體驗に基き、更にいろ／＼研究を重ねた結果、これが一番よいといふことになつて定められたものであるから、我々が任務を盡す爲には、どうしても守らねばならぬものである。

動作が不正確になるといふのは、部隊が大きくなつて上官の監視監督が届かない爲に、又激動に伴ひ身體がえらい爲に、つまり横着するのである。

上官の監督が届かないから横着するといふ様な者は、實戰に於ては卑怯未練な動作をするにきまつてをる。

軍人の風上にもおけないものであるといはねばならぬ。我々は勅諭に、

さて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ

と仰せられてある如く、如何なる場合にも表裏なく誠心誠意全力を盡すように修養せなければならぬ。

激動に伴ひ身體がえらくて横着するのは前者に比べて幾分恕すべき點はあるが、併し實戰に於ては、數晝夜不眠不休激動に激動が続くといふことを思へば、平素體力を鍛へると共に、堅忍持久の精神を養成して、如何に苦しくとも、正確なる動作が出来る様に鍛ひあげておかねばならぬ。

次に非實戰的行動に流れるといふのは、眞劍味が無いからで、彈は空包敵は假設敵といふ考で遊び半分にやつて居るから、

こんな事が起るのである。眞に敵と戦闘して居る、生死の巷であると考へて、戦況中の人となつたならば、決して非實戰的行動は出来ない筈である。實際弾が飛んでも來ないので、そんな氣持になるといふ事は、なか／＼難かしいことであるが、この氣持にならねば、教練演習をやる甲斐がないのである。軍人精神を鍛錬することが出来ないのである。

中には平時は違ふ。戦時になつたら動作も正確にしよう、實戰的にもやらうといふ人があるかも知れない。併し我々の動作は、平素から心手期せずして出来るやうに訓練して置かねば、實戰に當つて速に立派な動作が出来るものではない。就中さういふ動作をさせる大本となるべき軍人精神は、實戰になつてから急にやり出した所で、さう易々と修養鍛錬の出来るものではない。

我々はよく勅諭の御趣旨を奉體して、如何なる場合に於ても、誠心誠意教練演習に従事し、又眞に戦況中の人となつて、實戰的動作に習熟することが肝要である。

十七、秋季演習の心得

秋季演習は、軍隊教育最後の仕上げであつて、一年中を通じて最も重要な教育である。以下秋季演習中の心得に就て話をす。

一、困苦缺乏に耐へること。

秋季演習に於ては、我々が從來の演習に於て、経験したことのない様な激動が続く。連日不眠不休困難なる行軍、戦闘動作が続くのである。即ち困苦缺乏に堪へ克つ所の精神を養成することは、本演習の一つの大切な目的である。従つてこの演習に参加するといふ事は、困苦缺乏に堪へ勝つて精神を養ふ上に、最良の機會を得ることになるのである。さうして

一度困難に遭遇して、これに耐へ克つ経験をもつことは、在營間は勿論長く除隊の後までも強き自信力を與へるものである。

我々は如何なる困難に遭遇するも、之を突破して演習の目的を達せねばならぬ。

二、實戰的動作並に動作の正確。

部隊が大きくなり、又疲れて來ると、動作が非實戰的となり、不正確となり易い。諸動作を實戰的に、又正確にやらなかつたならば、いくら苦しい目にあつて折角演習しても無駄骨となる。どんなに苦しくとも疲れやうとも、愈々軍人精神を發揮して、常に實戰的に且つ正確に動作せねばならぬ。

三、審判官の命令に服従すること。

審判官の審判に依つて、且つ實戰的に指導せられるのであるから、審判官の命令には快く直ちに服従せねばならぬ。審判官に對して、何とか我を通して之に従はないのは、男らしくない卑怯な行爲である。

四、兵器被服の手入保存。

演習に於て其の使ひ方が激しい爲に、其の損みも大である。動もすれば疲れて苦しいものであるから、手入を怠るものがある。

使ひ方が激しければ、餘計に手入に注意せねばならぬわけである。

いろ／＼の苦しみ難儀を排して、爲すべき事は必ずするといふ事は、非常に大切な事で、勅諭の武勇の御趣旨にも副ひ奉ることが出来るのである。

五、地方人に對する注意。

演習中は宿營、行軍、演習等地方人に迷惑をかけることが多い。我々は温和を第一として萬事に氣を付け、特に宿營に於ては、感情を害しない様に、又いらぬ損害をかけない様に細かく注意を必要とする。

かくの如くにして始めて軍隊の眞價を地方人に示し、軍民一體の實を擧げられるのである。

以上述べた諸注意をよく守つて、本演習の目的を達成することに努め、愈々我が聯隊の名譽を發揚し、一同元氣旺盛に全員打ち揃うて、演習を終つて、歸りたいものである。

第九節 内務

一、諦め

人の欲するもの三つ、曰く名譽、曰く金錢、曰く權力、この中でたゞ一つを得ただけでも、人は幸福とする。況してや三つを三つとも持つてをる者があるならば、其の人は非常な果報者といはなければならぬ。

しかし無常を常とする世の中のことであるから、この三者とても、絶えず自分に伴ふものではない。人の生命すら親鸞上人の歌に、

明日ありと思ふ心の仇櫻

夜中に風の吹かぬものは

とある如く、一寸先は闇の世の中である。現に我がものである筈の名譽でも、金錢でも、權力でも、何かの都合で自分から離れることがあるといふのは當然である。この場合我々は、如何なる態度をとるべきであらうか。

離れるものは離れるものとして、離れる儘に放つて置くの外はないのである。仕方がないと諦めてしまふのである。

古人の所謂

去るものは追はず。來るものは拒まず。

の態度をとつて、冷然と構へてをるのが最善の策である。併し凡人にはそれが出來ない。諦めがつかない。自分から離れて行く名譽や、金錢や、權力を掴んで放すまいとする。その道があつて放すまいと掴んでをるならよいが、其の道がなく何とすることも放さなければならぬ場合でも、無理に掴んでむやうとする。その苦心、その心勞たるや一通りではない。時に或は常道を逸して不正の手段を運したり、曲つた考を起したり、不義理をしたり、不人情を働いたり、人に怒られたり、怨まれたり、輕蔑されたり、惡口を云はれたり、他人との間は勿論、一家の間に波風を立てたりすることがある。

道話に次の様な話がある。

婚禮振舞の席上で配嫌ひの老人が、廻り廻る盃の間じつと欠伸をかみ殺し、煙草ばかりすつて手持無沙汰で弱り切つてをると、それと氣がついた主人が、奥から南京古染付の壺を持ち出して、

御老人何卒これなりとお摘み下さい。

といつて其の壺を進めた。壺の中には大粒の金米糖が這入つてをる。甘黨の老人は、

これは結構

と早速壺に入れたが、さて其の手を引き出さうとすると、固く手頸がつまつて出ない。隣席の人に壺を持つて貰つて、一生懸命引張つて見たが、たゞ痛いばかりである。老人は青くなつて、

どうもぬけませぬ。

と心細げに云ふ。さあこれから大騒ぎである。

醫者を呼ぼうか。

否接骨醫を呼ぼうか。

と酒宴の興もさめ果てた時、一人の分別らしい男が出て、

お待ちなさい。昔の司馬温公といふ人は、水瓶を割つて陥つた子供を助けたとのこと、縦しこの壺が百兩千兩の品にもいたせ、御老人の手には代へられますまい。唯今私が司馬温公になつて、御老人の御難儀を助けて上げます。御老人お手をお出しなさい。

かういつて、持つた煙管を斜に構へた。老人が壺を被つた手を出すと、ハツシと打つたる煙管の下、壺は割れる。金米糖は座敷一面に散る。一同は、

御老人お老人お助かりでしたか。めでたい。

と祝辭を述べて老人の手を執つて見た。抜けぬも道理、老人は金米糖を手に一杯掴んでをつた。

掴んだ金米糖を放しさへすれば、手は自由に抜けたものを、無理にも放すまいとした老人は、餘程考練してをつたと見える。然し掴むものは金米糖のみではない。名譽を掴み、金錢を掴み、権力を掴んで、放すべきに放さないものは皆凡人である。金米糖を掴んだのは高が壺一つを割ればすむ。金錢などを掴んだら最後、心を苦しめ、身を苦しめ、果ては何よりも大切な人間の道をも割らねばならぬ。

放さなければならぬものは、仕方がないと諦めて放して仕舞ふがよい。かくして我慢をしてをれば、一旦放したのも、心がけ次第再び呼び戻すことが出来るのである。

扱て本日をも以て上等兵に進級し、或は伍長勤務を命ぜられ、こゝに得意の人と、失意の人とが、出来たわけである。自分の豫期に反し、上等兵、或は伍長勤務になれなかつた所謂失意の人は、今述べた諦めといふ事が大切である。仕方がないと諦めて今迄同様に勉強すれば又いつかよい機会がめぐつてくる。

往々にして諦めがつかず、遂には自暴自棄に陥り、今までとうつて變つた人物となり、軍紀風紀を紊して取りかへしのつかない不名譽を、残すやうなものもあるようである。

かような愚な者はないと思ふが、老婆心まで一言注意を述べた次第である。

二、精勵格勤

二宮尊徳の天道人道の説に、次のように述べてある。

天道は自然の道である。地に落ちた一粒の種が春に芽を出し、夏に育ち、秋に實を結ぶ。これ天道である。水は低きに流れ、火は乾けるに附く。これ天道である。物にふれて慾を起し、事に應じて情を催す。これ天道である。

人はこの天道の賜物を受けて生存するものではあるが、單に天道に任せるのみでは、其の賜物は決して人の用をなさぬ。加ふるに人道人の爲の道を以てして、天道始めて人の役に立つ。

例へば大地はよく米麥を生ずるが、農夫は必ずこれを耕す。低きに流れる水も流れるがまゝに放任しないで、堤防を築いて宜しきに導かねばならぬ。慾は抑へ情を制することを必要とする。皆これ天道に加ふるに人道を以てするのである。

人道を加へて然る後天道はよく人の用をなすのである。而して人道は勤勉、精勵を以て要とする。

勤勉努力、精勵格勤怠らず、慾を抑へ、情を制することが出来て、人道こゝに成立し、よく天道の賜物を受けることが出

来る。古歌に、

世の中に花も紅葉も金銀も

與へてあるぞ精出してとれ

と云ふ。世の中に花や紅葉や金銀があるのは天道である。これをとるには精出すことが必要で、果報はねて待てとは、愚人の諺である。

二宮尊徳は、かように勤勉努力、精勵恪勤をすゝめられて居る。

扱て本日を以て二年兵が除隊して、働く人が半分に減つた。又間もなく初年兵が入隊するので、いろ／＼の準備をせねばならぬ。たとへ初年兵が入営しても、教育の爲、或は不慣などの爲に、初年兵を使ふことが出来ない。

従つてこれから中隊の業務は、暫く忙しくなる。諸種の勤務に、使役に、非常に多忙になるのである。

平素に於ても勿論さうであるが、こう多忙になれば、一層勤勉努力精勵恪勤、よく二人分三人分の仕事を引き受けて、中隊業務上支障のないようにせねばならぬ。かくして始めて中隊としては中隊の、個人としては個人の名譽を發揚し、成績を向上させることが出来るのである。

若し上官の監視が届かないのに乗じて、無駄話などに耽り、三人も四人もかゝつて漸く一人分半人分位の仕事しか働かない様なものがあれば、中隊の業務に多大なる支障を來すのみではなく、勅諭に訓へさせ給ふた誠の道に背くものであつて、軍人としての値打のないものと云はねばならぬ。

三、寛容

あさみどり澄みわたたりたる大空の

廣きをおのが心ともがな

これは明治天皇の御製である。一點の雲もなく淺綠色に晴れて澄み渡つた大空は、まことに清らかでかつ廣いものである。

この歌ば天皇御みづからこのやうな心を持ちたしと、望ませ給へる御製である。

一天萬乘の大君の御製として、まことに尊く仰がれる。

畏れ多いことではあるが、我々も天皇のこの御精神を模範として、このやうに廣々とした心をどうぞして持ちたいものである。

底も知れぬ深い淵は、水が多いので少々の風には波は立たぬ。淺い淵は水が少ないので、少しの風にも波が立騒ぐものである。このことを古歌には、

底ひなき淵やはさわぐ山川の

淺き淵にこそあだ波は立て

と詠じてある。この歌は勿論たとへ歌である。人も同様で心の中の喜怒哀樂が、すぐ顔にあらはれる人は、心の淺い人である。大空のやうに廣い、底ひなき淵のやうに深い心であれば、少しの事には喜怒哀樂は顔に現はれぬ。僅かな過に大いに行つたへたりあわてたりすると、却つて過を大きくする。さほどでもない幸福を大いに喜んだりするのも、傍から見ても見苦しい。小さい事にすぐ腹を立てたりするのは、腹が小さいからである。

人誰れか過のないものがあらう。故意に犯した過は、良くないからとがめることは必要である。不注意であつた爲に生じた過も、見のがすことは良くないが、注意してをつても、知らず／＼過を犯すことがある。かゝる過を一々とがめるのは、と

がめる人の度量が狭いからである。「水清ければ魚棲まず」といふ諺がある。「寛なれば衆を得」とも言はれてをる。衆力を集めて初めて爲し得る大事業には、その統率者寛大の心が缺くべからざるものである。統率者が寛大でなければ、下に居る者がよく一致しないから、事業の成功は覺束ない。古來名君、名將、大政治家、大事業家と言はれる人は、皆寛大の人であつた。實に寛大は大人物の資格の一つであると言つてもよい。しかし寛大は、大事業家大人物のみに必要なのではない。人々皆この心がけがなければならぬ。主人が寛大でなくして、召使に忠實を望むことはむづかしい。兄が寛大でなくして、弟に従順を求めることは無理である。友に寛大ならずして、どうして其の交の永續を期待されよう。寛大の心が行きわたれば、一家も、學校も、軍隊も、社會も和氣霽々たるものにならう。

もとより徒らに人氣を得、人望を博する爲に、悪をも許すといふ事はよろしくない。過に寛大なれといふのは、悪を默認し、悪に同情せよといふ事ではない。悪はどこまでも悪である。たゞ悪を犯した其の人に同情するのである。所謂

その罪を悪んでその人を悪まず

との精神がそれである。人が過を犯した心に立入つて考へてやり、故意にやつた場合、不注意な場合に、それ／＼故意なる點、不注意なる點を同情の心を以て戒める。過はかくして改められ、悪人はかくして善に遷るものである。「清濁併せ呑む」といふ諺があるが、これも悪をも許すといふ意味ではない。人の過に同情せよといふ意味である。楊子で重箱の隅をほじくるように、人の過失をとがめると、人をして恐れしめ怨ましめる。

之は過を改めしめる道ではない。却つて過を隠さうとして、過を重ねしめるものである。況んや人の過を探すことを好むやうになつては、明に人の悪を正さんとする者自らが重大な惡に陥つてをるのである。

扱て軍隊に於ける寛容は、二年兵同志もとより必要であるが、二年兵が初年兵に對する場合に於て、特に其の必要を認める

のである。

殊に軍隊生活に慣れない爲に、知らず／＼のうちに犯した過を、一々責めたてる様なことは大に戒めねばならぬ。自分の入營當時の有様を思ひ浮かべて、其の過を懇に教へ導いてやるだけの寛容があつて始めて、初年兵は二年兵に心服し、喜んで其の指導を受け、融々和樂の裡に軍務に勉勵することが出来るのである。

何でもないことに腹を立てたり、些細な過失をとがめたりするのは、勅諭に、

能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし………

されは武勇を尙ふものは常々人に接するには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ。

と仰せられた御趣旨にも背くものと云はねばならぬ。

四、同情

或る刑務所で一人の重罪犯人が、隙をねらつて飛び出さうとして居つた。

所長はそれとは知らず巡視して彼のところへ行つた。其の日は寒い／＼冬の日であつた。彼は繩をなつて居つた。所長は其のかじけた手、寒さに慄へる彼を見て氣の毒に思ひ、

もつと前に出よ。その日なただ仕事をしたがよからう。

と申した。彼は所長の溫い心持に觸れると、涙ぐんで下向いた。

それ以來逃げ出さうといふ考へを棄て、只忠實に働いた。人間の暖かみが、彼を活かしたのである。これに似た様な例が他の刑務所にもあつた。看守達が口を揃へて、

何番の囚人は實に極悪非道な奴で、どうしても命令を用ひません。

と所長に報告した。所長は此の言葉を聞いて、彼の仕事場に行つた。

彼は如何にも憎らしい顔をして居る。何か與へられた仕事を、不平そうな顔でして居つた。

所長はじつと彼を見つめた。彼はお辭儀さへしない。それでも咎めもせず、彼の頭の先から足の先まで動く度毎に委しく見た。ところがどうも脚の様子が變である。腫れて居るらしいので、所長はやさしい聲で、

脚が痛いのではないか。

と申した。彼は所長の顔をじろりと見て、

脚氣です。

と吐き出す様に云つた。

あゝそうか。脚氣といふ病氣は、故郷の土を踏むと癒るといふ事だ。お前も精出して働いて、一日も早く家へ歸られる様にせねばならぬ。お医者様に診て頂いたか。

彼は何と思つたか、暫くは黙つて居つた。所長は重ねて申した。

まだなのか。

彼は再び所長を見た。前よりもいくらか和いだ顔であつた。

まだです。

所長は醫師に告げて、彼に藥を與へ、靜養させた。

彼は其後全く變た柔和な人間になり、何れの看守にも従順になつて、よく働く様になつた。

暖かい心に接すると、かたくなになつた心も砕ける。鶏が巢について、腹の暖かみで卵を暖めて居ると、幾日かたてば雛が生まれる。

暖かみの床から、命あるものが生まれて来る。これは鶏だけではない。

苗床はどうであるか。枯葉や馬糞などを積み重ね、其のまはりに風除けをし、更に出来れば硝子の蓋でもかぶせて置くと、

まだ雪も霜もある時、其の苗床からは春の眞盛の様な花が咲く。茄子や胡瓜が出来る。

母の暖かい懐に眠つて居る稚兒はどうであるか。あの暖かみにふれると、安心してすや／＼と眠る。そうして日に日に大きくなる。暖かみは、人間を否一切を育てる力である。

暖かい言葉、暖かい態度、之が淋しい人に、疲れた人に、奮ひたつ勇氣を與へるのである。

夏の日の様な焼きつける光もあれば、春の日の様なポカ／＼と暖める程度の光もある。

強いものは、焼けるような日の光にも堪へられるが、弱い植木などを強い日に當てると、すぐに枯れる。

子供は弱いものである。病人も弱いものである。世の中の複雑な問題で心を痛めて居る人も、弱いものである。頼り少ない淋しい氣持で日を送つて居る人も、亦弱いものである。

此の様な人々は、強い心に接しても癒されない。弱いものは、春の日の様な柔かい光を求める。

弱い者には餘り責めたてないで、優しい言葉、優しい態度で、心を勵まし手をとつてやるのである。そうすれば、どんなに弱くなつたものでも、其の手にすがつて立つものである。

あの人はしつかりした人だといはれる人がある。如何にもしつかりして居る。併し強すぎるために、弱いものの頼りとなれない。心の中には何程強いところがあつても、其の強さが優しい心持になつて現れなければ、人を悦ばせ慰めることは出来

ない。餅を焼くときにも、柔かい火でよく焼いたのはおいしいものである。強い火で急に焼くと、固いところもあれば焦げた所も出来る。川魚などを煮るにも、とろ／＼とした火でゆつくり煮ると、骨も頭も食べられるほどに美味しく煮へる。それを急に炊くと、本當の味は出ない。柔かい火の力は、其のものの獨特の味を出すのである。軍歌に、

それより後は一本の

煙草も二人で分けてのみ

着いた手紙も見せあふて

身の上話し繰返し

肩をたたいて口ぐせに

どうせ命はないものよ

死んだら骨を頼むぞと

云ひかはしたる二人仲

と歌はれてをる。互に同情し同情せられ、慰めもし慰められもし、本當に親身も及ばない程の温い情で、結び合つて居るのが戦友である。わけて初年兵は、暖い家庭を離れて、全く別世界に這入つたのである。

其の不安、其の心細さは、既に我々が経験した所である。初年兵は淋しい人である。弱い人である。一層暖い心柔い心で、親身になつて導いてやらねばならぬ。勅諭にも、

されは武勇を尙ふものは常々人に接するには温和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひた
らは果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ

と仰せられてある。強い火で急に焼く様なことは、深く戒めねばならぬ。それで始めてすべてを打ち忘れて、一生懸命に勉強する事が出来る。よく育つて行くのである。

五、歳末感

秋になると木の葉が落ちる。常盤木の葉は一年中青々として居るが、あれも落ちないのではない。新しい葉が出来ては、次ぎ／＼に古い葉と交代する。それだから松の枯葉も出来るのである。葉が落ちるといふのは、不用になつたものを振り落すのである。不用なものを振り落してこそ、新しいものが生まれる。反対に新しいものが生れるために、不用な古いものを振り落すのだとも言はれる。

我々の生活の中にも、無駄が澤山ある。品物にも不用なものがある。この不用な事の一切を振り落さねばならない。修養に氣をつける様になつてからは、朝寝をしなくなつたといふ人がある。親にそむかなくなつたと云ふ人もある。雑談する時間が惜くなつたといふ人もある。贅澤な生活をして居つたのが恥かしいと云ふ人もある。

其の人の生活振が變つた。心の持ち方が變つた。新芽が出かけたのである。それだから、朝寝とか、贅澤とか、親不孝とか、無駄話とかいふ枯葉が落ちないでは居られなくなつたのである。

痼疾だの、我儘だの、嫉妬だのといろ／＼な枯葉がくつついて居る。みんな振り落したいものである。過去の災難、これも亦枯葉である。子供の時からいろ／＼と不幸な目に出あつた人があらう。いじめられた事も、無理な取扱を受けた事もあるであらう。今思ひ出しても憎らしいと思ふ様な事、恨みたい様な事、敵をうちたいやうな事もあらう。それが人間の心で、悪いと思ひながらも、いつまでも忘れられぬ無念さ悔しさがあらう。然し落葉である。

我々の心持が變つた今の今、我々の心にもつと力強い清い姿が現れた今の今、もうそれは枯葉である。きれいにさつぱりと振り落さねばならぬ。いつまでもいやな記憶を持つて居るものではない。

過去の失敗、これ亦枯葉である。

清まつた今の心で過ぎ去つた日の事を思ひ返すと、恥かしい事が澤山あらう。親に、兄弟に、友に、先生方に、諸上官に申譯のない事もあらう。併し其の過が、新しい心の芽生をもつた我々に、今くつついては居ない。去年の我々が、今の我々ではない。今の我々は、今の心の持主である。過去にどんな事があらうとも、それは過去で枯葉である。振り落さなければならぬ。心に掛ける必要はない。三年前によしや我々が盗みをして、恐ろしい過を犯しても、それは過去の我々である。今の我々は、今の芽生を延ばし、凡ての汚れから清まらなければならぬ。

實に有難いではないか、枯葉が落ちると、それが肥料になつて新芽の養ひになるのである。我々がこれまでに犯した罪惡も、失敗も、不幸な災難の経験も、それがみんな肥料になつて今の新芽を延ばしてくれるのである。

災難も、失敗も、それが薬になり、滋養になるのである。世の中の成功者が、多くは失敗の過去をもつて居る。決してトントン拍子に成功したのではない。又人の知らぬ苦勞をして居る。様々の難行苦行をして居る。それがみんな役立つて、成功者となつたのである。我々がこれまで不幸から不幸の境遇を通つたならば、それは悦ばねばならぬ。其の不幸が、我々の恩恵に變るのである。身から出た失敗、これはありたくないものである。併しあつたならば、其の失敗も亦我々の一生を救ふ薬であり、恩恵である。

新芽の出ない人ならば仕方がないが、内に生命があつて新芽さへふき出すならば、これまでの不幸失敗、それ等の一切が枯葉の朽ちるが如く朽ちて、我々を養ひ、我々を幸福にして、新芽を育てて呉れるのである。

新芽は外からくつつけるのではなく、枯れた様な枝から吹き出すのである。其の力は内にあるのである。早春の頃、あの桐の木を見ると、去年の實がカラ／＼になつて付いて居る。どう見ても凡てが枯れ切つて居る様である。ところがそれが僅か

二ヶ月程のうちに、あの大きな葉を擴げ、あの甘い香りの氣高い花を附けるのである。

去年の秋風に誘はれて落ちた葉は、根元に腐つて形さへとゞめない柿の木もそうであり、桑の木も、樺もそうである。枯れた様な木の枝から、夫々の葉が延びるのである。

野焼した芝生の土手を歩くと、其の中から観音草がしなやかな芽を延して居る。土筆坊が延びて居る。蓬が浅い緑の葉を揃へて居る。菫はもう咲いて居る。みんなあの土の中の枯れた様な根から萌へ出たのである。決して／＼外から人間がくつつけたのではない。

誰も心に、生きた靈が眠つて居る。一度この靈が呼び醒されると、其の人の持つて居る才能が、新芽のやうに内から溢れ出るのである。萌へ出るのである。誰でもこの力を抑へる事は出来ない。

私の様なものに何が出来るか。

と弱音を吐く人がある。又人を頼つて自分の道を開かうとする人があるが、何といふ考へちがひであらう。自分の中に、自分を延ばす力は隠れて居る。誰に頼つたからとて、他からどうする事も出来ない。桐の木が、桑の木に頼んで自分の葉をつけては貰はない。蓬も、土筆坊も、みんな自分の内にある力で、自分を成長させるのである。他の力で葉や花や蕾をつけたものがある。それは造花といつて、死物である。

他の力で成功しよう、立身出世しようといふのは、この造花を真似るものである。一寸見た時には、立派に花もつくであらう。綺麗な座敷にも飾られるであらうが、決して實を結ばない。そうしてゴミがたまると棄てられる。

昨日は今日の昔である。誰も昨日に歸ることは出来ない。昨日は昨日に葬らせて、今日の日に活きねばならぬ。昨日立派な事をして、それは昨日の自分である。昨年何かの過があつても、それは昨年の自分である。

小學校卒業の時優等でも、在學中無缺席でも、今の自分が書物も讀まず、善い行もせず、そうして病氣がちならば、小學校時代の誇りが何の役に立つであらうか。

我々は過去を誇り又悲しむ人とならず、現在を出発點とする新生涯に生きなければならぬ。新生涯は見ても感じがよい。一切が新鮮である。

神様の御祭をする時、掃除をしたり、白い布を敷いたりする。さうして新鮮な野菜や、魚などを御供へする。

神官が新しい眞禰に、新しい紙でつくつた御幣を結びつけ、それで潔める。何となく身も心も潔くなつた感じがする。こんな氣持を「神聖」と言ふのである。

昨日まで過つた生涯を送つた人が、其の心を入れ替へて、すがすがしい氣分になり、全く新しい生活に入つた。形の上では昨日と同様であるが、心の持ち方が全く變つた。

いや／＼では無い。義務ではない。金の爲でもない。お役目でもない。心から其の仕事が我が務めと信じ、悦んで眞剣にする。にこ／＼して働く。楽しんで働く。

頼まれた事とも思はず、断られても働かないでは居られぬ氣持で働く。この姿、それは本當に神聖である。

六、初年兵に對する心得

近く初年兵が入隊するに就て、二年兵の初年兵に對する心得を述べておきたいと思ふ。

一、同情心を以て接すること。

萬事同情の心、思ひやりの心、勞る心を以て初年兵に接することが第一である。初年兵は暖き家庭を離れて入隊する。中

には病氣の父母や、頼りない弟妹を残して、後髪を引かれるような思ひで入隊するものもあらう。初めて親の膝許を離れて入隊するものもあらう。身體が續くだらうか、よく學科が覚えられるだらうかなどと心配しながら、入隊するものもあらう。さうして入隊すると、生活状態はまるで一變し、見るもの聞くもの皆新しい世界である。

其の心配さ、不安さ、心細さは實に非常に大きいものである。これは今更いふまでもなく現によく我々が、昨年實際に味つて來た通りである。

我々は昨年を回顧して見ると、茲にいろ／＼の感想があるであらう。某がさうして呉れたので、非常に愉快であつたとか、心強かつたとか、或は某がさう／＼したので、大變不安であつたとか、癪に障つたとか、いろ／＼あるであらう。

「我が身をつめて人の痛さを知れ」といふ諺があるが、我々が會つて不快に感じ癪に障つた様なことは決して初年兵に施すことなく、心強かつたことや愉快であつた様なことはどし／＼仕向けてやるやうに、よく同情心を以て接したならば、彼等は愉快に快活に日々の教育を受けることが出来るのである。

二、寛容の心を持つこと。

初年兵は萬事に不慣である。過や失策があるのは、當然であると思はねばならぬ。誰に對してでも其の誤を大目に見てやる、善意に解するといふことは、誠に美しいことであるが、不慣な初年兵に對しては特に必要である。

往々會て自分が一寸した過や失策をした爲に、ひどく叱られたとか、の／＼しられたとかいふ事を思ひ出して、「自分の初年兵の時にはこうであつた」と、一つの申送りのように初年兵を苛るものがある。又自分のいら／＼した氣分から初年兵に當り散らして、江戸の仇を長崎でうつといふやうなものもある。こんな事では、中隊の融和も何もあつたものではない。氣の小さい初年兵が、之が爲に逃亡するとか、自殺するとかいふ大間違を起したといふ様な例も屢々あるのである。